

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、男女ともに大きい。特に女性の就業や生活への影響は甚大である。飲食・宿泊業等をはじめ、女性の就業者が多いサービス業を直撃し、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化したほか、女性の自殺者数が急増した。DV（配偶者暴力）相談件数の増加や、女性の貧困の問題等が可視化され、令和3年版「男女共同参画白書」で明らかにしたとおり、我が国において男女共同参画が進んでいなかったことが改めて顕在化した¹。こうした問題の背景には、ひとり親世帯や単独世帯の増加等、家族の姿が変化しているにもかかわらず、男女間の賃金格差や働き方等の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等が、依然として戦後の高度成長期、昭和時代のままとなっていることが指摘されている²。例えば、男女間の賃金格差を見ると、同じ正社員でも年齢とともに男女間の賃金格差が拡大する傾向があり、また、平均的に見ると、大卒女性の正社員の給与は高卒男性とほぼ同水準である。

他方、今や、女性の半数は90歳以上まで生きる。平均寿命は女性87.71歳、男性81.56歳であるが、死亡年齢最頻値は女性93歳、男性88歳であり、100歳を超える人は、令和2（2020）年時点で女性69,757人、男性9,766人となっている。まさに人生100年時代といえる。

もはや昭和ではない。昭和の時代、多く見られたサラリーマンの夫と専業主婦の妻と子供、または高齢の両親と同居している夫婦と子供という3世代同居は減少し、単独世帯が男女全年齢層で増加している。人生100年時代、結婚せずに独身でいる人、結婚後、離婚する人、離婚後、再婚する人、結婚（法律婚）という形を取らずに家族を持つ人、親と暮らす人、配偶者や親を看取った後ひとり暮らしをする人等、様々であり、一人ひとりの人生も長い年月の中でさまざまな姿をたどっている。このように家族の姿は変化し、人生は多様化しており、こうした変化・多様化に対応した制度設計や政策が求められている。

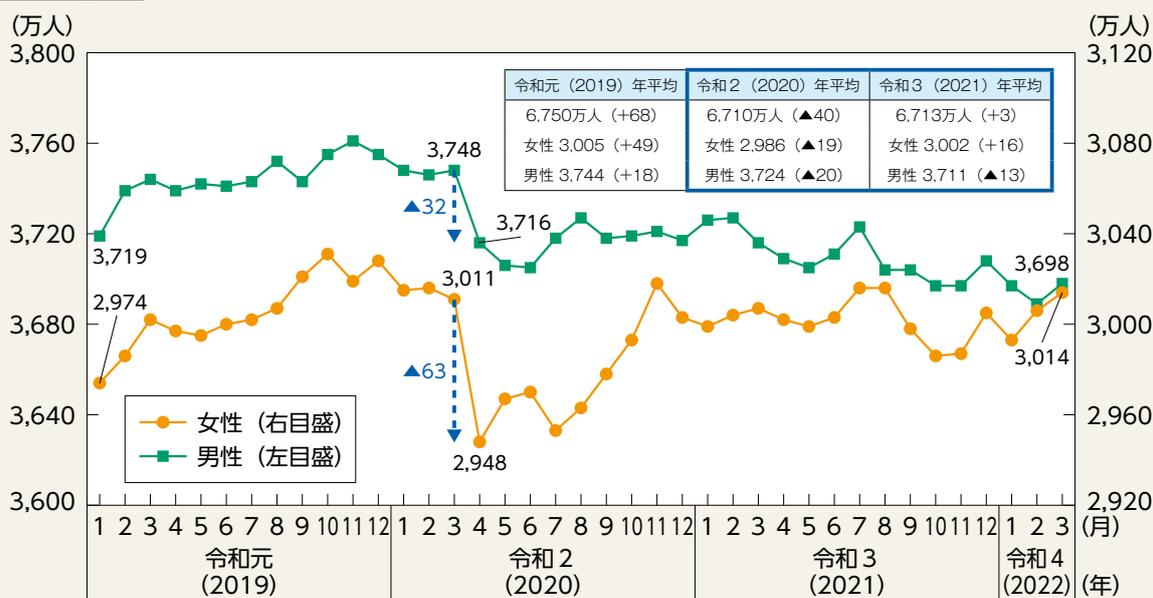
第1節、第2節では、家族の姿の変化と人生の多様化、結婚と家族を取り巻く状況について、政府統計を中心とした各種統計データ及び内閣府で実施した意識調査等を中心に整理した上で、実態とかけ離れた制度・慣行、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を含む固定的な性別役割分担意識等に基づく構造的な問題に起因する課題を明らかにし、第3節で、人生100年時代における男女共同参画の課題について考察する。

¹ コロナ下の女性への影響については、令和3年版「男女共同参画白書 特集（コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来）」、内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」(<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html>)で分析している。

² 内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」にて指摘。

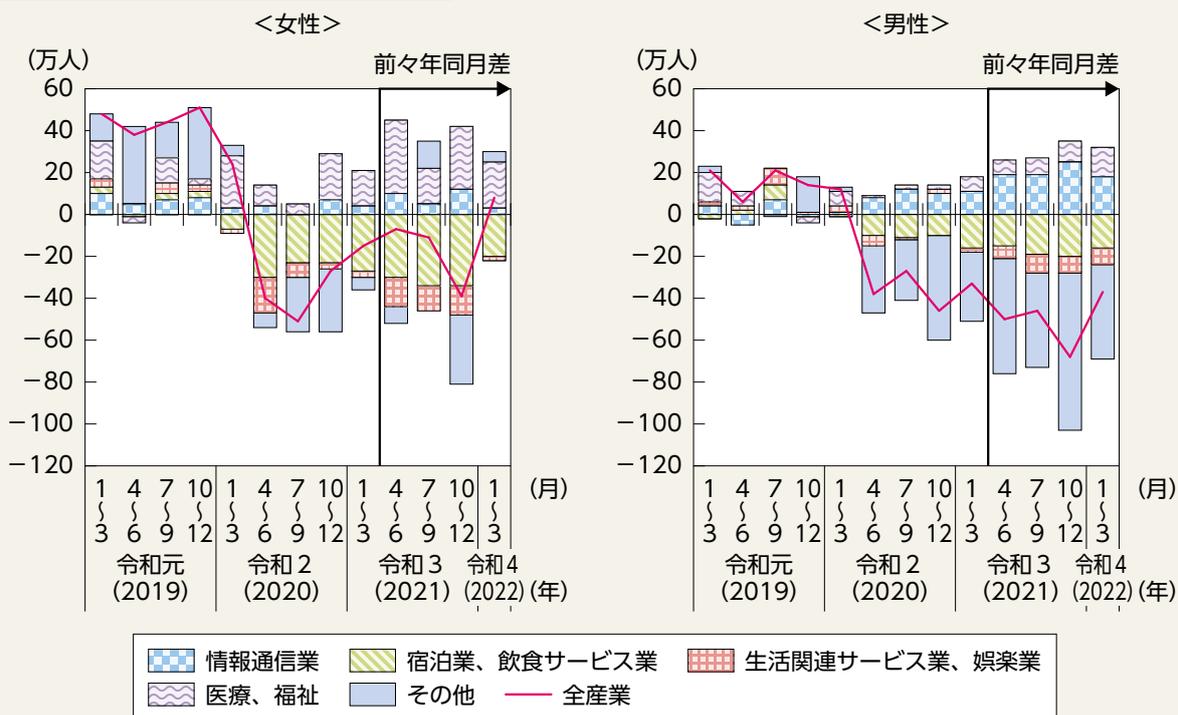
コロナ下の女性への影響

就業者数の推移



(備考) 総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。

産業別就業者数の前年、前々年同月差の推移



(備考) 総務省「労働力調査」より作成。原数値。

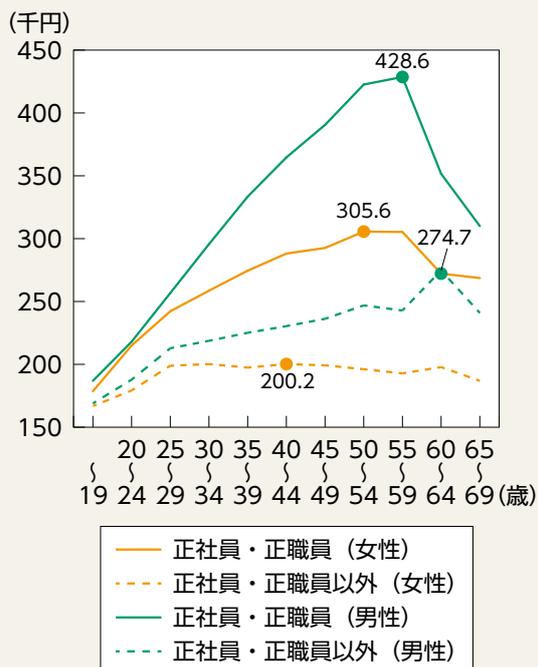
自殺者数の推移

令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年
20,169人	21,081人 (+912)	21,007人 (▲74)
女性 6,091	女性 7,026 (+935)	女性 7,068 (+42)
男性 14,078	男性 14,055 (▲23)	男性 13,939 (▲116)

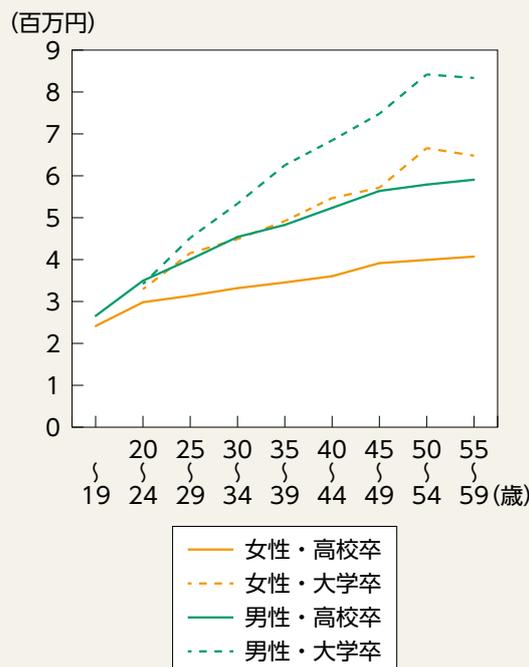
(備考) 警察庁ホームページ「自殺者数」より作成。確定値。

男女間賃金格差

<所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別）>



<男女別・学歴別の年収（正社員・正職員）>



- (備考) 1. 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 男女別・学歴別の年収は、きまって支給する現金給与額と賞与その他特別給与額を年収換算した値を示した。

男女の寿命

	女性	男性
90歳時生存割合	52.6%	28.1%
95歳時生存割合	27.9%	10.5%
平均寿命	87.71歳	81.56歳
死亡年齢最頻値	93歳	88歳
100歳以上の人口	69,757人	9,766人
105歳以上の人口	5,800人	715人

- (備考) 1. 100歳以上の人口及び105歳以上の人口については総務省「令和2年国勢調査」、その他については厚生労働省「第23回生命表」より作成。
2. 「死亡年齢最頻値」は死亡者が最も多い年齢。

特集のポイント

第1節 家族の姿の変化・人生の多様化

- 近年（平成27（2015）年～令和元（2019）年）は、婚姻件数は約60万件で推移。離婚件数は、約20万件と、離婚件数は婚姻件数の約3分の1で推移。
- コロナ下の令和2（2020）年以降は、婚姻件数は、令和2（2020）年52.6万件、令和3（2021）年51.4万件（速報値）と、戦後、最も少なくなった。
- 昭和55（1980）年と令和2（2020）年の配偶関係別の人口構成比を見ると、この40年間で、男女ともに「未婚」と「離別」の割合が大幅に増加。
- 30歳時点の未婚割合は、令和2（2020）年時点で、女性は40.5%、男性は50.4%。
- 50歳時点で「未婚」「離別」「死別」により配偶者のいない人の割合は、令和2（2020）年時点では男女ともに約3割。
- 「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向。
- 昭和55（1980）年から令和2（2020）年にかけて、20歳以上の女性の単独世帯は3.1倍（うち未婚は2.3倍）、男性の単独世帯は2.6倍（うち未婚は1.7倍）に増加。
- 就業している単独世帯の女性と男性を比べると、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は53.3%、男性は31.9%と、女性の割合が高い。単独世帯もそれ以外の世帯も、女性の場合は200～299万円に分布が集中している。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況

- 「配偶者、恋人はいない（未婚）」との回答は、男女ともに、全世代で2割以上。特に20代の女性の約5割、男性の約7割が、「配偶者、恋人はいない（未婚）」と回答。
- 「配偶者（法律婚）がいる」と回答した人は、女性は20代で約2割、30代で約6割、40代以降で約7割。男性は20代で14%、30代で約5割、40代以降で6～8割。
- 20代の独身者では、女性の方が男性よりも「結婚意思あり」の割合が高いが、40代以降は、女性は割合が減る一方、男性の場合は、40～60代も2～4割が結婚願望を持っている。
- 「結婚意思なし」との回答をしたのは、女性は20代で14.0%、30代で25.4%、男性は20代で19.3%、30代で26.5%。
- 積極的に結婚したいと思わない理由について、独身の男女で比較すると、女性の場合、5割前後となっている項目は、「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」、「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」。男女間で差があり、女性の方が高いものは、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」、「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」など。男性の方が高いものは、「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」。
- 令和2（2020）年に、別居し離婚した人の別居を開始した年齢は、男女ともに30代が最も多く（女性32.5%、男性30.3%）、続いて40代（女性27.5%、男性28.8%）、20代（女性21.4%、男性15.8%）。
- 50代女性は19.4%、60代女性は18.4%、50代男性は13.3%、60代男性は12.9%が離婚経験がある。50～60代の現在独身の人に着目すると、女性は約半数が離婚経験があり、

男性は半数以上がこれまで一度も結婚していたことはない。

- 将来、「離婚可能性あり」と回答した人は、男女ともに約15%。
- 40～50代の男女について、既婚者と独身者（居住形態別）の個人年収を見てみると、独身女性で個人年収300万円未満（収入なし含む）なのは、「一人暮らし」が約5割、「親と同居」が約6割。独身男性では、「700万円台以上」の割合が既婚者と比較して低い。

第3節 人生100年時代における男女共同参画の課題

- 人生100年時代を迎え、日本の家族と人々の人生の姿は多様化し、昭和の時代から一変。
- 今後、男女共同参画を進めるに当たっては、常にこのことを念頭におき、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すとともに、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していく必要がある。
- 長い人生の中で経済的困窮に陥ることなく、尊厳と誇りをもって人生を送ることができるようにするために優先的に対応すべき事項。
 1. 女性の経済的自立を可能とする環境の整備
 2. 世帯単位から個人単位での保障・保護／無償ケア労働を担っている人への配慮
 3. 早期からの女性のキャリア教育
 4. 柔軟な働き方を浸透させ、働き方をコロナ前に戻さない
 5. 男性の人生も多様化していることを念頭においた政策

この節では、結婚と家族の現状について、婚姻関係の変化、家族の姿の変化から整理を行い、人生の多様化と課題について概観する。

1 結婚と家族の現状

(1) 婚姻関係の変化

(結婚・離婚・再婚件数の推移)

結婚・離婚・再婚件数の推移を見ると、第1次ベビーブーム世代³が20代前半の年齢を迎えた昭和45(1970)年は、婚姻件数は約100万件、離婚件数は約10万件だった。婚姻件数は、昭和47(1972)年にピーク⁴となった後は減少し、第2次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた平成7(1995)年～平成12(2000)年に再び一時的に増加⁵し、その後は減少傾向となり、近年(平成27(2015)年～令和元(2019)年)は、約60万件で推移していた。離婚件数は、戦後

最も少なかった昭和36(1961)年⁶以降変動しつつ増加傾向をたどり、近年(平成27(2015)年～令和元(2019)年)は、約20万件と、婚姻件数の約3分の1で推移していた。コロナ下の令和2(2020)年以降は、婚姻件数は、令和2(2020)年52.6万件、令和3(2021)年51.4万件(速報値)⁷と、戦後最も少なくなり、離婚件数は、令和2(2020)年19.3万件、令和3(2021)年18.8万件(速報値)⁷となっている(特-1図)。

全婚姻件数に占める再婚件数の割合は1970年代以降増大傾向にあり、令和2(2020)年の再婚件数は13.9万件と、婚姻の約4件に1件が再婚となっている。再婚件数に占める夫妻の初婚—再婚の組み合わせ別割合を見てみると、令和2(2020)年は、夫再婚—妻再婚は5.2万件(37.3%)、夫再婚—妻初婚は5.0万件(36.3%)、夫初婚—妻再婚は3.7万件(26.4%)と、「夫妻とも再婚」が最も多い(特-2図)。

³ ベビーブームとは、赤ちゃんの出生が一時的に急増することをいう。日本では、第2次世界大戦後、2回のベビーブームがあった。第1次ベビーブームは昭和22(1947)年から昭和24(1949)年、第2次ベビーブームは昭和46(1971)年から昭和49(1974)年である。第1次ベビーブーム世代は「団塊の世代」、第2次ベビーブーム世代は「団塊ジュニア」と呼ばれている(内閣府「平成27年版少子化社会対策白書」)。

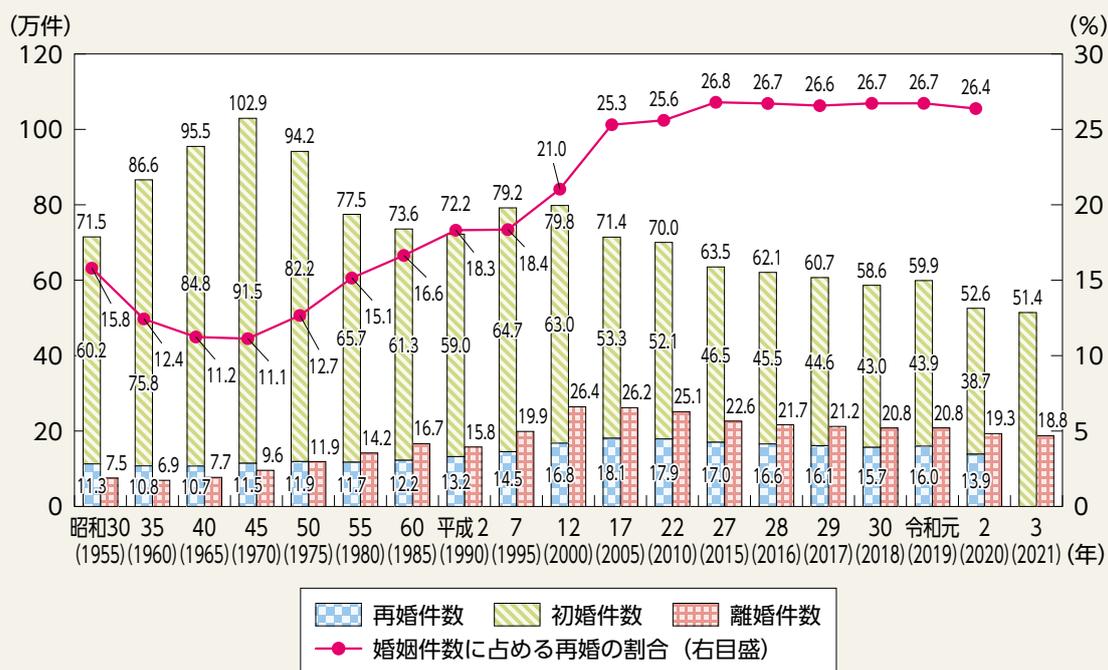
⁴ 昭和47(1972)年の婚姻件数は、109万9,984件(厚生労働省「人口動態統計」)。

⁵ 平成5(1993)年から平成13(2001)年は、おおむね79万件台で推移(厚生労働省「人口動態統計」)。

⁶ 昭和36(1961)年の離婚件数は、6万9,323件(厚生労働省「人口動態統計」)。

⁷ 令和3(2021)年の数値は、日本における外国人等を含む速報値。

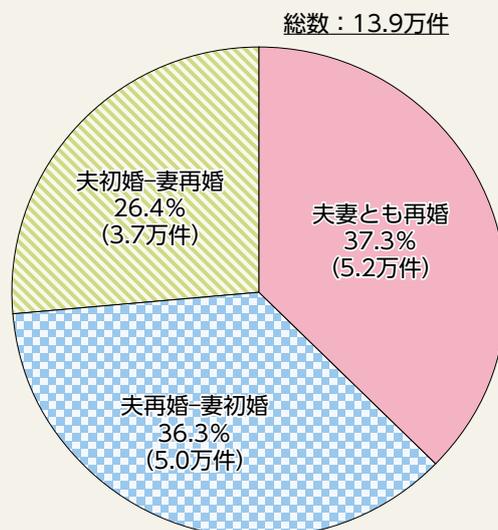
特-1図 婚姻・離婚・再婚件数の年次推移



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。

2. 令和3(2021)年の数値は、日本における外国人等を含む速報値。令和3(2021)年の婚姻件数は、再婚件数と初婚件数の合計。

特-2図 夫妻の初婚—再婚の組合せ別再婚件数・割合 (令和2(2020)年)



(備考) 厚生労働省「人口動態統計」より作成。

(配偶関係別の人口構成比)

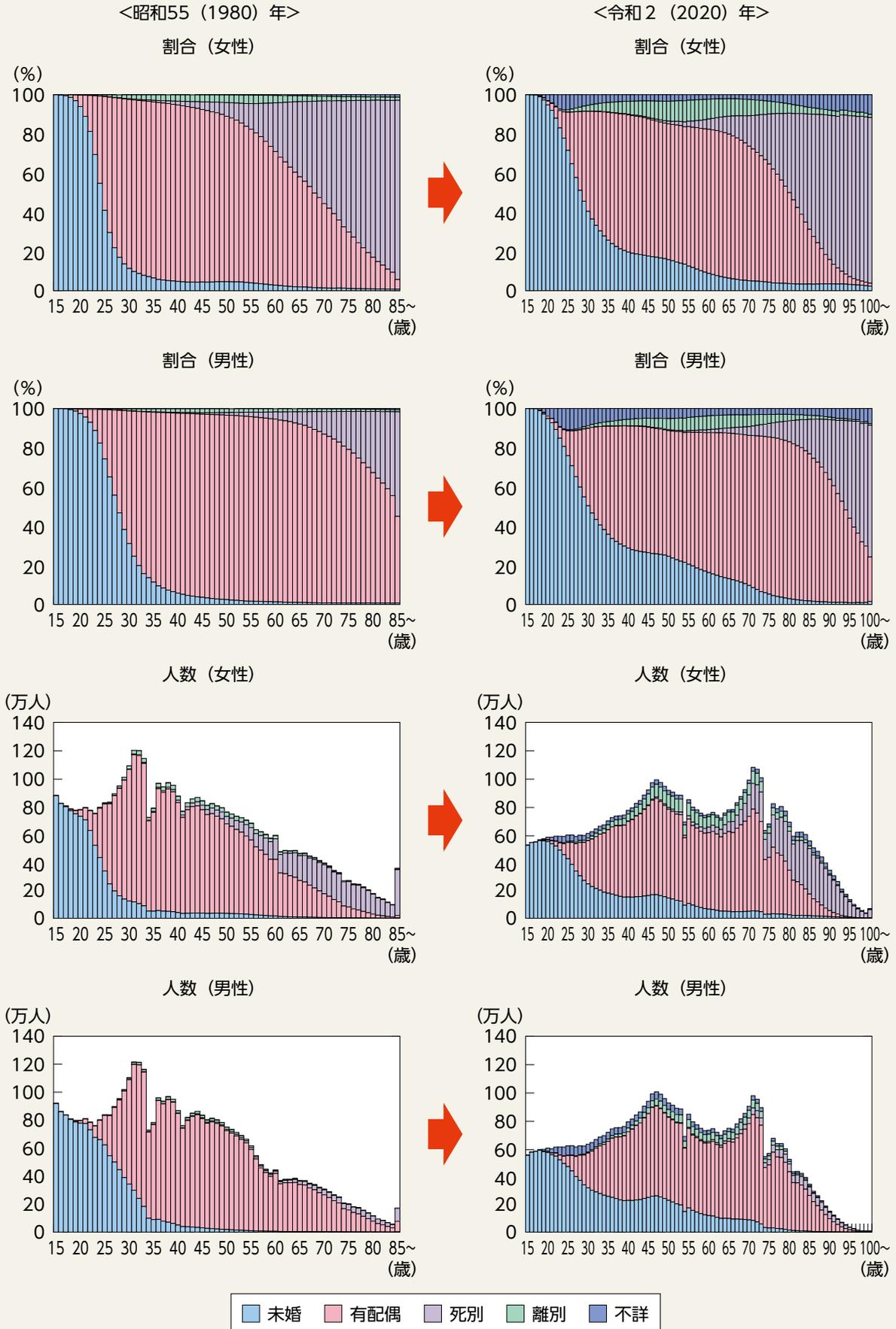
昭和55（1980）年と令和2（2020）年の配偶関係別の人口構成比を見ると、この40年間で、男女ともに「未婚」と「離別」の割合が大幅に増加している。30歳時点の未婚割合は、女性は11.3%（1980年）から40.5%（2020年）へ、男性は31.1%（1980年）から50.4%（2020年）にそれぞれ増加している。50歳時点で「未婚」「離別」「死別」により配偶者のいない人の割合は、昭和55（1980）年時点では、女性約2割、男性1割未満だったものの、令和2（2020）年には約3割となっている。この内訳を見ると、女性は、未婚15.8%、離別10.2%、死別1.4%、

男性は、未婚24.6%、離別5.7%、死別0.5%である（特-3図）。

50歳時の未婚割合⁸を見ると、昭和55（1980）年時点では、男女ともに非常に低く（女性4.45%、男性2.60%）、男性と比較して女性の方がやや高かった。しかし、平成2（1990）年以降、男性の50歳時の未婚割合が急上昇しており、女性を大きく上回り続けている。令和2（2020）年の50歳時の未婚割合は、女性は17.81%であり、50歳の女性の約6人に1人は結婚経験がない。男性は28.25%となり、50歳の男性の約4人に1人は結婚経験がない（特-4図）。

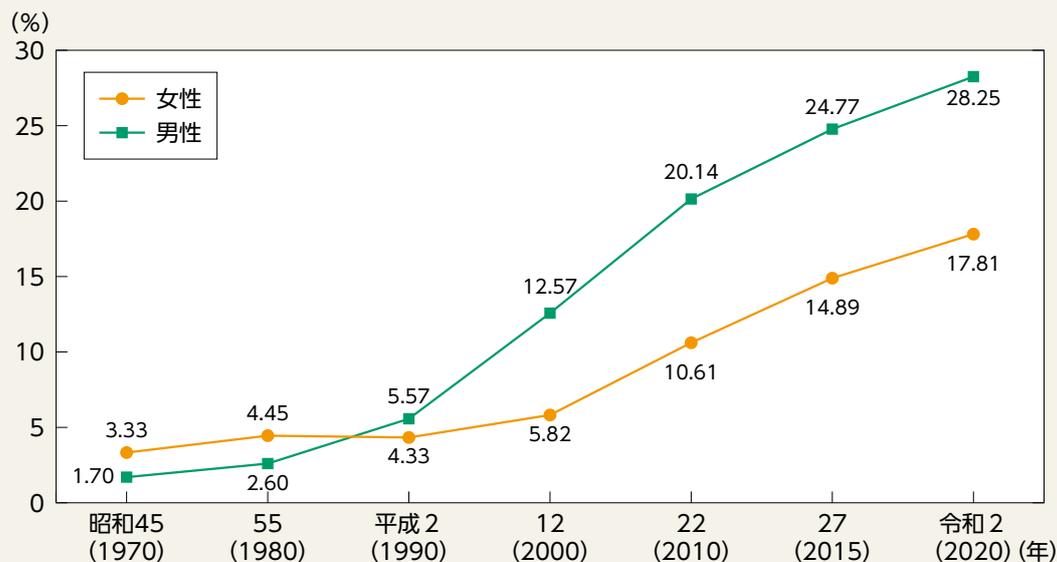
⁸ 45～49歳の未婚割合と50～54歳の未婚割合の平均値。

特-3図 配偶関係別の人口構成比（男女別）の変化



(備考) 総務省「国勢調査」より作成。

特－4図 50歳時の未婚割合



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2022)」より作成。
 2. 「50歳時の未婚割合」とは、45～49歳の未婚割合と50～54歳の未婚割合の平均値。
 3. 平成27(2015)年と令和2(2020)年は、配偶関係不詳補完結果に基づく値。

(2) 家族の姿の変化

(世帯の家族類型別構成割合)

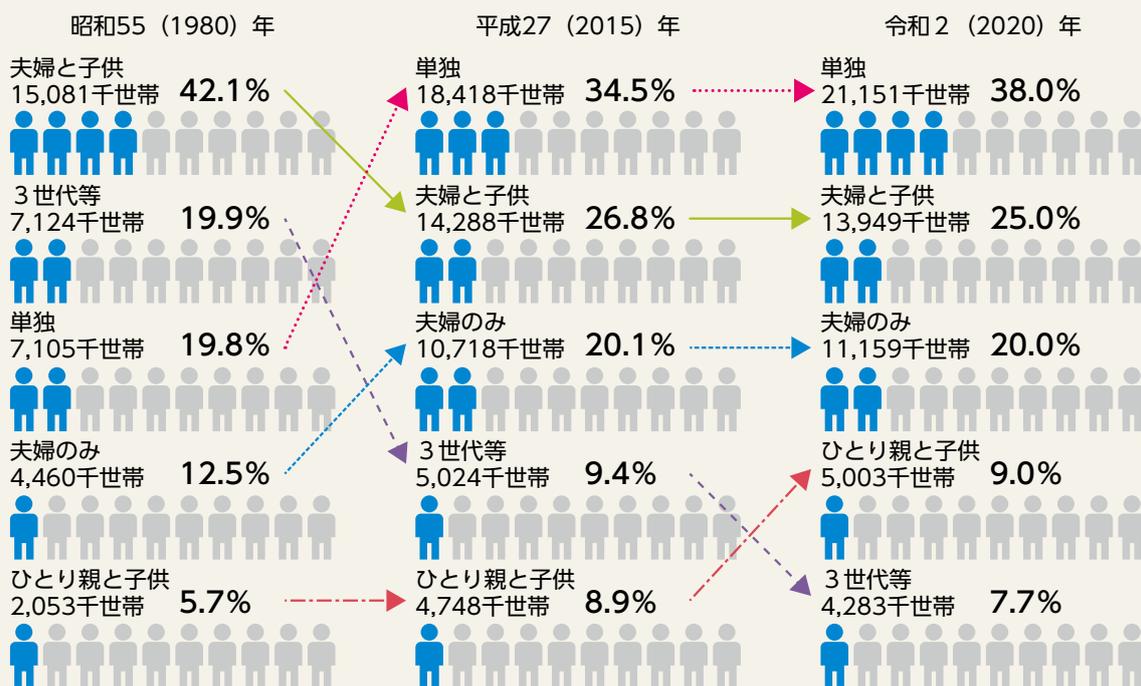
家族の姿の変化を見てみると、昭和55(1980)年時点では、全世帯の6割以上を「夫婦と子供(42.1%)」と「3世代等(19.9%)」の家族が占めていた。令和2(2020)年時点では、「夫婦と子供」世帯の割合は25.0%に、「3世代等」世帯の割合も7.7%に低下している一方で、「単独」世帯の割合が38.0%と、昭和55(1980)年時点の19.8%と比較して2倍近く増加している。また、子供のいる世帯が徐々に減少する⁹中、「ひとり親と子

供」世帯は増加し、令和2(2020)年に「3世代等」世帯の数を上回っている(特－5図)。

世帯の家族類型別構成割合の推移を見ると、「単独」世帯の割合は、平成27(2015)年に34.5%と全世帯の3分の1を超え、その後も上昇すると推計されている。昭和55(1980)年に42.1%と、4割を超えていた「夫婦と子供」の世帯は、平成27(2015)年は26.9%と、全世帯の約4分の1にまで減少し、その後も減少すると推計されている(特－6図)。

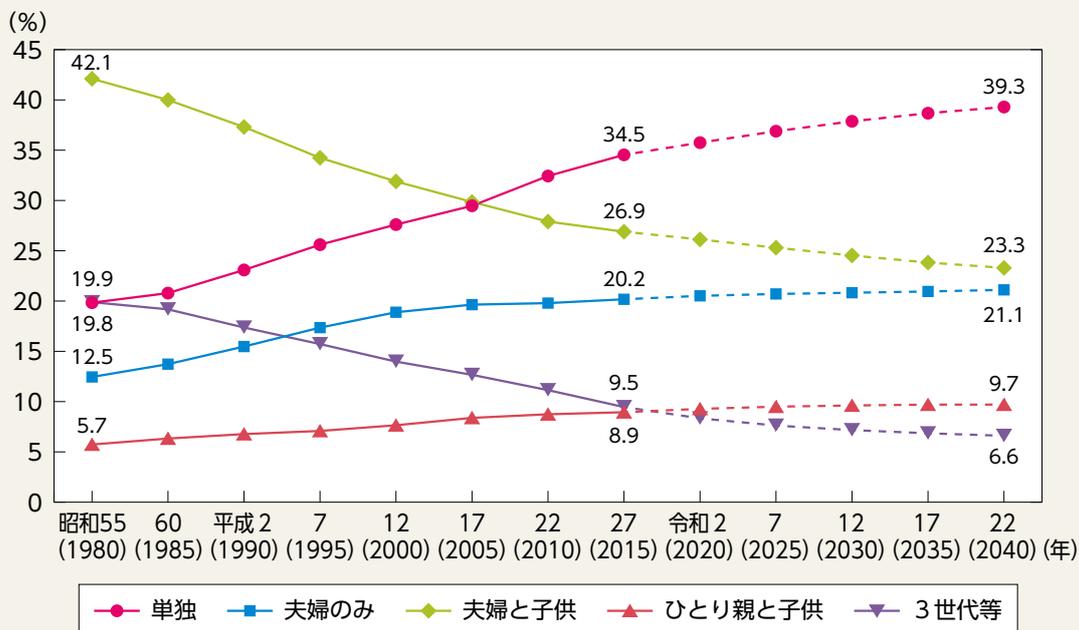
⁹ 児童(18歳未満の未婚の者)のいる世帯の推移を見ると、昭和61(1986)年17,364千世帯(全世帯に占める割合46.2%)、令和元(2019)年11,221千世帯(同21.7%)となっている(厚生労働省「国民生活基礎調査」)。

特-5図 家族の姿の変化



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。
 2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

特-6図 世帯の家族類型別構成割合の推移



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 (全国推計)」(2018 (平成30) 年推計) より作成。
 2. 一般世帯に占める比率。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。
 4. 平成27 (2015) 年は家族類型不詳を案分した世帯数を基に割合を計算している。令和2 (2020) 年以降は推計値。

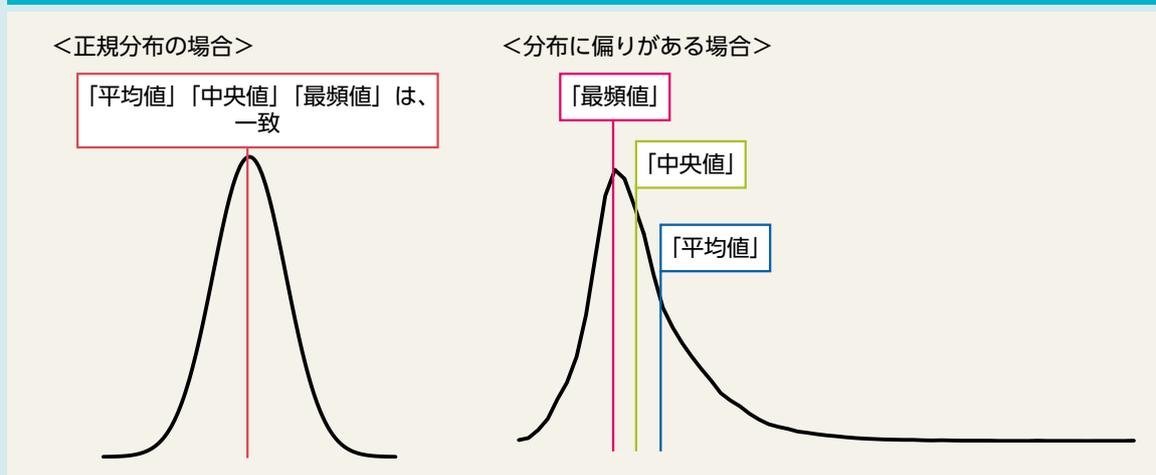
1

平均値と最頻値考察～「平均初婚年齢」と「初婚年齢の最頻値」の間には3歳から4歳の差～

統計学では、集団の中心的傾向を示す値は「代表値」と呼ばれ、「代表値」には、「平均値」「最頻値」「中央値」がある。「平均値 (average)」は、データの合計をデータの個数で割ったもので、「算術平均」ともいう。「最頻値 (mode)」は、その値が起こる頻度が最も高い値のことで、最頻値を求めるには、度数分布表¹を作成し、度数の最も多い値が「最頻値」となる。「中央値 (median)」は、データを値の小さいほうから順に並べたときにちょうど半分にデータを分ける値をいう。

3つの代表値の関係性を見てみると、データの分布が左右対称に近い山形（正規分布）になっていれば、「平均値」、「中央値」、「最頻値」は一致する（図1の左図）。一方、分布に偏りがある場合、「中央値」、「平均値」、「最頻値」はそれぞれ異なった値を取る（図1の右図）。

(図1) データの分布 (例)



一般的には、「平均値」を基準に物事を考える人は少なくない。しかしながら、上記の図のとおり、「平均値」は、大きな値や小さな値（外れ値）に引っ張られるという特徴があるため、必ずしも実際の姿を正確に表しているわけではないことには留意が必要である。

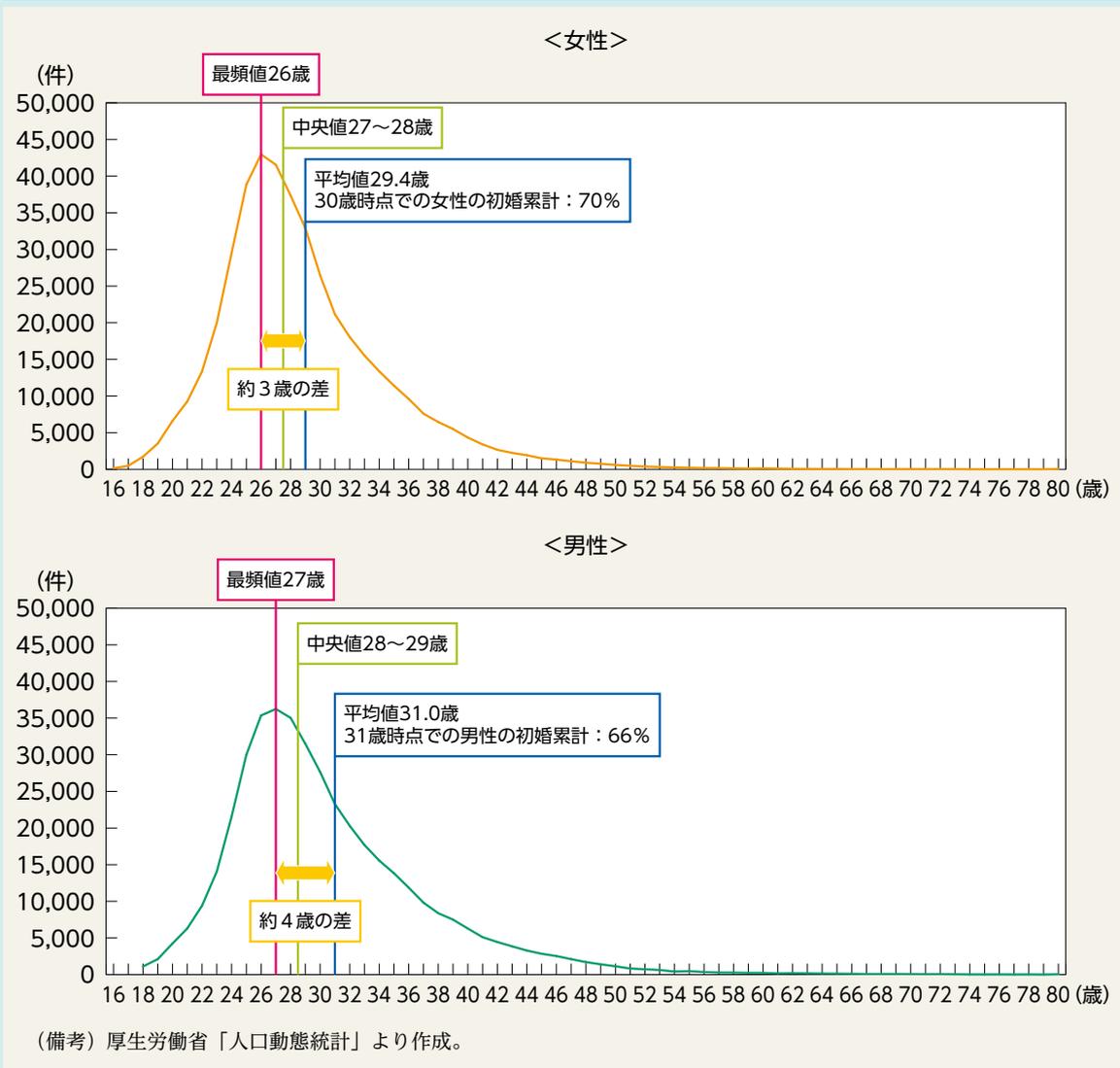
例えば、「令和2（2020）年の女性の初婚年齢の「平均値」は29.4歳であった」と聞くと、30歳前後で結婚した人が多かったように感じるが、実際に令和2（2020）年の女性の婚姻件数の年齢別の状況を見ると、婚姻が最も多かった年齢（初婚年齢の「最頻値」²は26歳であり、27歳以降は、年齢が上がるごとに婚姻件数が大きく減少している。男性についても同様の傾向が見られ、令和2（2020）年の初婚年齢の「平均値」は31.0歳、初婚年齢の「最頻値」は27歳であり、初婚年齢の「平均値」と、初婚年齢の「最頻値」の間に女性は約3歳、男性は約4歳の差があった。なお、初婚年齢の「平均値」と「最頻値」の間にかい離が生じた理由は、一部の中高齢者の結婚が「平均値」を大きく引き上げているためである。また、

1 データがどのように散らばっているかを示す表であり、値自身や値の階級に対して、その範囲にいくつデータがあるかの頻度（度数）を表したものをいう。

2 初婚のうち、婚姻件数が最も多かった年齢（厚生労働省「人口動態統計」）。

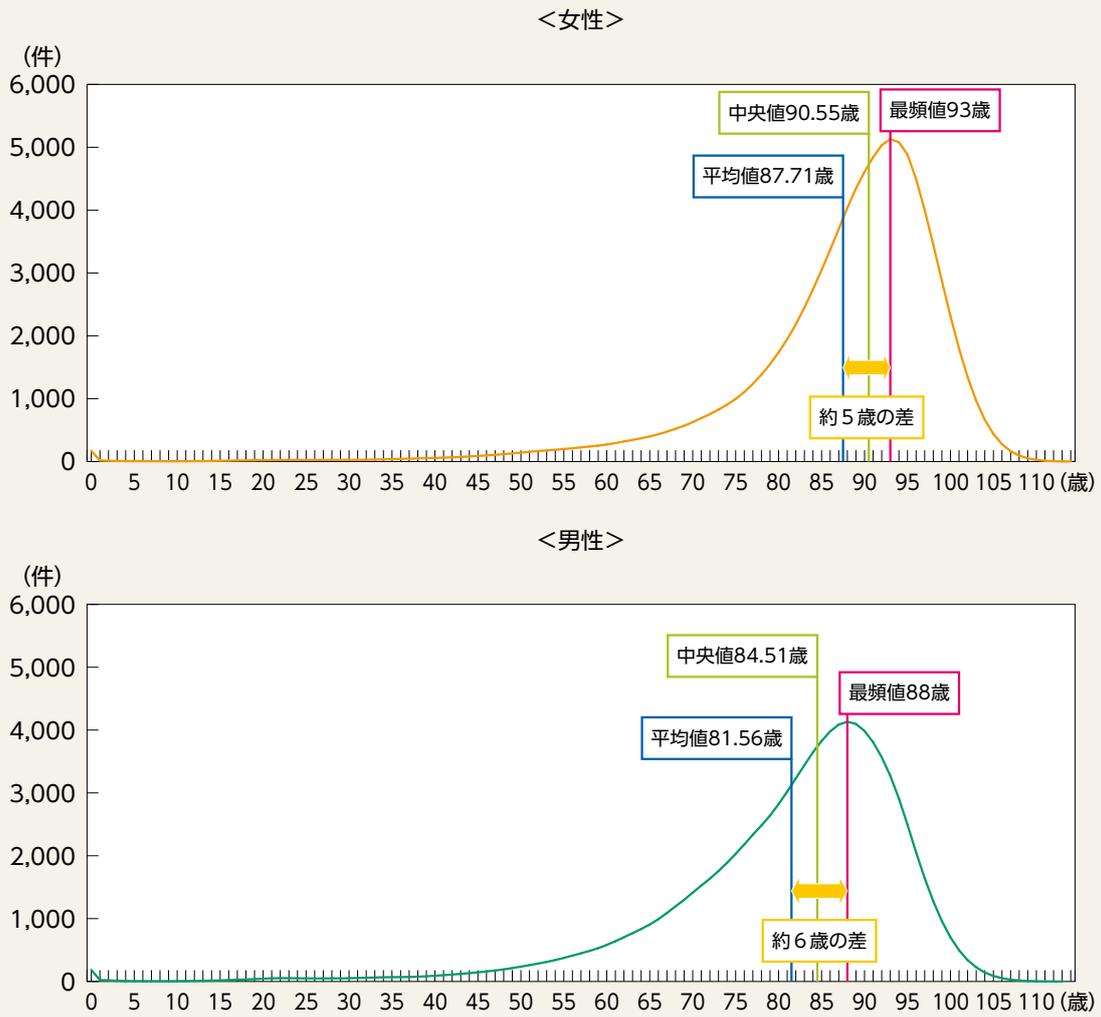
平均初婚年齢時点で、初婚の男女の7割近くが既に結婚している。

(図2) 年齢別初婚件数 (令和2 (2020) 年)



平均初婚年齢と同様に、「令和2 (2020) 年の平均寿命は女性87.71歳、男性81.56歳」という数字も、老後の生活設計を行う際のベンチマークとしてしばしば参照されている。しかし、令和2 (2020) 年に生命表上で死亡する人が最も多い年齢 (死亡年齢の「最頻値」) は、女性93歳、男性88歳であり、「平均値」と「最頻値」の間には、女性で約5歳、男性で約6歳の差がある。社会保障制度の設計や、政策立案を行う際には、人々のライフイベントに関する分布を考慮して、適切な統計データを把握することが必要不可欠である。

(図3) 年齢別死亡件数 (令和2 (2020) 年)



(備考) 厚生労働省「第23回生命表」より作成。

2 人生の多様化

昭和の時代（戦後）、女性の人生は、最終学歴卒業後、結婚するまで就業、もしくは就業せずに家事手伝いをし、結婚して専業主婦になる、または家族従業者として農業や家業に携わることが多く、昭和35（1960）年、50歳時点で結婚経験のある女性は約98%¹⁰であり、社会の制度・慣行は、多くの場合、これを前提としたものとなっていた。

現在は、結婚と家族の姿が変化・多様化する中で、女性の人生も多様化している。令和2（2020）年、50歳時点で有配偶の女性は69.3%であり、配偶者のいない人の内訳は、前述のとおり、未婚15.8%、離別10.2%、死別1.4%となっている。結婚せずに未婚のまま単身世帯となる女性、親と暮らしている女性、結婚後、離死別により、ひとり親もしくは単身世帯となる女性、離死別後、再婚し有配偶となる女性等、様々である。

男性の人生についても、最終学歴卒業後、雇用者として就業し、結婚後は、家庭のことは専業主婦の妻に任せ、仕事にまい進した昭和の時代、例えば、昭和55（1980）年は、50歳時点での有配偶の男性は94.1%だったが、令和2（2020）年は64.2%と変化してきている（特-3図再掲）。

(1) 専業主婦の減少

「雇用者の共働き世帯¹¹」数と「男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）¹²」数の推移を見てみると、「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向となっており、令和3（2021）年では、「雇用者の共働き世帯」は1,177万世帯、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は458万世帯となり、夫婦のいる世帯全体¹³の23.1%となっている（特-7図）。

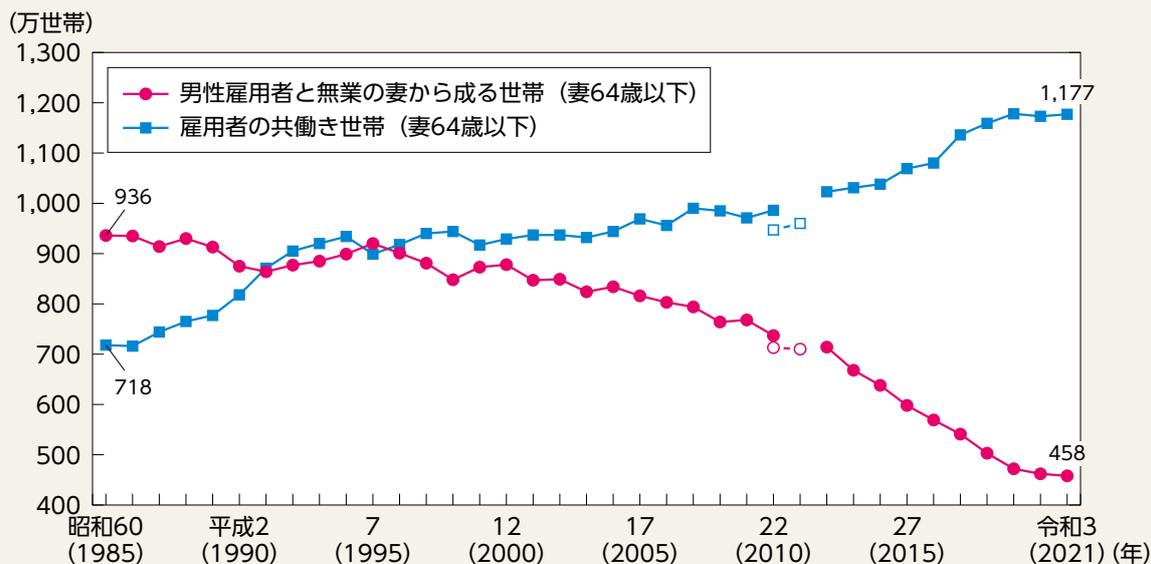
¹⁰ 45～49歳と50～54歳の未婚割合の平均（1.9%）から算出（総務省「国勢調査」）。

¹¹ 妻が64歳以下。

¹² 妻が64歳以下。

¹³ 夫婦のいる世帯全体（妻64歳以下）は、1,984万世帯（総務省「労働力調査」）。

特－7図 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

「雇用者の共働き世帯」について、妻の働き方別に見ると、妻がフルタイム労働（週35時間以上就業）¹⁴の世帯数は、昭和60（1985）年以降、400～500万世帯と横ばいで推移しており、令和3（2021）年に486万世帯となっている一方、妻がパートタイム労働（週35時間未満就業）の世帯数は、昭和60（1985）年以降、約200万世帯から約700万世帯へ増加しており、令和3（2021）年に691万世帯となっている（特－8図）。

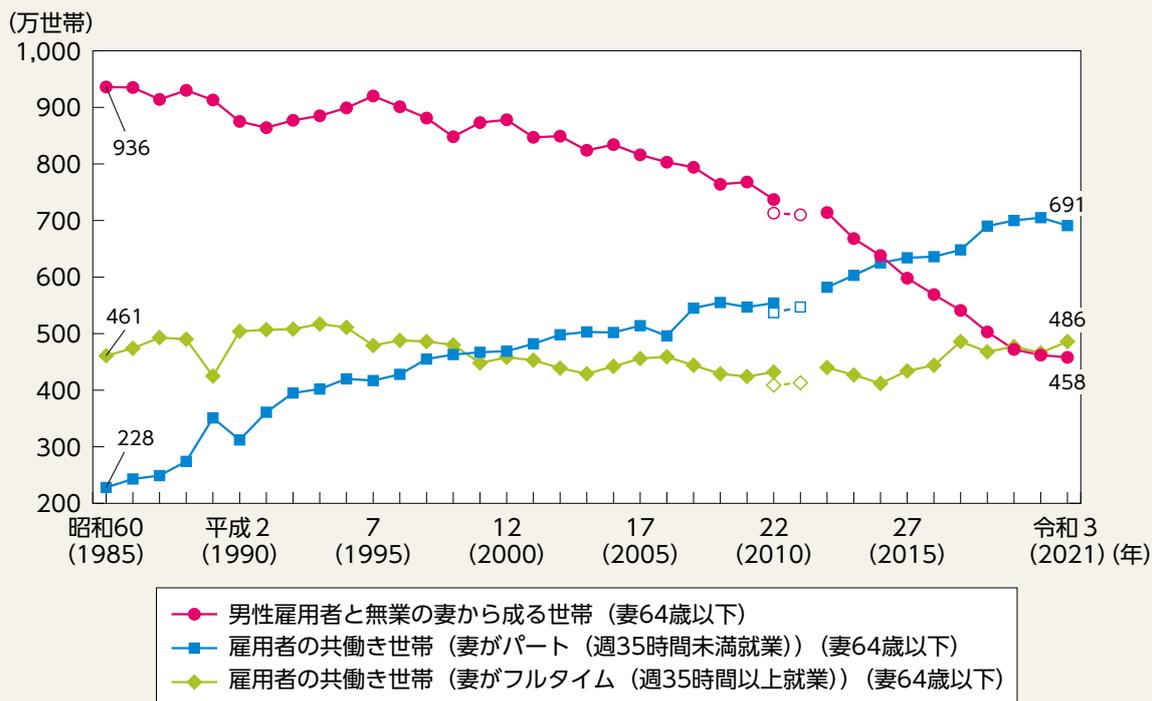
「子供がいる世帯」の、妻の就業状態別割合の変化について、平成17（2005）年と令和3（2021）年で比較すると、平成17（2005）

年時点では、どの年齢階級においても全体に占める割合が最も高かった非労働力人口（専業主婦¹⁵）の割合が、令和3（2021）年では減っており、全体の約20～30%となっている。一方、妻がパートタイム労働（週35時間未満就業）の割合は増加しており、令和3（2021）年では全体の約40～45%と、全体に占める割合が最も高くなっている。妻がフルタイム労働（週35時間以上就業）の割合は横ばいとなっており、令和3（2021）年では全体の20～30%となっている。共働き世帯は増えているが、増加の大宗は、女性のパートタイム労働の増加によるものと考えられる（特－9図）。

¹⁴ ここでは、週35時間以上就業をフルタイム労働、週35時間未満就業をパートタイム労働とする。これは、総務省「労働力調査」において、追加就労希望就業者について、①就業者である、②週35時間未満の就業時間である、③就業時間の追加を希望している、④就業時間の追加ができる、と定義していることを参考にした。

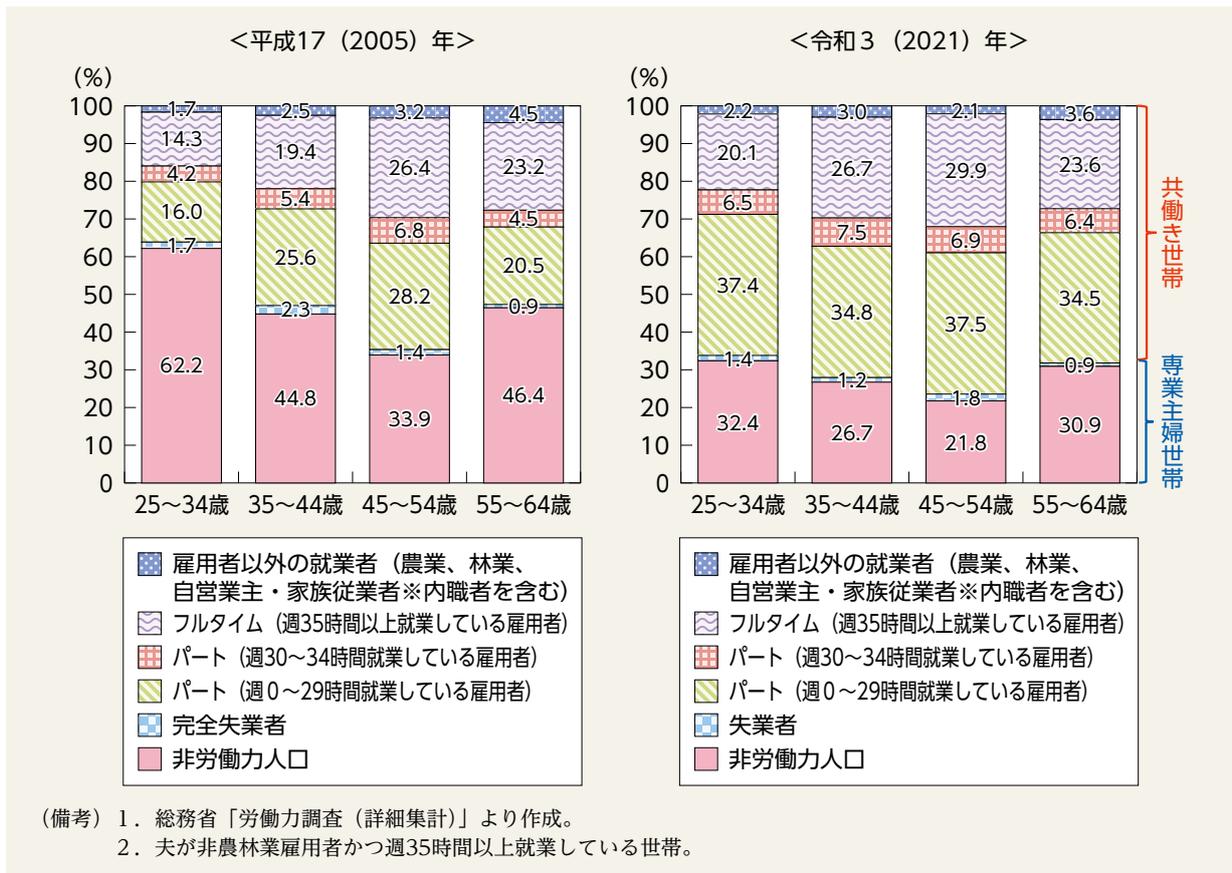
¹⁵ 平成17（2005）年は完全失業者、令和3（2021）年は失業者を含む。

特-8図 共働き等世帯数の推移 (妻が64歳以下の世帯)



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

特-9図 夫婦と子供から成る世帯の妻の就業状態別割合（妻の年齢階級別）

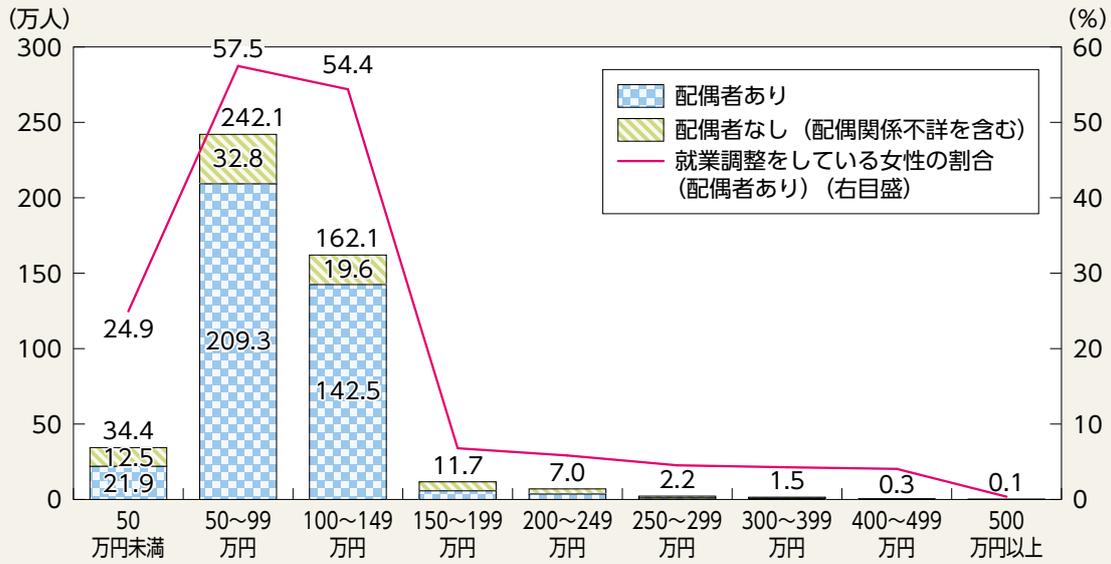


有配偶の非正規雇用労働者の女性では、所得が50～99万円の者の57.5%、所得が100～149万円の者の54.4%が、収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整する「就業調整」をしていると回答している

（特-10図）。この就業調整が、女性の所得が低い要因の一つとなっており、有業の既婚女性¹⁶の約6割は、年間所得が200万円未満である（特-11図）。

¹⁶ ここでの「既婚」とは、配偶関係「総数」から「未婚」を除いたものを指し、「死別・離別」「不詳」を含む。

特一10図 就業調整をしている非正規雇用労働者の女性の数・割合（配偶関係、所得階級別）（平成29（2017）年）

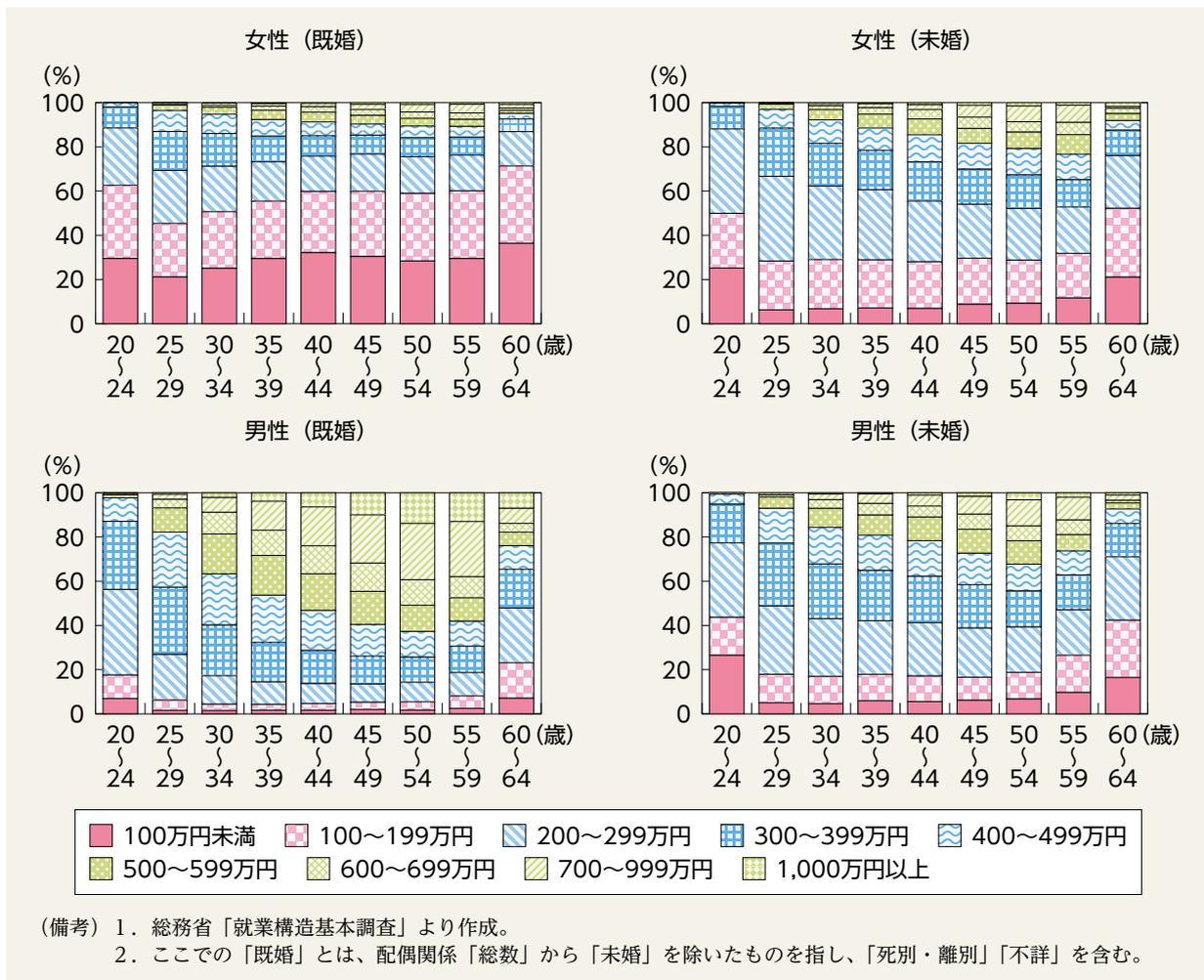


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
 2. 「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問に対する「している」との回答を集計。

就業調整の有無	非正規雇用の女性の総数 (万人)	
	配偶者あり	配偶者なし (配偶関係不詳を含む)
就業調整をしている (女性)	463.6	77.4
就業調整をしていない (女性)	520.9	419.6
合計	907.1	497.0

(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

特-11図 所得階級別有業者割合（男女、配偶関係、年齢階級別）（平成29（2017）年）



女性が就業調整を行う背景として、昭和の時代に創設された各種制度や企業による家族手当の存在が指摘されている。

我が国の社会保障制度は、1960年代の高度経済成長期以降に、右肩上がりの経済成長と低失業率、正規雇用・終身雇用の男性労働者と専業主婦と子供という核家族モデル、充実した企業の福利厚生、人々がつながりあった地域社会を背景として、国民皆保険・皆年金を中心に形作られた¹⁷。しかし、前述のとおり、令和2（2020）年時点で、「単独」世帯と「ひとり親と子供」世帯の数は「夫婦と子供」世帯の2倍近くとなっている。また、有配偶世帯の中でも共働き世帯が増加傾向に

ある。現在の社会保障や税制の前提とされていた男性労働者と専業主婦と子供という家族の姿は年々減少しており、夫が就業、かつ妻が非就業、かつ子供が18歳未満の世帯は、昭和55（1980）年は857万世帯、令和2（2020）年は218万世帯となっている¹⁸。

社会経済情勢が変化する中で、税制については、平成29（2017）年税制改正において、配偶者控除が満額適用される配偶者の給与収入を103万円から150万円に引き上げ、同時に納税者本人に配偶者控除の適用を受けるための所得制限を設ける見直しを実施している。また、社会保障制度については、段階的に短時間労働者への被用者保険（健康保険・

¹⁷ 平成24年版「厚生労働白書」を参照。

¹⁸ 総務省「国勢調査」より。

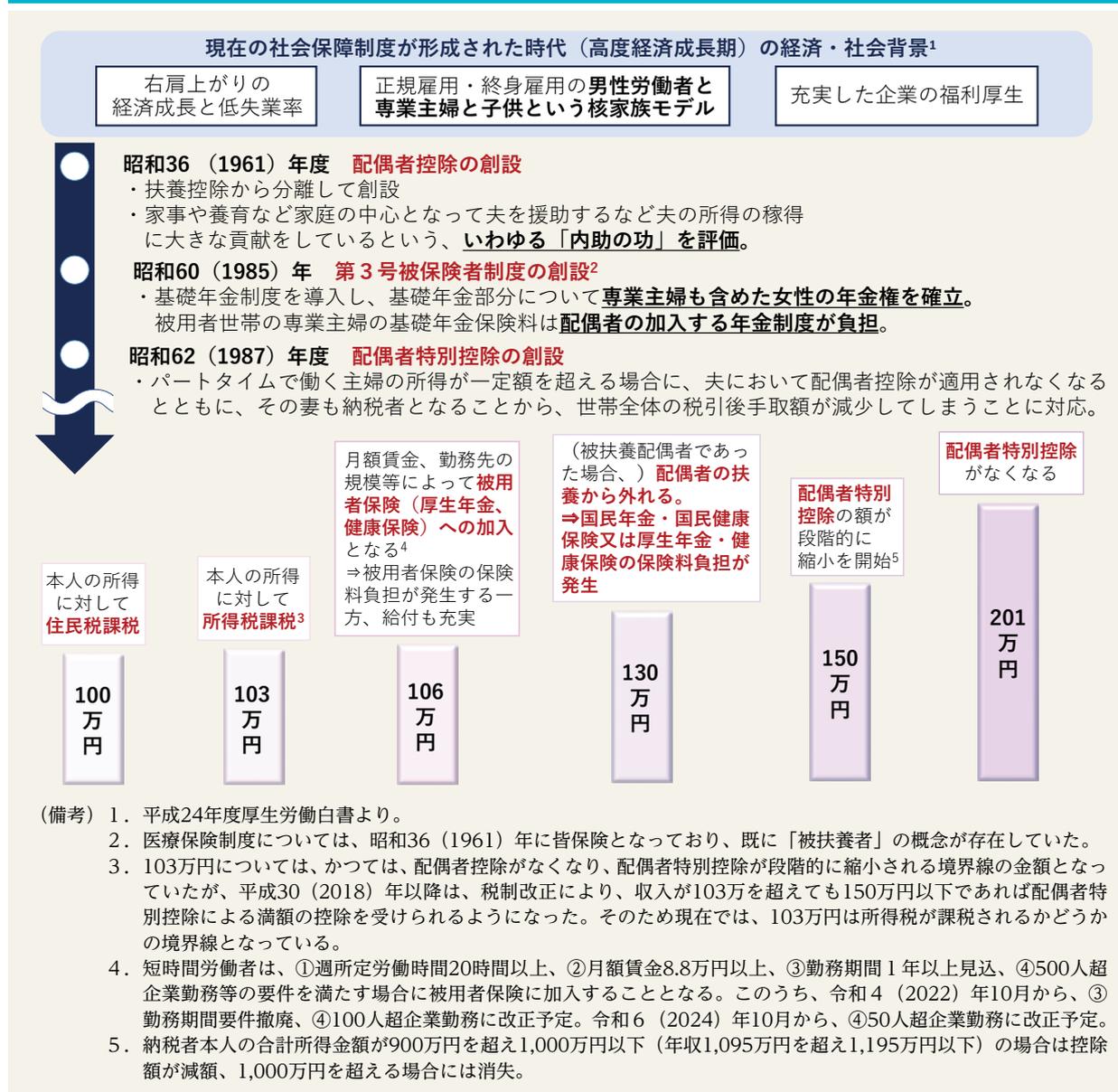
厚生年金保険)の適用拡大を進めており、平成28(2016)年に従業員500人超規模の企業への適用拡大を行った。今後は、令和4(2022)年10月から従業員100人超規模、令和6(2024)年10月から50人超規模の企業への拡大を予定している。

一方、家族手当を支給している企業は減少傾向にあるが、依然として令和3(2021)年時点で企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所の約4分の3が家族手当を支給しており、さらにそのうち約4分の3が配偶者に家族手当を支給している。配偶者に家族手当を支給している企

業のうち、配偶者の収入による制限がある企業は86.7%で、その多くが103万円(45.4%)又は130万円(36.9%)といった、いわゆる「年収の壁」と連動した収入制限を設けている(特-12図)(特-13図)。

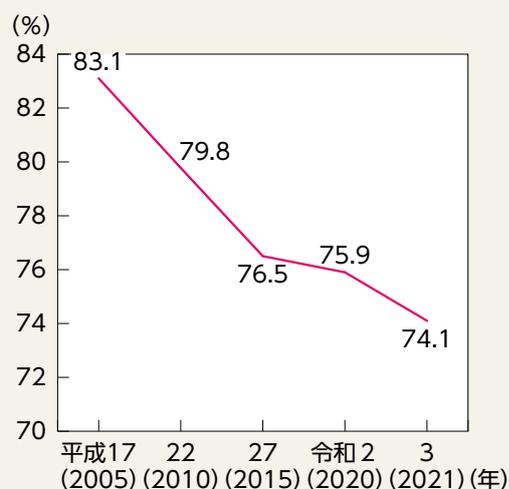
このように、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当といった制度・慣行が、女性を専業主婦、または妻は働くとしても家計の補助というモデルの枠内にとどめている一因ではないかと考えられる。これまでの種々の制度の見直しにもかかわらず、就業調整をしている非正規雇用労働者の女性が多いことを踏まえると、更なる取組が必要である。

特-12図 関連制度の変遷



特-13図 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

民間における家族手当制度がある事業所の割合



(備考) 人事院「職種別民間給与実態調査」より作成。

民間における家族手当の支給状況 (令和3 (2021) 年)

支給の有無		事業所割合	
家族手当制度がある		74.1%	(100%)
配偶者に家族手当を支給する		(74.5%)	[100%]
配偶者の収入による制限がある (計)		[86.7%]	(100%)
収入制限の額	103万円		(45.4%)
	130万円		(36.9%)
	150万円		(7.0%)
	その他		(10.6%)
配偶者の収入による制限がない		[13.3%]	
配偶者に家族手当を支給しない		(25.5%)	
家族手当制度がない		25.9%	

- (備考) 1. 人事院「令和3年職種別民間給与実態調査」より作成。
 2. () 内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 3. [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 4. < > 内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 5. 従業員数ウェイトを用いて算出した割合である。

国家公務員の扶養手当

手当名	内容・支給額	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	
	(支給額)	
	配偶者	6,500円 ※
	子	10,000円
	子 (16歳年度初め~22歳年度末)	加算 5,000円
父母等	6,500円 ※	
※行政職俸給表 (-) 8級職員等の場合、支給額は3,500円となり、行政職俸給表 (-) 9級以上職員等の場合、支給されない。		

(備考) 人事院「国家公務員の諸手当の概要」(令和3年4月時点)より作成。

民間における家族手当の支給月額 (扶養家族の構成別) (令和3 (2021) 年)

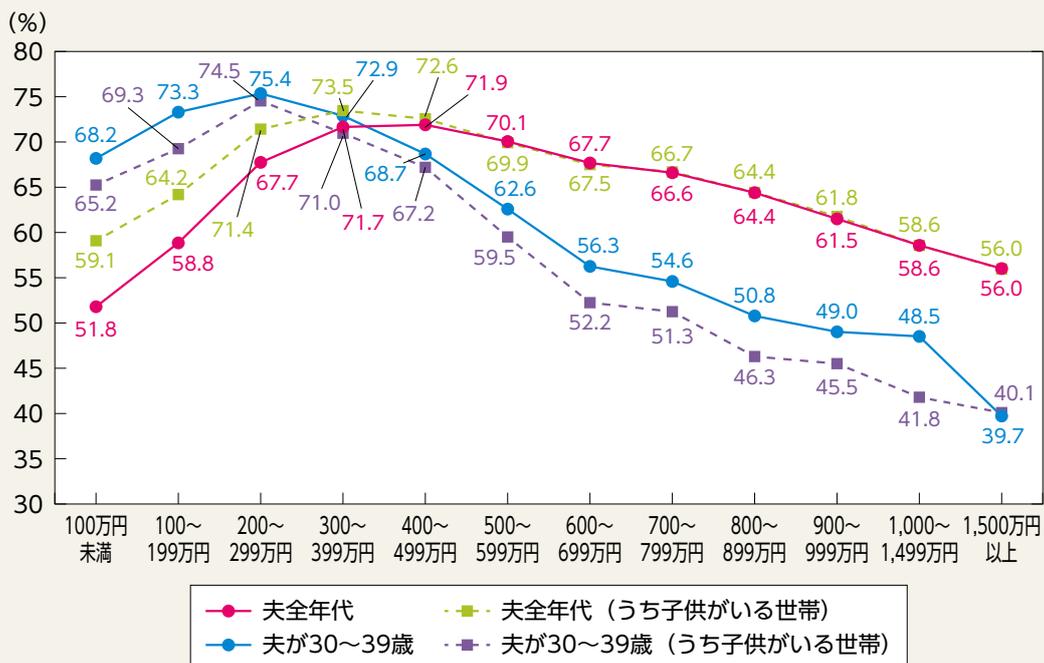
扶養家族の構成別支給月額	配偶者	
	配偶者と子1人	12,713円
	配偶者と子2人	19,145円
	配偶者と子2人	25,243円

- (備考) 1. 人事院「令和3年職種別民間給与実態調査」より作成。
 2. 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

また、夫の所得階級別の妻の有業率を見ると、夫の所得階級が高くなるほど妻の有業率が低くなり、特に夫が30~39歳かつ子供がいる世帯でその傾向が顕著である。これは、社会保障制度等の昭和の時代の制度が、高所

得者層に恩恵を与えている一例である。背景には、依然として、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的性別役割分担意識が残っており、影響を与えていると考えられる (特-14図)。

特-14図 夫の所得階級別の妻の有業率（平成29（2017）年）



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。

2. 「子供がいる世帯」とは、「夫婦と子供から成る世帯」と「夫婦、子供と親から成る世帯」の合計。

(2) ひとり親の増加

子供のいる世帯は徐々に減少している¹⁹が、ひとり親世帯²⁰は昭和63（1988）年から平成28（2016）年までの約30年間に102.2万世帯（母子世帯数84.9万世帯、父子世帯数17.3万世帯）から141.9万世帯（母子世帯数123.2万世帯、父子世帯数18.7万世帯）へと増加しており、母子世帯で見ると約1.5倍、父子世帯で見ると約1.1倍となっている。

また、平成28（2016）年のひとり親世帯における母子世帯の割合は、86.8%となっている（特-15表）（特-16図）。

ひとり親世帯の世帯構成を見ると、父子世帯の場合、55.6%が父子以外の同居人と生活している一方で、母子世帯の場合、61.3%が母子のみで生活している（特-17図）。

¹⁹ 児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯の推移を見ると、昭和61（1986）年17,364千世帯（全世帯に占める割合46.2%）、令和元（2019）年11,221千世帯（同21.7%）となっている（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。

²⁰ 母子世帯：父のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚の者）がその母によって養育されている世帯。父子世帯：母のいない児童がその父によって養育されている世帯（厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」）。

特-15表 ひとり親世帯の状況

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加。

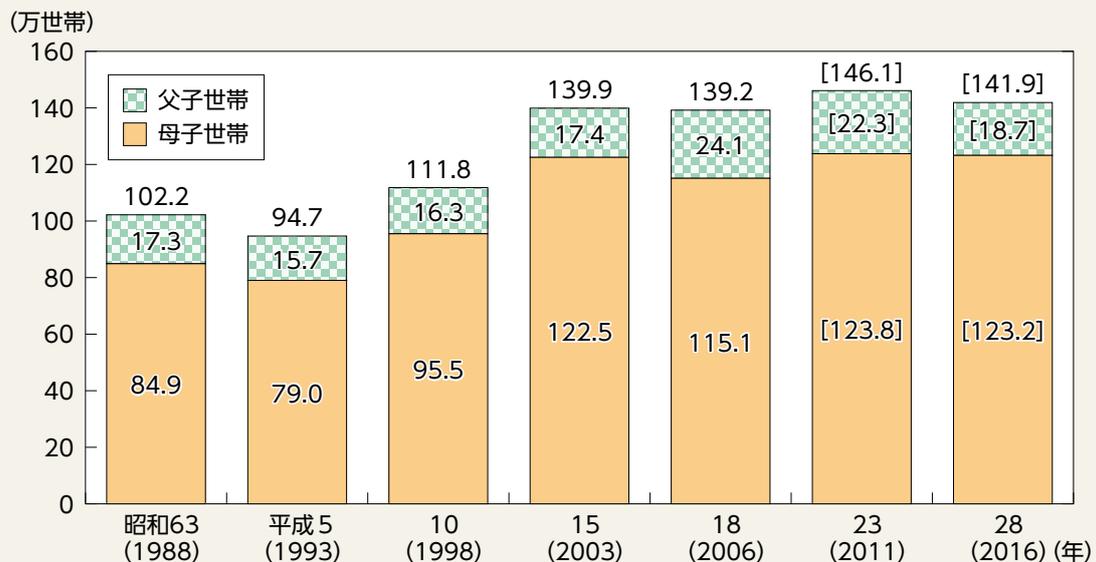
	(昭和63 (1988) 年)	→	(平成28 (2016) 年)
母子世帯数 ^{【注】}	84.9万世帯		123.2万世帯 (ひとり親世帯の86.8%)
父子世帯数 ^{【注】}	17.3万世帯		18.7万世帯 (ひとり親世帯の13.2%)

【注】 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

	母子世帯	父子世帯	一般世帯 (参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性71.3% 男性83.9%
雇用者 (役員を除く) のうち正規雇用労働者	47.7%	89.7%	女性49.2% 男性83.3%
雇用者 (役員を除く) の うち非正規雇用労働者	52.3%	10.3%	女性50.8% 男性16.7%
平均年間就労収入	200万円 正規雇用労働者：305万円 パート・アルバイト等：133万円	398万円 正規雇用労働者：428万円 パート・アルバイト等：190万円	(平均給与所得) 女性293万円 男性532万円
養育費受取率	24.3%	3.2%	—

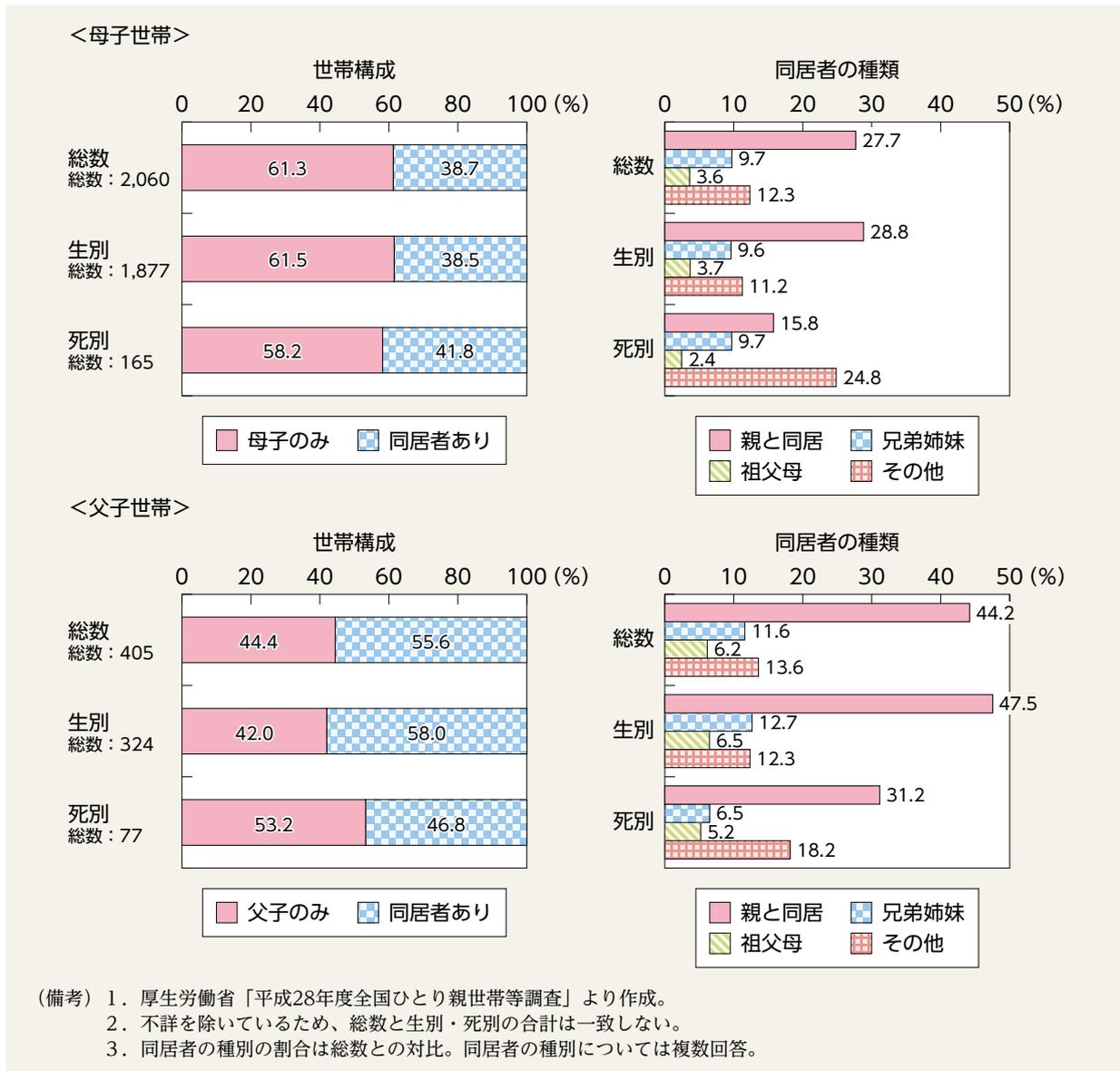
- (備考) 1. 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」(「派遣社員」、「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合。
平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。
2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査 (令和3年) 15~64歳」、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査 (令和2年)」より作成。

特-16図 母子世帯数及び父子世帯数の推移



- (備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
2. 各年11月1日現在。
3. 母子 (父子) 世帯は、父 (又は母) のいない児童 (満20歳未満の子供であって、未婚の者) がその母 (又は父) によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。

特-17図 ひとり親世帯の世帯構成



また、母子世帯、父子世帯ともに、長期的には、死別の割合が低下しており、平成28(2016)年は、母子世帯の約8割、父子世帯の約4分の3が、離婚によりひとり親世帯となっている²¹。

離婚等で母子世帯になった女性の、母子世帯になった時の状況を見ると、30～39歳が48.4%と最も多く、続いて、20～29歳が28.8%、40～49歳が19.4%となっている。また、離婚等で母子世帯になった時の子供(末子)の年齢は、45.7%が0～2歳、22.7%

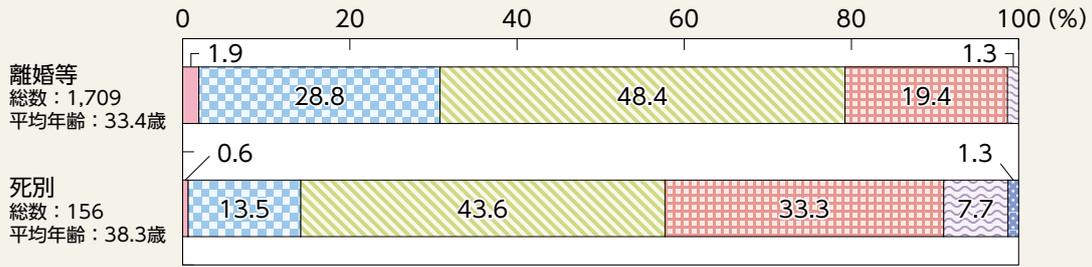
が3～5歳と、7割近くに5歳以下の未就学の子供がいる(特-18図)(特-19図)。

離婚等で父子世帯になった男性の、父子世帯になった時の状況を見ると、30～39歳が43.0%と最も多く、続いて、40～49歳が31.2%、20～29歳が15.4%となっている。また、離婚等で父子世帯になった時の子供(末子)の年齢は、30.1%が3～5歳、24.0%が0～2歳と、5割以上に5歳以下の未就学の子供がいる。

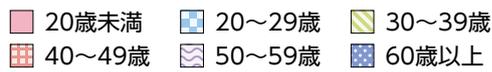
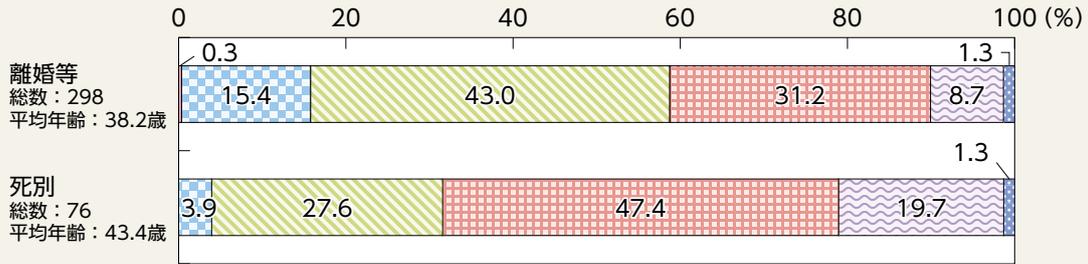
²¹ 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より。

特-18図 ひとり親世帯になった時の親の年齢

<母子世帯になった時の母の年齢階級別状況（母子世帯になった理由別）>



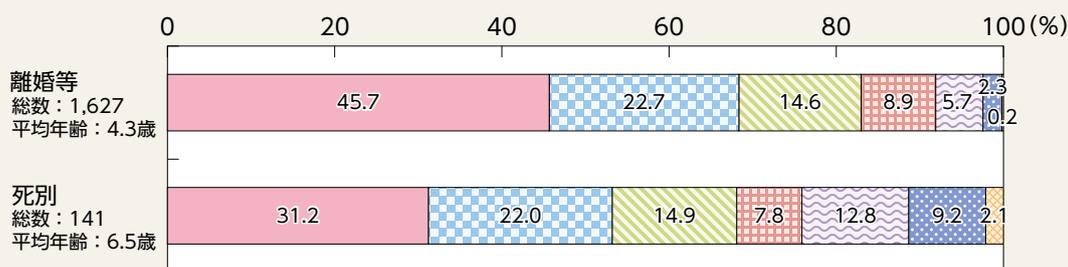
<父子世帯になった時の父の年齢階級別状況（父子世帯になった理由別）>



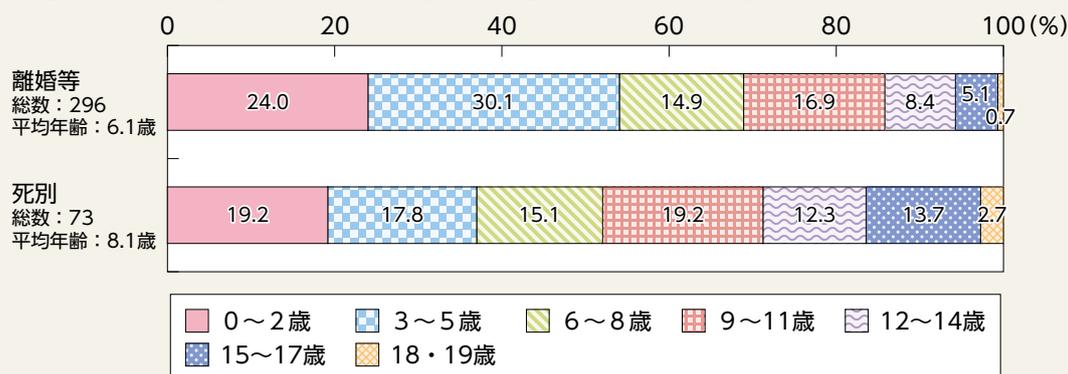
- (備考) 1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚の者）がその母によって養育されている世帯。
 父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 3. 「離婚等」は、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」において「生別」と定義されているもので、離婚、未婚の母、遺棄、行方不明、その他の合計。
 4. 年齢階級別の割合は、ひとり親世帯になった時の親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

特-19図 ひとり親世帯になった時の末子の年齢

<母子世帯になった時の末子の年齢階級別状況（母子世帯になった理由別）>



<父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況（父子世帯になった理由別）>



- (備考) 1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚の者）がその母によって養育されている世帯。父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 3. 「離婚等」は、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」において「生別」と定義されているもので、離婚、未婚の母、遺棄、行方不明、その他の合計。
 4. 年齢階級別の割合は、ひとり親世帯になった時の親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

母子世帯では、母親の81.8%は働いており、国際的に見て就業率は高い。しかしながら、雇用者のうち、非正規雇用労働者の割合は52.3%と高く、平均年間就労収入が200万円と、一般世帯の女性（293万円）と比べて低くなっている。また、離婚した元夫から養育費を受け取っていない世帯は全体の約4分の3となっている（特-15表再掲）。

子供がいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯（ひとり親世帯）と全世帯の等価可処分所得²²の分布を比較すると、平成30（2018）年では、ひとり親世帯の多くは貧困線（等価

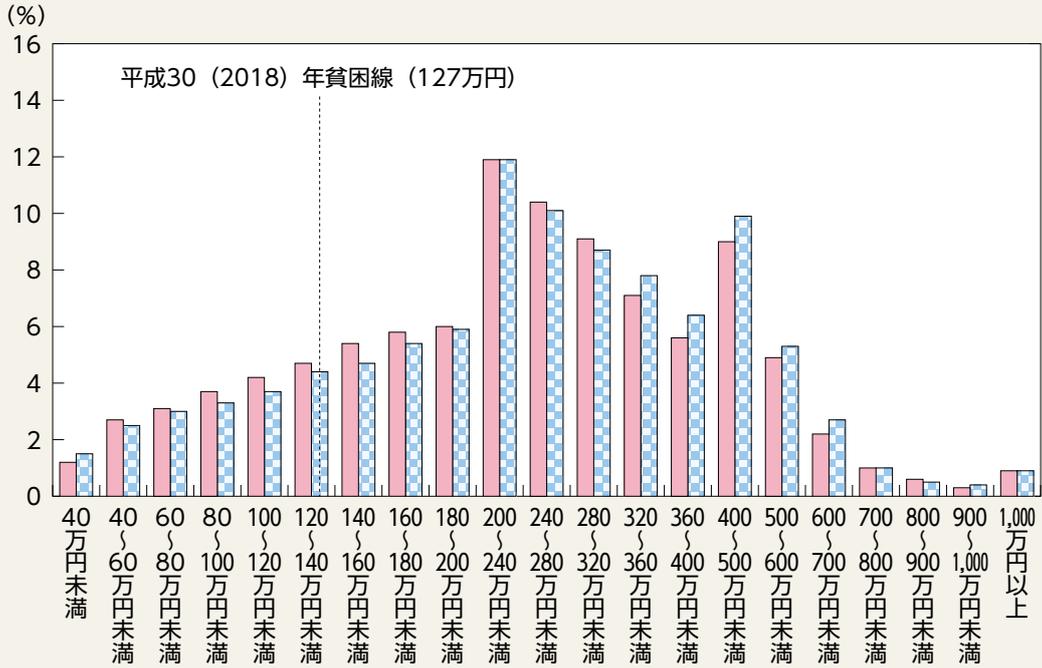
可処分所得の中央値の半分、平成30（2018）年は127万円）近くに分布しており、「大人が一人」の世帯員の「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は48.1%と、全体の15.4%を大きく上回っている（特-20図）。内閣府の調査²³によると、現在の暮らしの状況について「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、ひとり親世帯では51.8%、母子世帯では53.3%と、ふたり親世帯（21.5%）の2倍以上であった（特-21図）。

²² 世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。

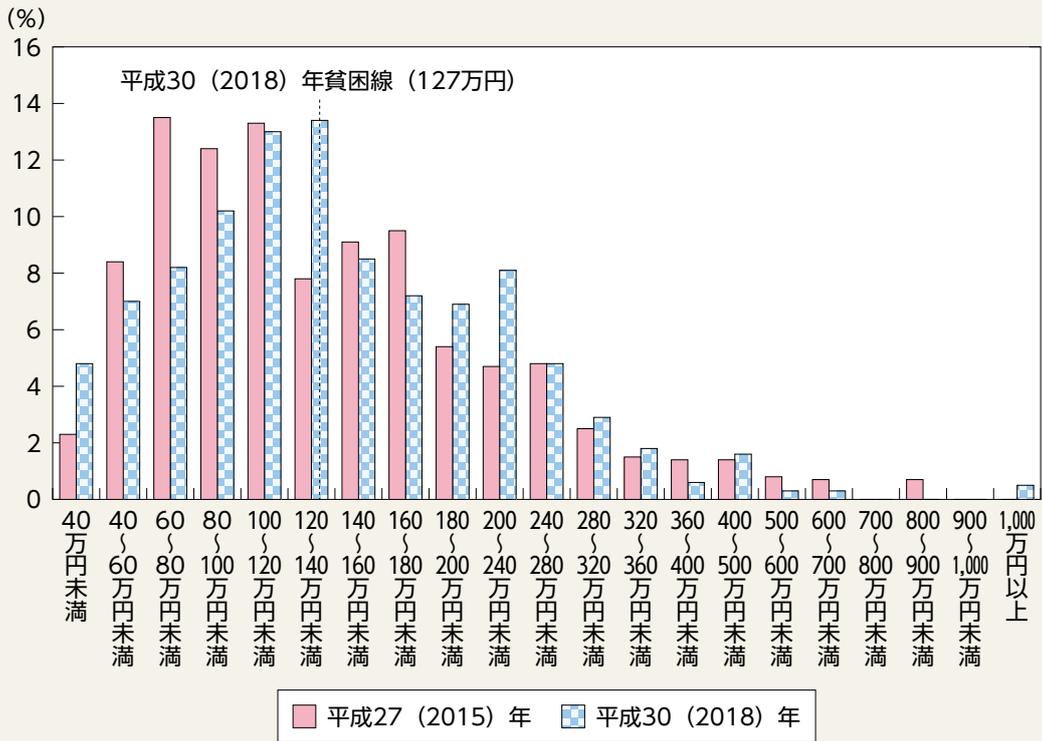
²³ 内閣府「子供の生活状況調査の分析報告書」（令和3年12月）。

特-20図 全世帯とひとり親世帯の等価可処分所得の分布

<全世帯（平成27（2015）年、平成30（2018）年）>

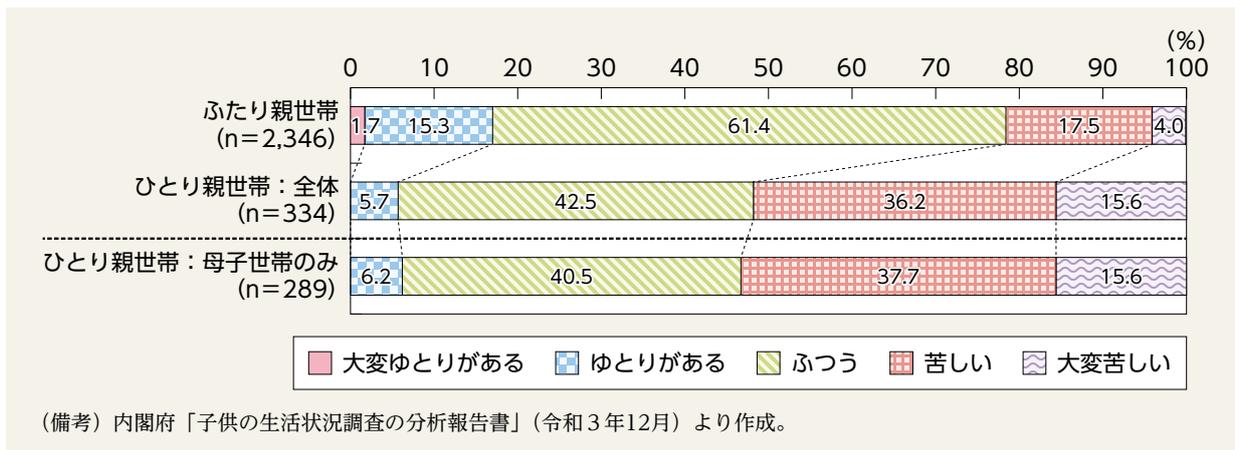


<ひとり親世帯（子供がいる現役世帯（大人が一人））（平成27（2015）年、平成30（2018）年）>



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
 2. 平成27（2015）年の数値は熊本県を除いたもの。
 3. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4. 等価可処分所得金額不詳の世帯員を除く。

特-21図 現在の暮らしの状況について



(3) 単独世帯の増加

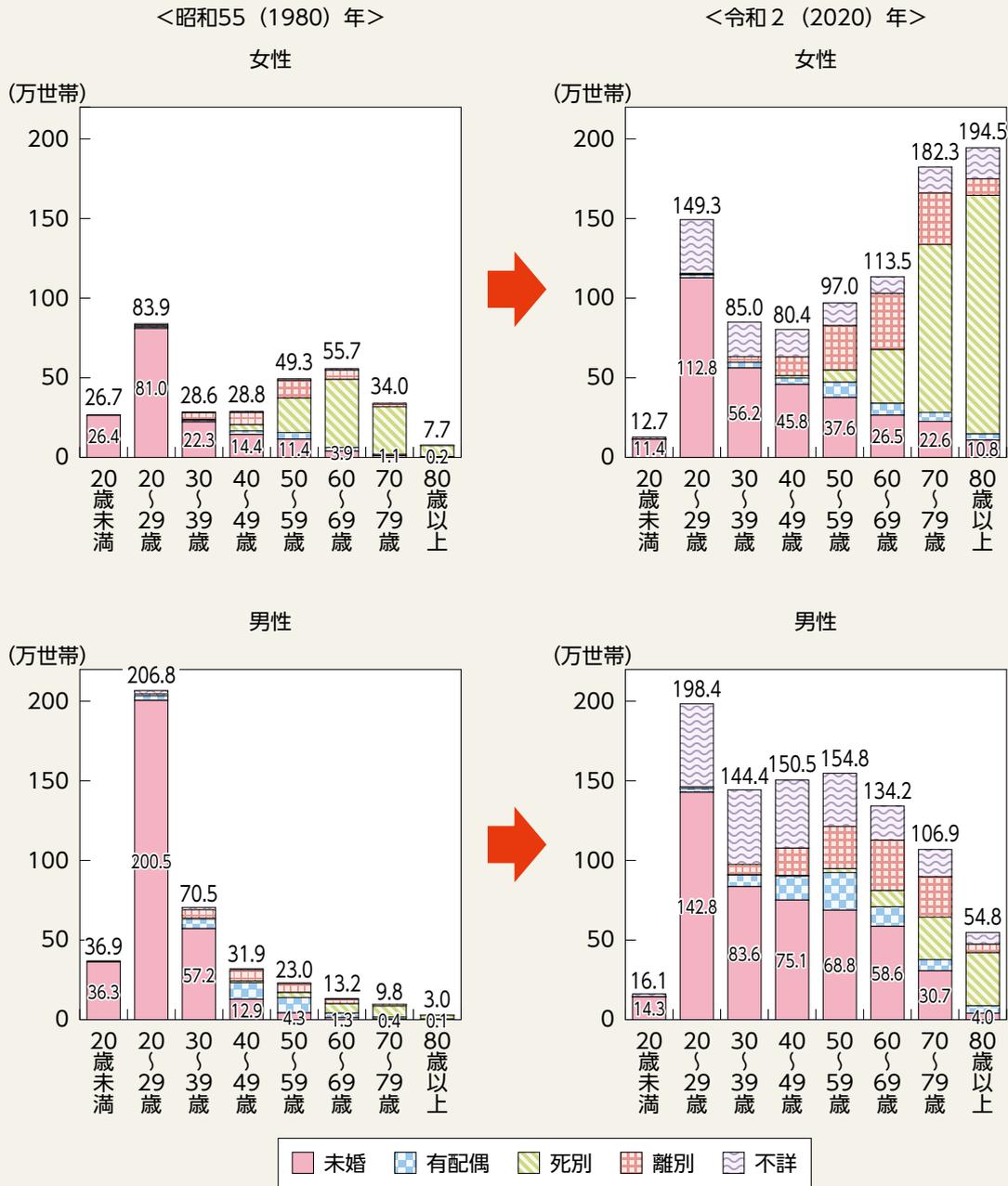
単独世帯数(年齢階級別)を見ると、20歳以上の女性の単独世帯数は、昭和55(1980)年は288万世帯(うち未婚は134万世帯)であったが、令和2(2020)年は902万世帯(うち未婚は312万世帯)と3.1倍(うち未婚は2.3倍)となっている。20歳以上の女性の全ての年齢階級で増加しているが、とりわけ、配偶者と死別し、単独世帯となっている70歳以上の高齢女性²⁴の増加幅が

大きい。

20歳以上の男性の単独世帯は、昭和55(1980)年は358万世帯(うち未婚は277万世帯)、令和2(2020)年は944万世帯(うち未婚は464万世帯)と2.6倍(うち未婚は1.7倍)となっている。男性の場合は、30歳以上の年齢階級で増加しているが、特に40歳以上の未婚による単独世帯が増加している(特-22図)。

²⁴ 施設等に入っている高齢女性は含まれない。

特-22図 単独世帯数（年齢階級別）



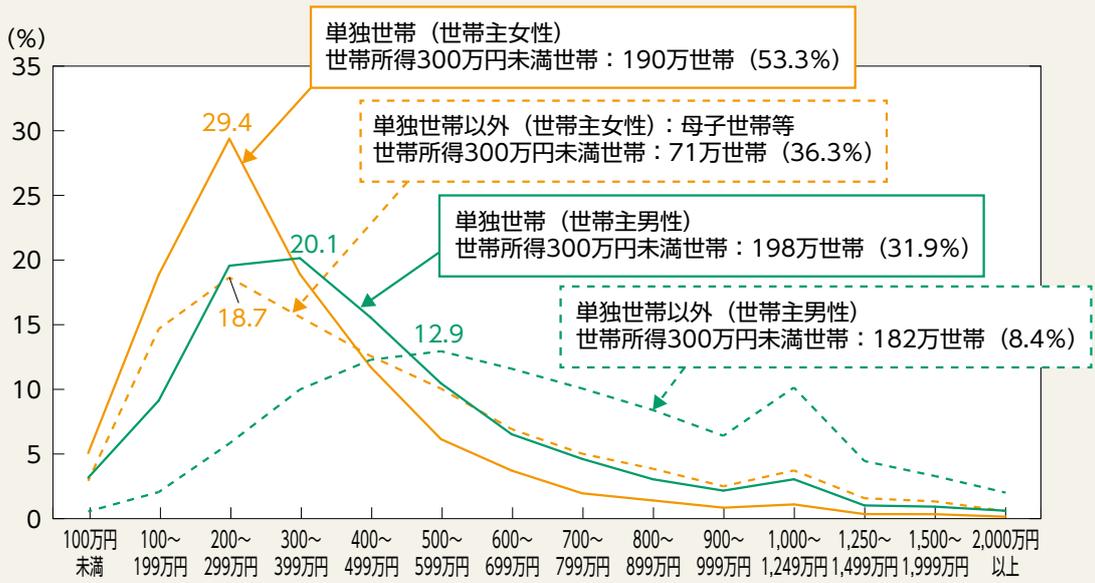
(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。一般世帯。施設等に入っている人は含まれない。
 2. 昭和55 (1980) 年は20%抽出結果。

世帯主が就業している単独世帯とそれ以外の世帯の所得の分布を見る。就業している単独世帯の女性と男性を比べると、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は53.3%、男性は31.9%と、女性の割合が高く、単独世帯以外の世帯の女性と男性を比べてみても、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は

36.3%、男性は8.4%と女性の割合が高い。また、単独世帯もそれ以外の世帯も、女性の場合は200~299万円に分布が集中している(特-23図)。

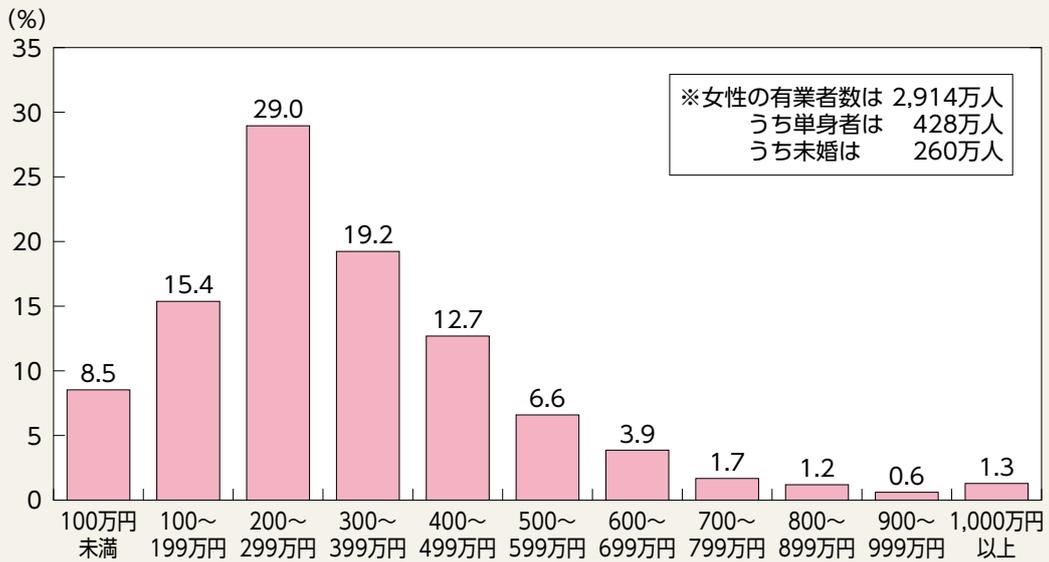
また、女性有業者のうち単身者(未婚)の約2割(23.9%)は、世帯所得が200万円未満となっている(特-24図)。

特-23図 世帯主が就業している世帯の所得分布（平成29（2017）年）



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
 2. 「世帯主が就業している世帯」とは、世帯主が「仕事の主」である世帯のこと。「世帯所得」とは、世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間（平成28年10月～29年9月）の収入（税込み額）の合計をいう。なお、年金、恩給など定期的に得られる収入は含めるが、土地、家屋や証券などの財産の売却によって得た収入、預貯金の引き出しなど所有財産を現金化したものや、相続、贈与、退職金などの臨時的な収入は含まない。

特-24図 女性有業者のうち単身者（未婚）の世帯所得分布（平成29（2017）年）



(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

さらに、近年、コロナ下で人とのつながりが希薄になりがちなか中、孤独・孤立化が社会問題として注目されている。孤独感を年齢階級別に見ると男女ともに20～30代で大きく、配偶者の有無別では男女ともに未婚者・離別者で大きい。また、同居人の有無別では、同居人なしの单身男性で大きくなっており、さらに、年齢階級別に見ると、女性は30代、男性は50代で大きくなっている（特-25図）²⁵。60歳以上の人の近所の人とのつきあいの程度を世帯タイプ別に見ると、単独世帯の男性においては、「あいさつをする程度」

が半数以上であり、「つきあいはほとんどない」と回答する割合も他より高い（特-26図）。

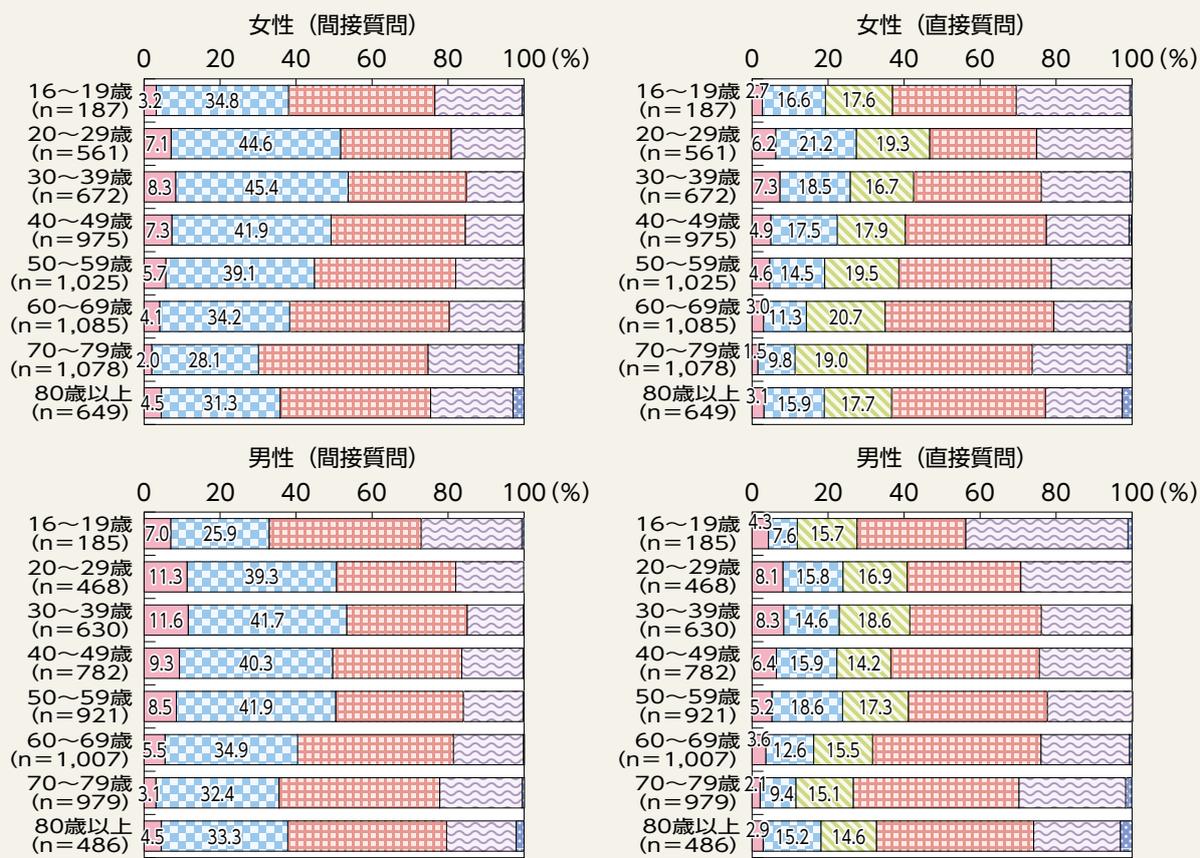
東京都監察医務院²⁶が公表しているデータによると、東京都区部における一人暮らしの人の自宅での死亡者数は、令和元（2019）年は、女性は約1,700人、男性は約3,900人となっている（特-27図）。

また、要因に「孤独感」がある自殺者は、男性の方が多く、男女ともコロナ下で増加している。女性は80歳以上が最も多く、男性は20歳以上の年齢階級でおおむね同じくらいの数となっている（特-28図）。

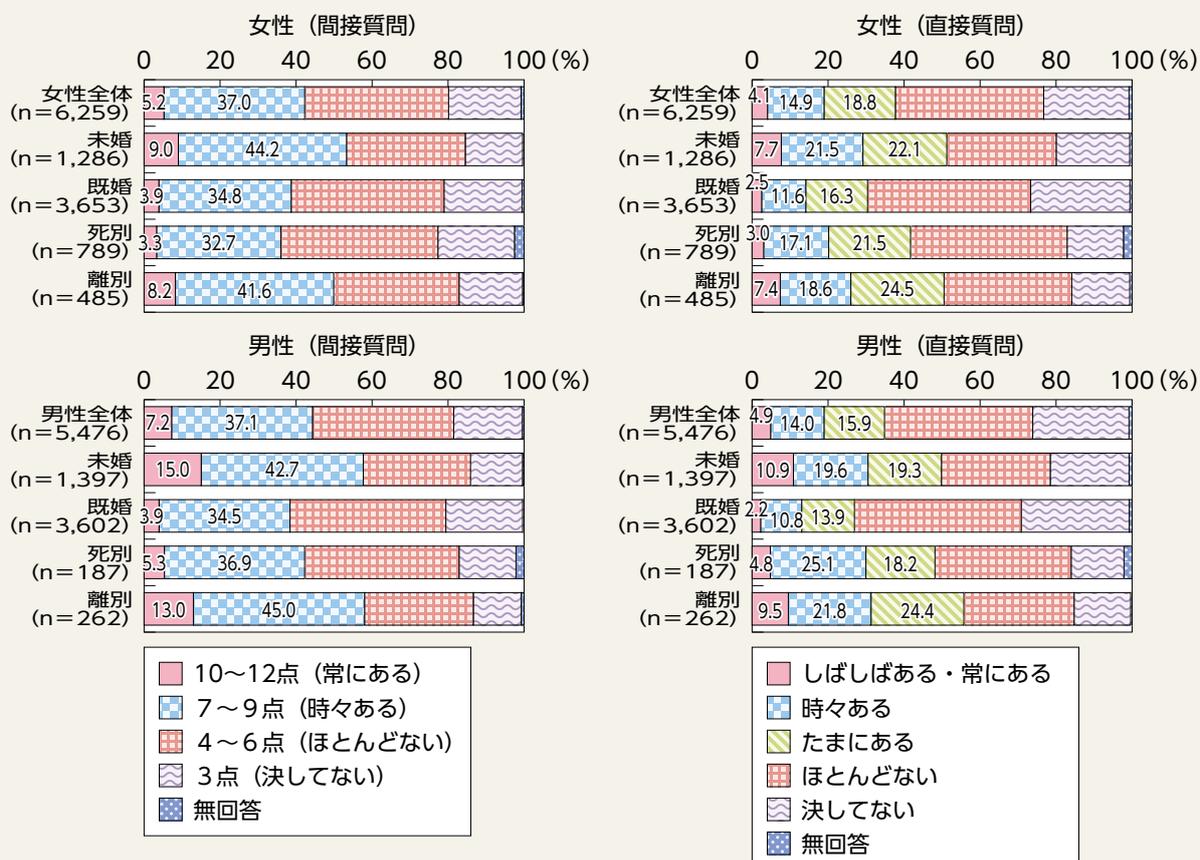
²⁵ 孤独という主観的な感情をよりの確に把握するため、①直接質問と、②間接質問により孤独感の把握を試みている（内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査（令和3年）」）。

²⁶ 東京都監察医務院では、死因不明の急性死や事故で亡くなった人の検案、解剖を行っている。

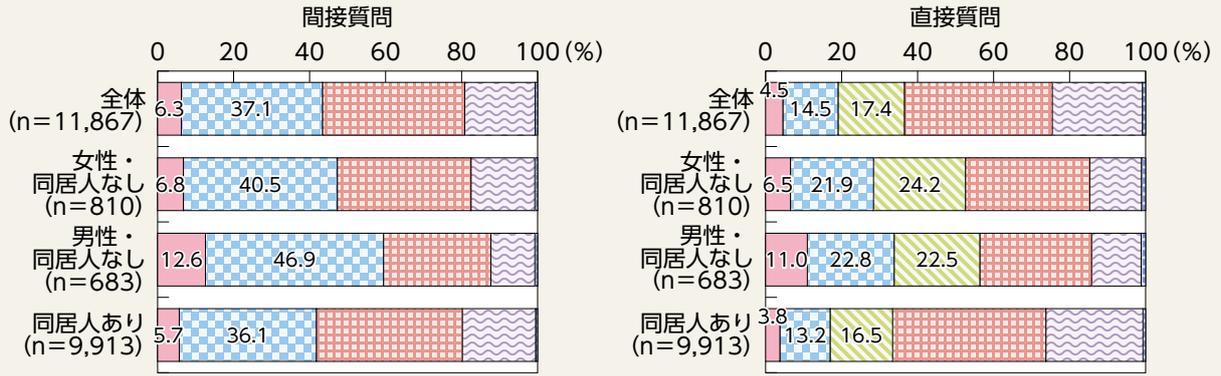
<年齢階級別>



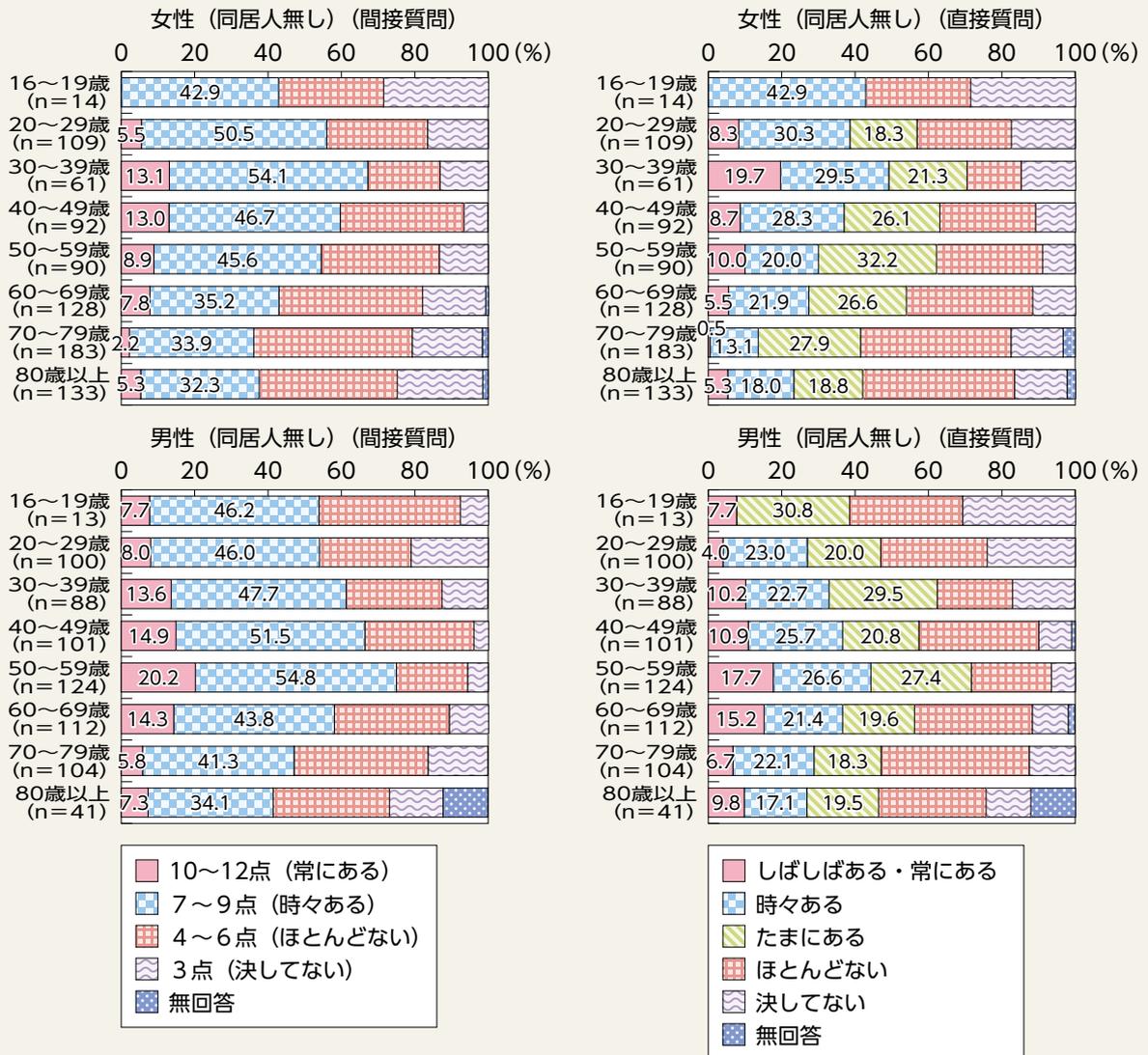
<配偶関係別>



<同居人有無別>

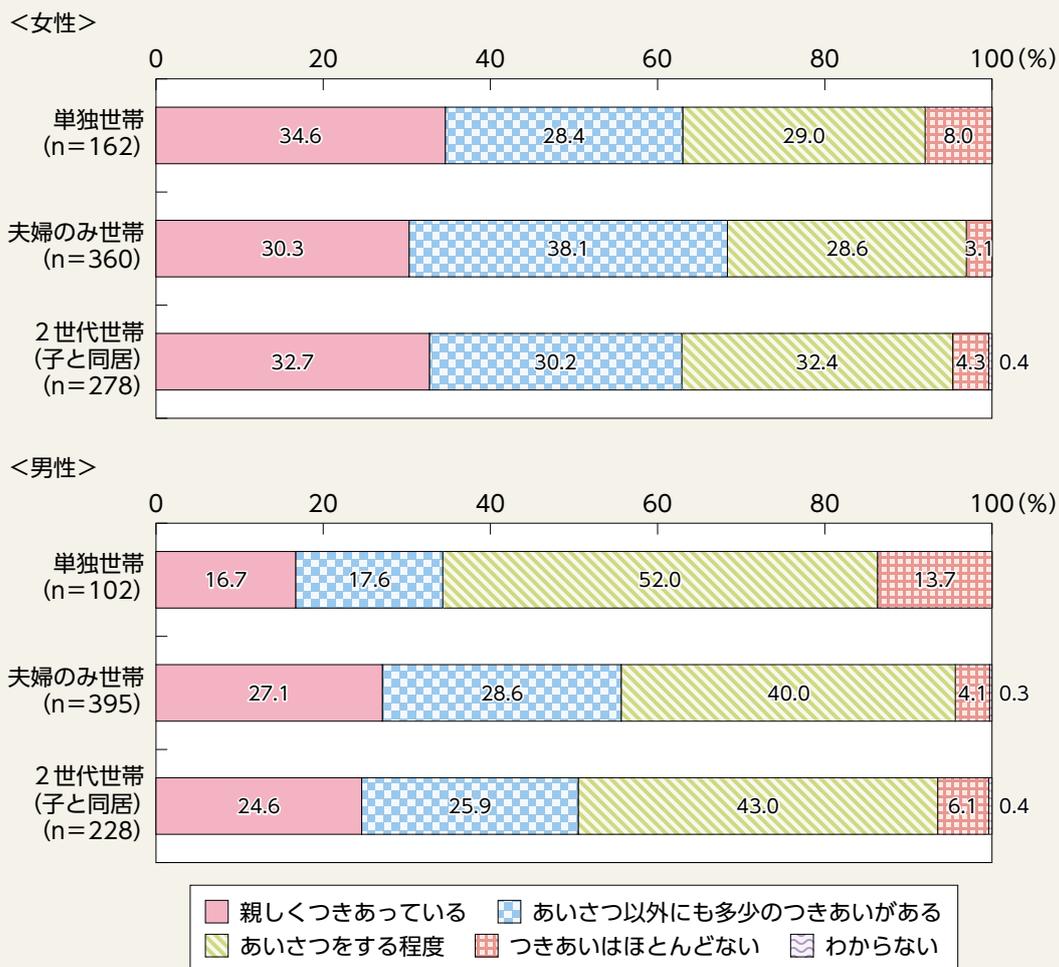


<同居人なし・年齢階級別>



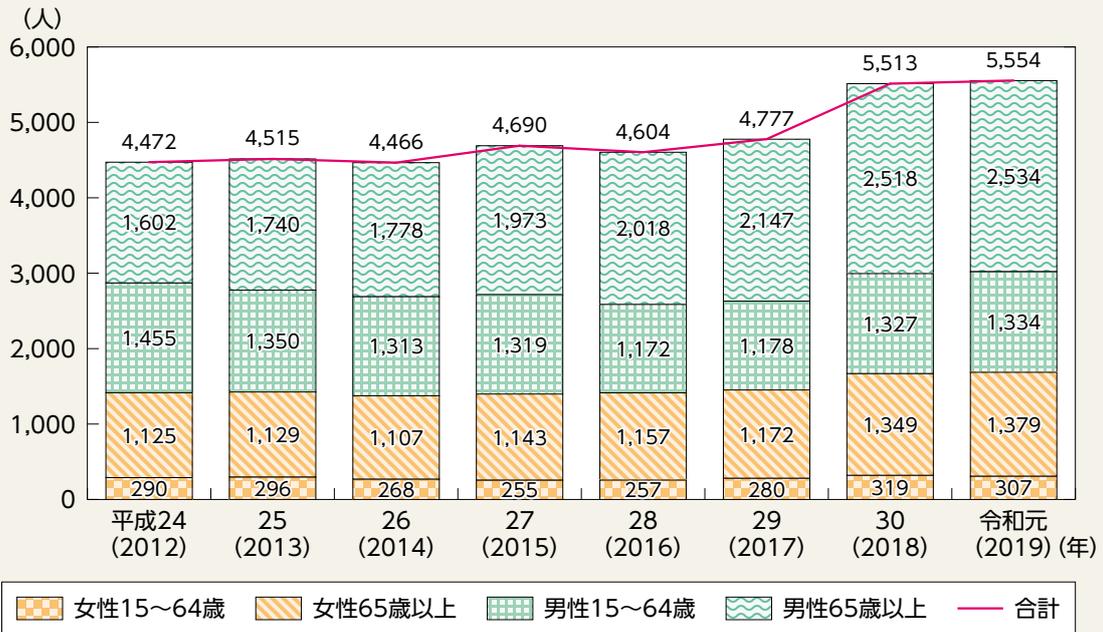
(備考) 内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査 (令和3年)」を加工して作成。

特-26図 近所の人とのつきあいの程度



(備考) 1. 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する調査」(平成30年)より作成。
 2. 調査対象は全国60歳以上の男女。

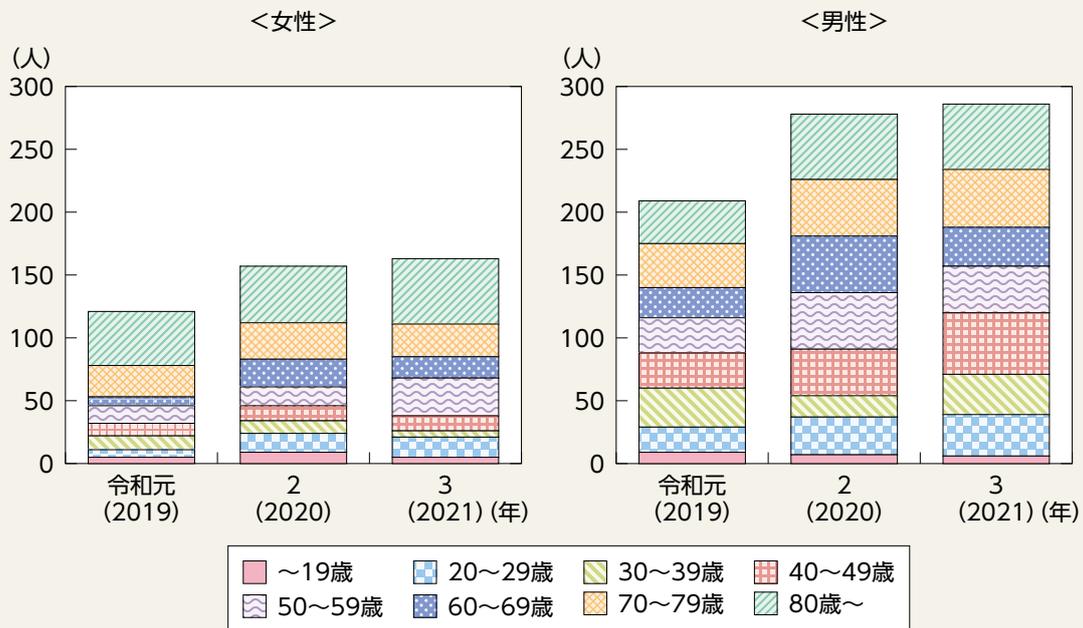
特-27図 東京都区部における年齢階級別の孤独死数の推移



(備考)

- 東京都「東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった単身世帯の者の統計」より作成。
- 本データでは、孤独死を「異常死のうち、自宅で亡くなられた一人暮らしの人」と定義している。
- 異常死は、死因が不明な死亡の事例であり、医師による病死との判断がなされず、事件・事故との関連が疑われ、警察署への届出が義務付けられている。

特-28図 年齢階級別自殺者数（要因が孤独感）



(備考) 1. 厚生労働省ホームページ「自殺の統計」より作成。

- 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上しているため、原因・動機別の和と自殺者数（総数）及び原因・動機特定者数は一致しない。なお、自殺者の中には原因・動機不特定者も多くみられる。

3 家事・育児・介護参画に対する意識、介護の担い手の変化

家族の姿が変化してきている中、家族内で、主に女性によって行われてきた家事・育児・介護に対する意識、介護の担い手の変化について見てみる。

(1) 家事・育児参画に対する意識 (家事)

家事に関して、男女とも、若い世代ほど、「配偶者と半分ずつ分担したい」と希望する割合が高い傾向にあり、特に20～30代男性の7割以上が妻と半分ずつの分担を希望している。他方で、女性の2～3割が、「自分の方が配偶者（夫）より多く分担したい」と希望しており、30代以上の男性の2～3割も「配偶者（妻）の方が自分より多く分担してほしい」と希望している（特-29図）²⁷。

(育児)

育児に関しては、20代の女性、20～30代の男性の7割以上が、「配偶者と半分ずつ分担したい」と希望している。他方で、女性の2～4割が、「自分の方が配偶者（夫）より多く分担したい」と希望しており、30代以上の男性の2～3割も「配偶者（妻）の方が自分より多く分担してほしい」と希望している。

以上のとおり、家事・育児等に関する役割分担については、若い世代の男性ほど妻と半分ずつ分担したいという希望が多い。特に、20代、30代の男性では7割を超えており、男子も中学校、高等学校で家庭科を学んだ世代であり、1990年代からの家庭科共修の教

育の成果とも考えられる。

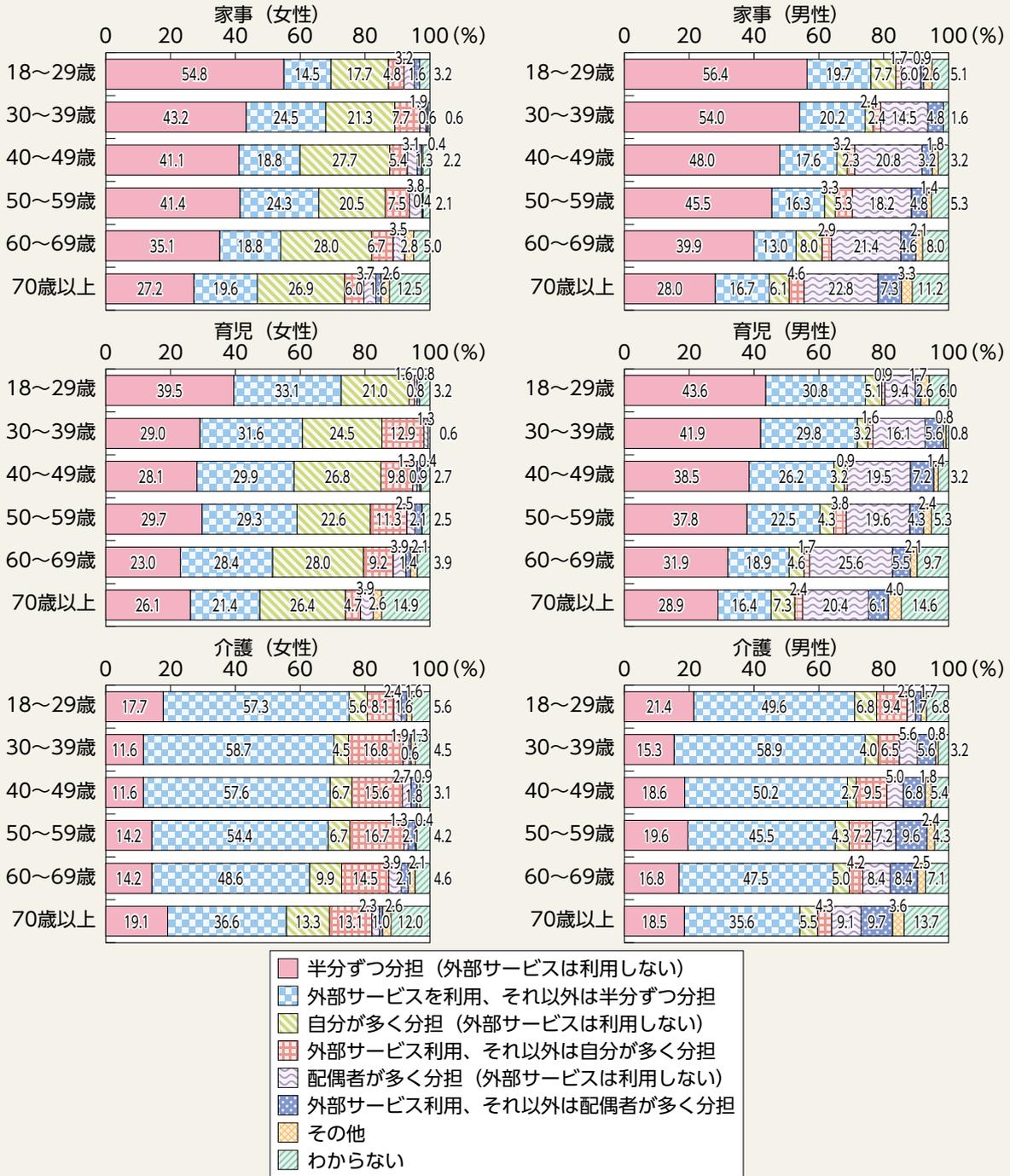
しかしながら、現実には、共働き世帯でも、夫の家事・育児関連時間は極端に短く、妻が正社員で子供が小さいときでも、夫の家事・育児関連時間は妻に比べて相当短いという実態がある（特-30図）。特に、国際比較をすると、日本の男性の労働時間は長い一方、家事・育児などの無償労働時間は女性に大きく偏っており、固定的役割分担が顕著に表れている（特-31図）。

このように希望と現実が大きくかい離している背景には、様々な要因が考えられるが、男性に多くみられる長時間労働の問題や職場や周囲の理解に加え、父親が育児に参画しにくい環境があると考えられる。内閣府が実施した調査及び意見募集で、父親の育児参画を阻んでいる身近な問題について意見を募集したところ²⁸、例えば、幼稚園・保育園などでは、母親にしか園から連絡が来ない、「お母さんに伝えてください」と言われてしまうなど、父親のやる気をくじくような場合があること、また、保護者会が平日午後で開催されるので参加できない、PTAや授業参観に参加するのが母親ばかりのため、父親が行きづらい雰囲気があるといった指摘もあった。また、公共交通機関や商業施設などの男性用トイレにおむつ交換台やベビーチェアが設置されていないという意見も多く寄せられた。男性の育児参画を促進するためには、こうした身近な慣行等の見直しや施設の整備など、一つ一つ着実に取り組んでいく必要がある。

²⁷ ここでは、18～29歳の回答を「20代」としている。

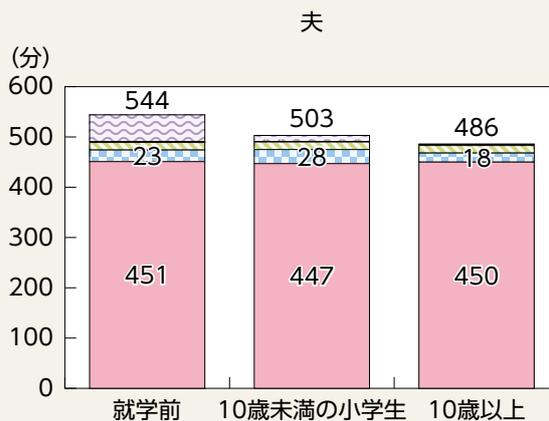
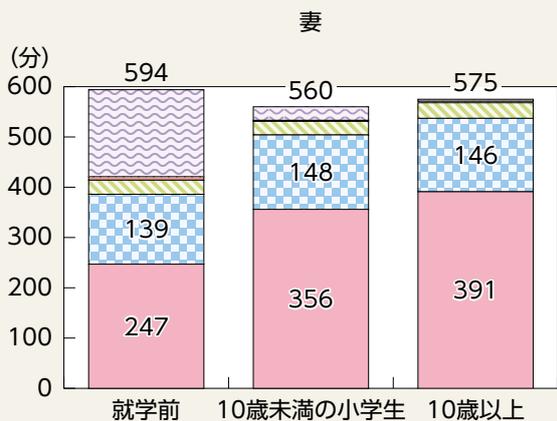
²⁸ 内閣府の「仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査」において、仕事と子育て等の両立を阻害したり、父親の育児参画を阻む身近な慣行等について、事例を収集・分析した。具体的には、インターネットモニターを対象に、個人オンライン調査（令和3（2021）年12月23日～28日）を実施し、さらに、主に子育て中の一般の方を対象に、「幼稚園・保育園・認定こども園」、「小学校・学童保育」、「習い事・課外教室」等の具体的な場面における子育てに関する困りごとと、それを乗り越える工夫等について、意見募集（令和4（2022）年1月18日～28日）を実施した。

特-29図 家事・育児・介護参画に対する意識（性別、年齢別）

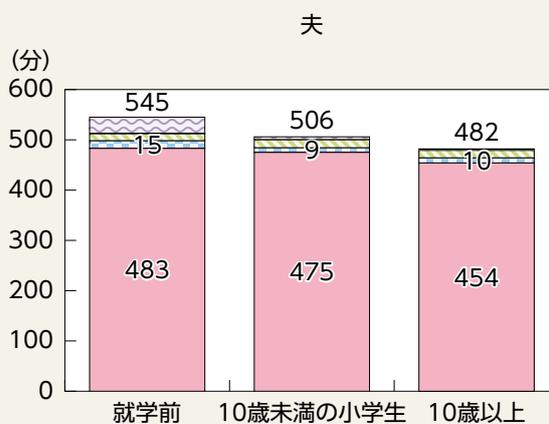
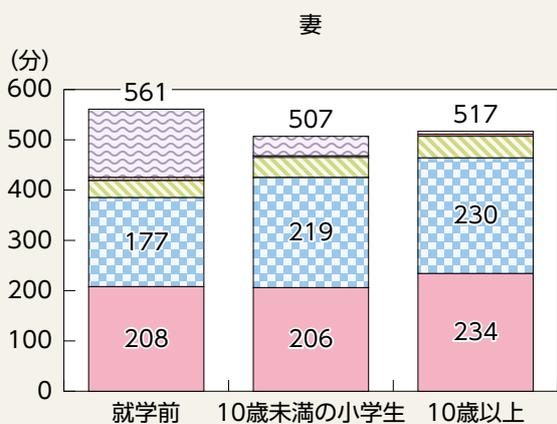


(備考) 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年11月公表)より作成。
 2. 調査票では次のとおりとなっている。
 Q9「あなたは、育児、介護などの家庭で担われている役割について、あなたと配偶者でどのように分担したいと思いますか。あなたが育児、介護などをしている、していないに関わらず、保育所、訪問介護、家事代行など外部サービスの利用も含め、(ア)から(カ)の中からあなたの気持ちに最も近いものを1つだけお答えください。なお、配偶者のいない方も、配偶者がいることを想定してお答えください。(1)育児についてはどうでしょうか。(2)介護についてはどうでしょうか。(3)育児・介護以外の家事についてはどうでしょうか。」
 (ア)自分と配偶者で半分ずつ分担 (外部サービスは利用しない)
 (イ)自分の方が配偶者より多く分担 (外部サービスは利用しない)
 (ウ)配偶者の方が自分より多く分担 (外部サービスは利用しない)
 (エ)外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担
 (オ)外部サービスを利用しながら、それ以外は自分の方が配偶者より多く分担
 (カ)外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者の方が自分より多く分担
 その他
 わからない

<夫正規雇用・妻正規雇用世帯>

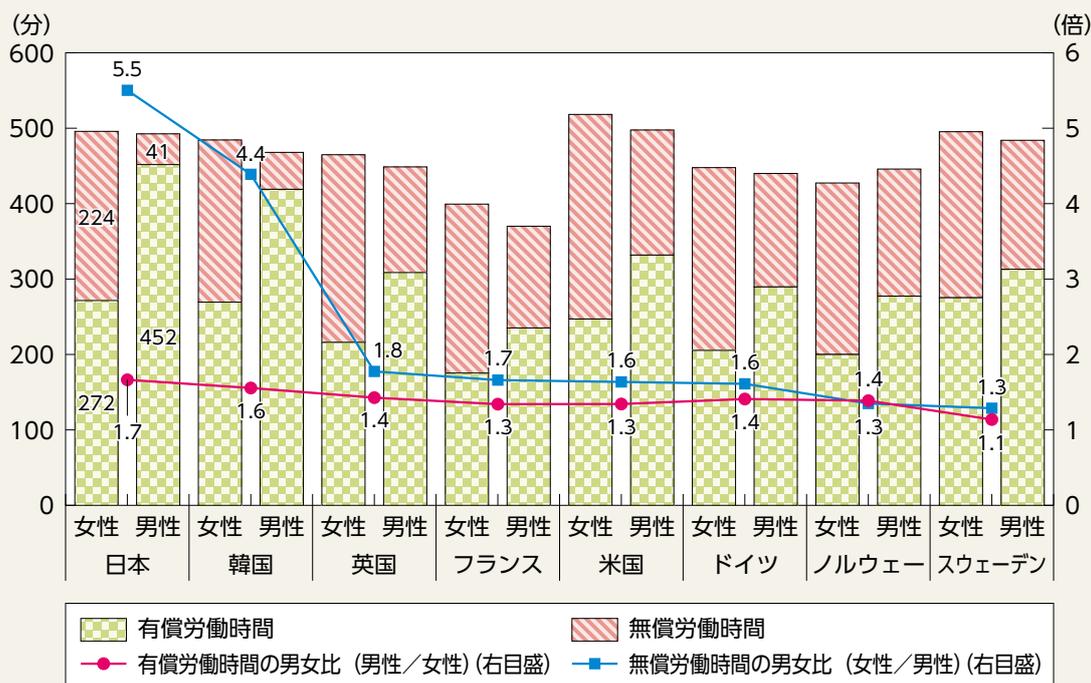


<夫正規雇用・妻非正規雇用世帯>



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 非正規雇用とは、「正規の職員・従業員」以外の雇用されている人で、具体的には、「パート」「アルバイト」「契約社員」「嘱託」「労働者派遣事務所の派遣社員」「その他」を指す。
 3. 家事・育児関連時間は、「家事」、「買い物」、「介護・看護」、「育児」の合計（週全体）。

特-31図 男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たり、国際比較）



(備考) 1. OECD 'Balancing paid work, unpaid work and leisure (2021)'より作成。
 2. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。
 3. 「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。
 4. 日本は平成28(2016)年、韓国は平成26(2014)年、イギリスは平成26(2014)年、フランスは平成21(2009)年、アメリカは令和元(2019)年、ドイツは平成24(2012)年、ノルウェーは平成22(2010)年、スウェーデンは平成22(2010)年の数値。

(2) 介護の担い手の変化

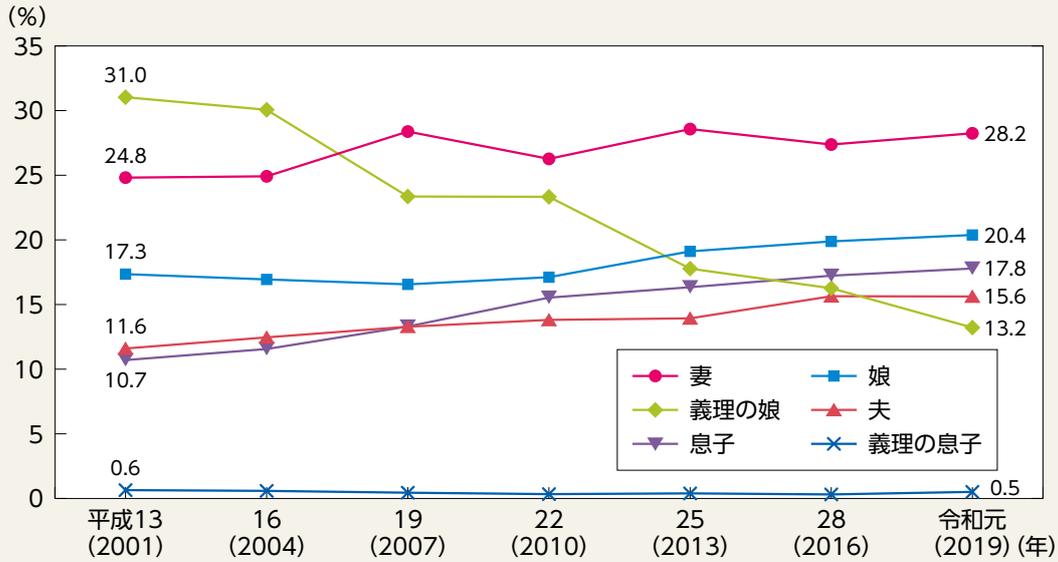
介護の分担に関する希望を尋ねると、20～60代の男女とも6～8割が、「配偶者と半分ずつ分担したい」と希望している。他方で、30代以上の女性の2～3割が、「自分の方が配偶者(夫)より多く分担したい」と希望しており、50代以上の男性の約2割が、「配偶者(妻)の方が自分より多く分担してほしい」と希望している(特-29図再掲)。

実際の介護の担い手について、同居の家族介護者に占める義理の娘の割合は、この20年間で大きく低下する一方、夫・息子の介護

者が増加している。特に介護する息子の増加幅が大きい(特-32図)。また、介護をしている者について、年齢階級別に有業率をみると、男性は45～49歳が88.0%と最も高く、次いで55～59歳(87.8%)となっている(特-33図)。

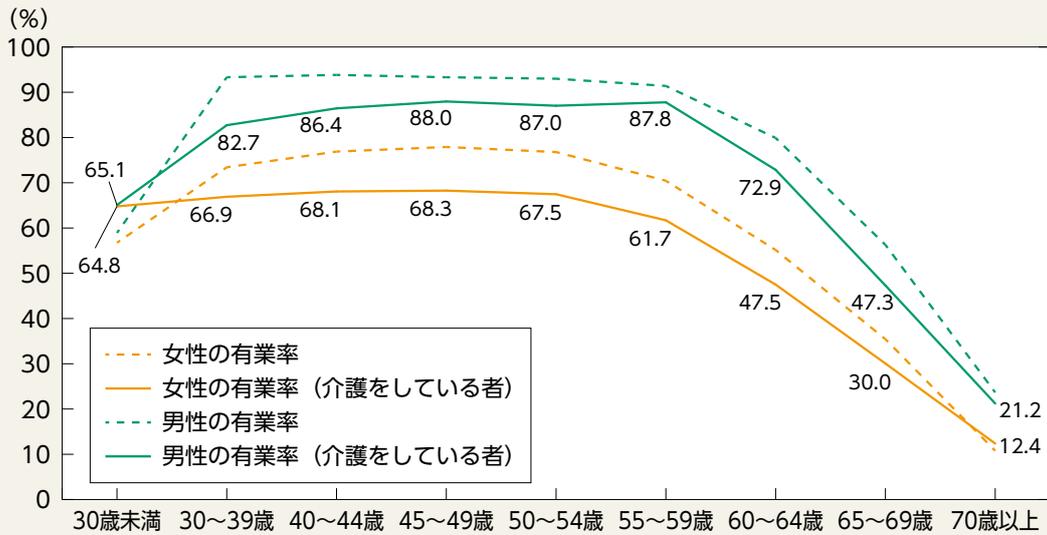
実際に介護に直面する中高年世代は、介護をする段階になって、初めて主体的に家事をする場合もあり、仕事との両立等の課題に直面し、ストレスから虐待につながる可能性もある(特-34図)。

特-32図 介護の担い手



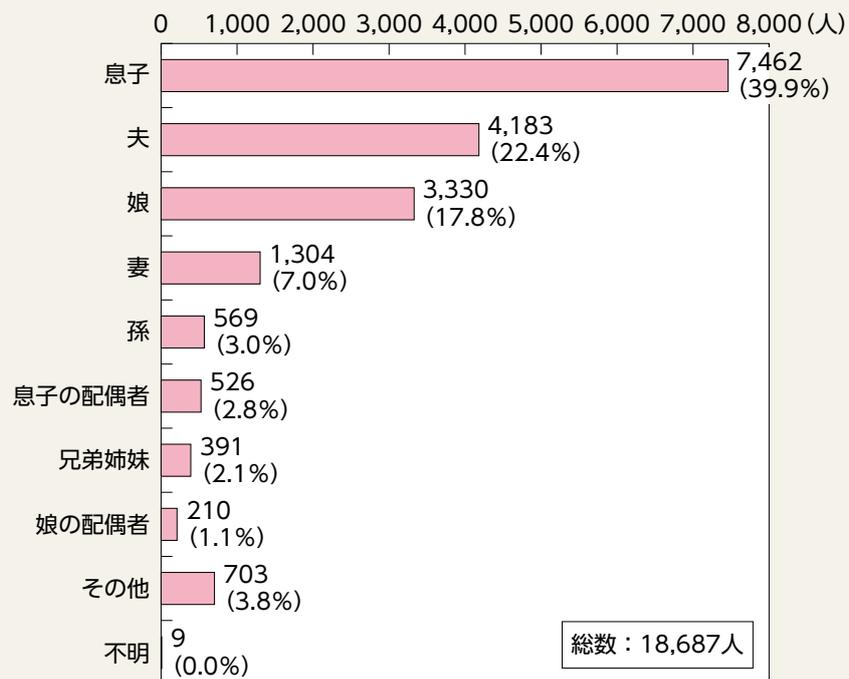
(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

特-33図 介護をしている者の有業率 (男女別、年齢階級別) (平成29 (2017) 年)



(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

特-34図 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄



(備考) 厚生労働省「令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成。

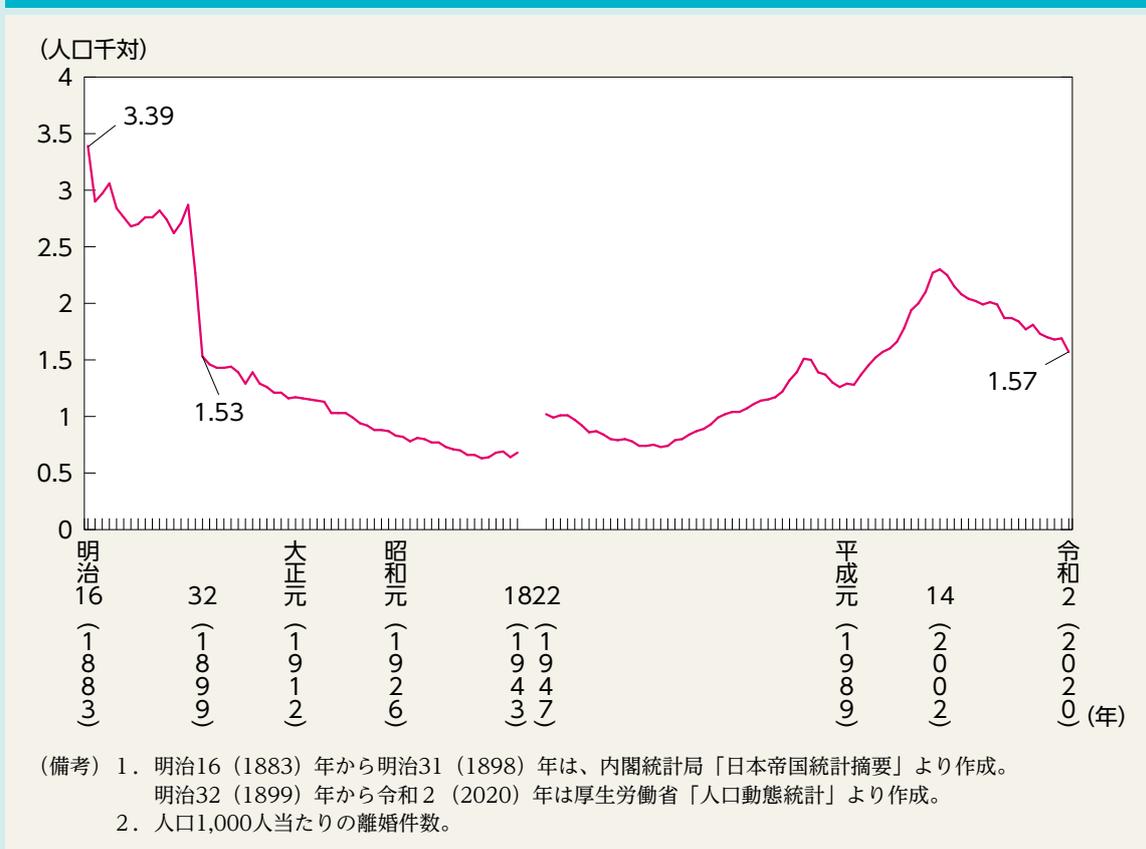
2

歴史考察～昭和より前の時代の、我が国の家族を取り巻く状況～

第1節では、昭和の時代から現在までの結婚と家族を取り巻く状況の変化を見てきたが、さらに長期的な視点で見ると、昭和より前の時代の我が国の家族の姿は、また異なっていたことが分かる。

例えば、昭和と比較して、現在は離婚件数が増加していることを紹介してきた。しかしながら、明治時代まで遡って見てみると、我が国の離婚件数は非常に多く、明治32（1899）年の離婚率¹（1.53）は、令和2（2020）年の離婚率（1.57）とほぼ同水準であった。なお、明治16（1883）年の離婚率は3.39（人口千対）と、令和2（2020）年の離婚率の約2倍であった（図1）。

（図1）離婚率の推移

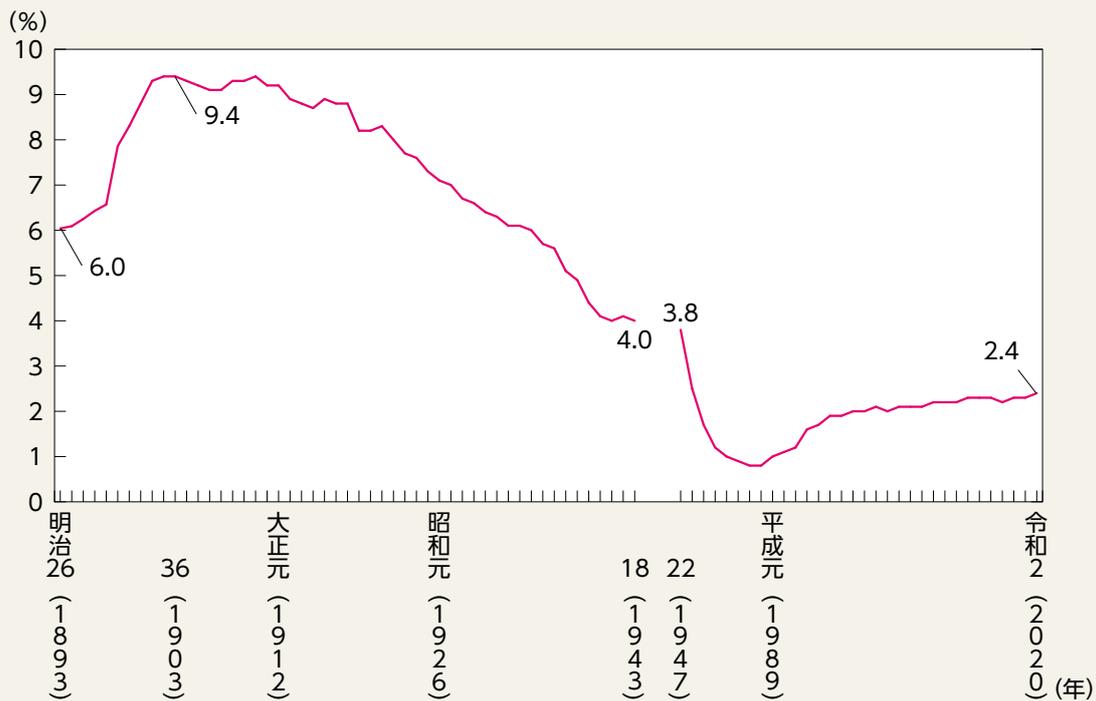


また、現在、我が国では、婚外子の割合が諸外国と比較して低く²、令和2（2020）年の婚外子の割合は2.4%であった。しかし、明治時代まで遡って見てみると、婚外子の割合は高く、明治36（1903）年は9.4%と、令和2（2020）年の4倍近くであった（図2）。

1 人口1,000人当たりの離婚件数。

2 平成30（2018）年の婚外子出生割合は、日本2.3%、アメリカ39.6%、イギリス48.2%、フランス60.4%、OECD平均40.7%（OECD, “Family Database”）。

(図2) 婚外子の割合の推移



(備考) 1. 明治26 (1893) 年から明治31 (1898) 年は内閣統計局「日本帝国統計摘要」より作成。
2. 明治32 (1899) 年から令和2 (2020) 年は厚生労働省「人口動態統計」より作成。

さらに、我が国では、以前は養子縁組が非常に多かった。幕末の農民の場合、全戸主の2割前後は養子で、武士ではこの割合はもっと高く、多産多死で成人する子供が少ない中、養子縁組により家制度を維持してきた³。現在、婚姻により氏を変える人は、女性が圧倒的に多く、令和2 (2020) 年では全体の95.3%を占めている (図3)。しかし、男性が氏を変えないようになったのは、第2次世界大戦後であり、出生率が高く、成人する子供も多かった時代に、養子を取らなくてはならないケースが減ったことが背景にある³。

関連して、我が国における氏の制度の変遷を見ると、平民に氏の使用が許されるようになったのは、明治3 (1870) 年以降である。さらに、明治9 (1876) 年の太政官指令では妻の氏は「所生の氏」 (=実家の氏) を用いることとされており、夫婦同氏制が導入されたのは、今から124年前、明治31 (1898) 年の民法成立時である⁴。

女性の労働に目を向けると、女性の労働参加率 (15~64歳)⁵は、戦後の高度経済成長期に低下し、昭和50 (1975) 年に底を迎えた後、上昇傾向に転じ、令和3 (2021) 年には73.3%となった (図4)。女性の労働参加率 (15歳以上)⁶の長期推移を見ると、明治43 (1910) 年以降、昭和50 (1975) 年に底を迎えるまで、長期的に低下傾向をたどっているが、この要因には、明治初年に始まる工業化への努力により、以前は家族従業者として就業していた

³ 落合恵美子「21世紀家族へ (第4版) 家族の戦後体制の見かた・超えかた」(2019年、有斐閣選書) より。

⁴ 法務省ホームページ「我が国における氏の制度の変遷」より。

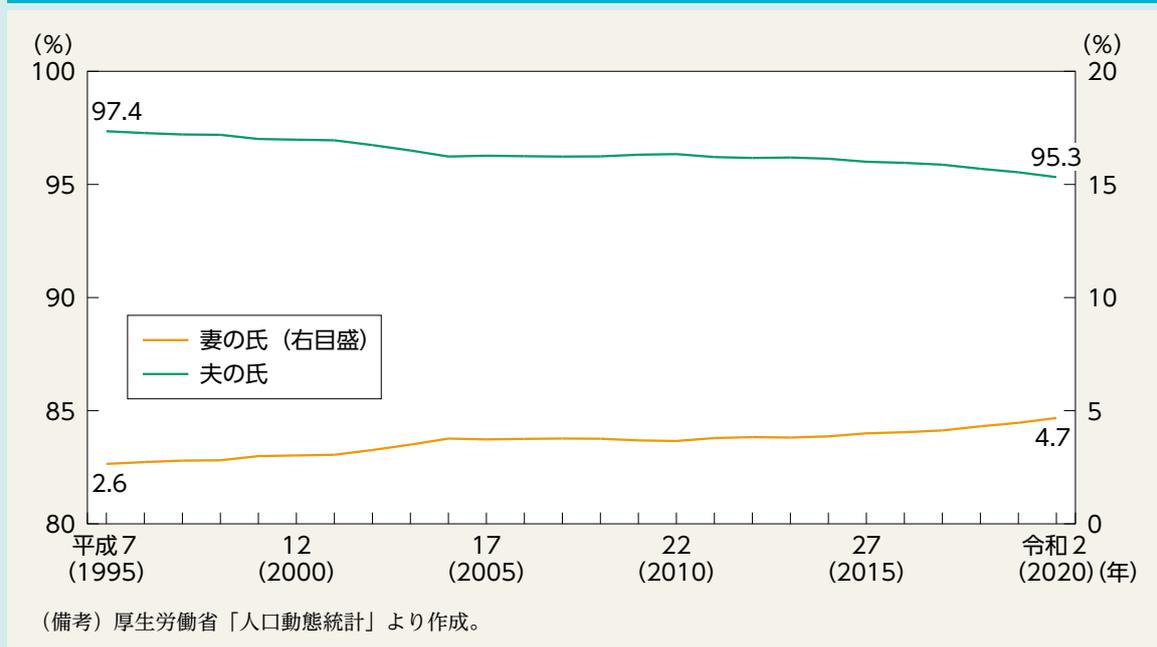
⁵ 生産年齢人口 (15~64歳の人口) に占める労働力人口 (就業者+完全失業者) の割合。

⁶ 15歳以上人口に占める労働力人口 (就業者+完全失業者) の割合。

層が非労働力化したことが寄与していると考えられる⁷⁸。以前は農業や自営業が多かったため、家業に従事している女性が多く、現在の女性とは働き方こそ異なるものの、女性は無償労働だけでなく、有償労働にも従事していた。「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方も、産業構造が転換し、それまでの農家や自営業者を中心とする社会から、雇用者を中心とする社会に変わった際に生まれたものであることが分かる。

このように、我が国の伝統的なものと思われているものの中には、長期的な視点で見ると比較的新しいものも含まれている。また、離婚が少なく、専業主婦が多かった昭和の時代の家族の姿の方が、我が国の長い歴史の中では特異であったという見方もできるだろう。

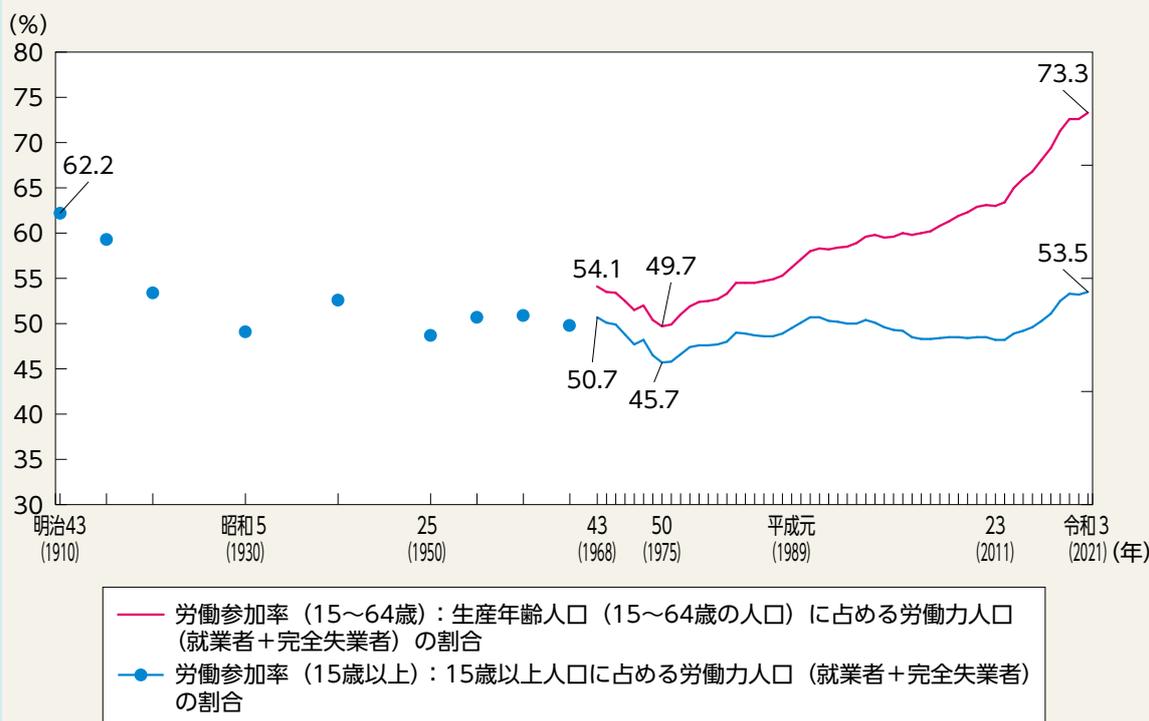
(図3) 夫の氏・妻の氏別婚姻件数の構成割合



7 総理府統計局「昭和55年国勢調査モノグラフシリーズNo.4 人口の就業状態と産業構成」より。

8 なお、近年、労働参加率（15歳以上）が50%前後で推移しているのは、人口高齢化によるものである。

(図4) 女性の労働参加率の推移



- (備考) 1. 明治43 (1910) 年から昭和35 (1960) 年は総理府統計局「昭和55年国勢調査モノグラフシリーズNo.4 人口の就業状態と産業構成」より作成。
昭和43 (1968) 年から令和3 (2021) 年は総務省「労働力調査」より作成。
2. 明治43 (1910) 年から昭和15 (1940) 年は、有業者を労働力とみなして分子としている。
3. 昭和25 (1950) 年は、14歳以上人口に占める労働力人口の割合。沖縄の外国人を除く。
4. 昭和43 (1968) 年から昭和47 (1972) 年の結果数値には、沖縄県分は含まれていない。沖縄の本土復帰により、昭和47 (1972) 年7月以降、沖縄県も調査の範囲に含まれた。
労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況

この節では、結婚と家族を取り巻く状況について、内閣府の調査等²⁹をもとに考察を深める。

1 結婚を取り巻く状況

(配偶者の状況)

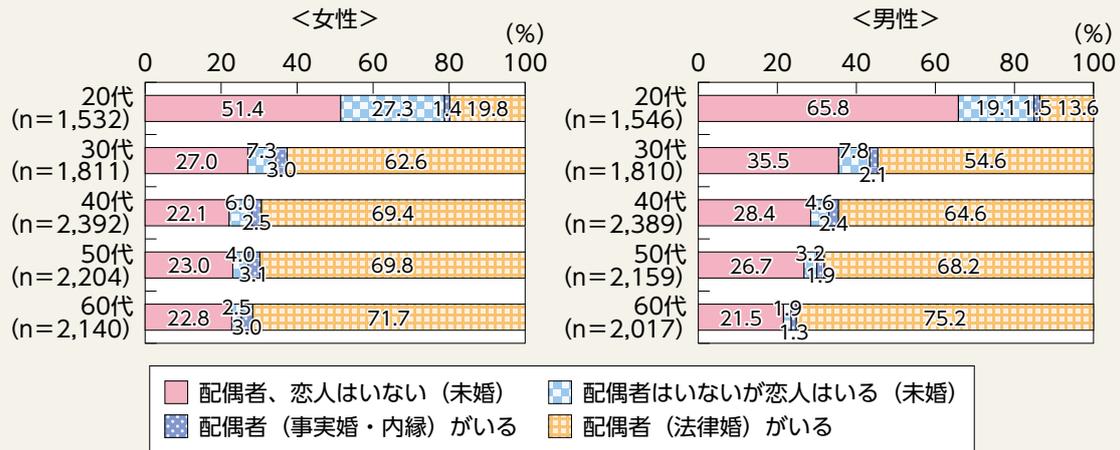
第1節で、男女ともに未婚と離婚の割合が高まっていることを確認した。内閣府の調

査³⁰によると、「配偶者、恋人はいない(未婚)」との回答は、男女ともに、全世代で2割以上となっており、特に、20代の女性の約5割、男性の約7割が、「配偶者、恋人はいない(未婚)」と回答している。「配偶者(法律婚)がいる」と回答した人は、女性は20代で約2割、30代で約6割、40代以降で約7割となっており、男性は20代で14%、30代で約5割、40代以降で6~8割となっている。また、「配偶者(事実婚・内縁)がいる」と回答した人は、男女ともに1~3%となっている(特-35図)。

²⁹ 内閣府男女共同参画局で行われた研究会や調査等を参照する。

³⁰ 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)。以下、本文中に具体的な調査名がなく、「調査」と記載してあるものは全て、同調査。

特-35図 現在の配偶者状況



(備考) 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。

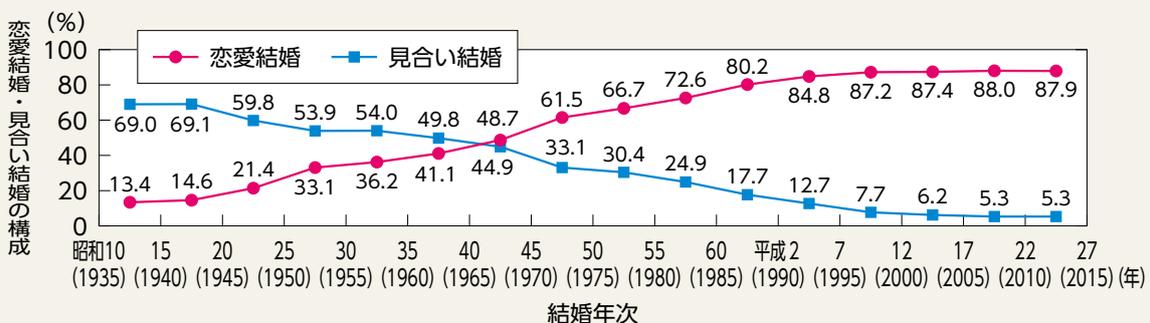
現在、我が国では、恋愛結婚が約9割である(特-36図)。「恋人として交際」した人数を聞いたところ、「恋人として交際」した人がいないと回答した20~30代の独身の女性は24.1%、独身の男性は37.6%となっている。特に、交際経験がない20代の男性が4割近くとなっている。

独身者と既婚者を比較すると、「恋人として交際」した人が3人以上と回答したのは、20~30代の独身女性31.0%、既婚女性53.9%、独身男性24.5%、既婚男性52.7%となっており、既婚者の方が多い。

また、40~54歳の独身女性36.0%、既婚女性45.8%、独身男性30.4%、既婚男性51.1%が「恋人として交際」した人が3人以上と回答している。このように、男女ともに20~54歳の既婚者は約5割が、3人以上と「恋人として交際」している(特-37図)。

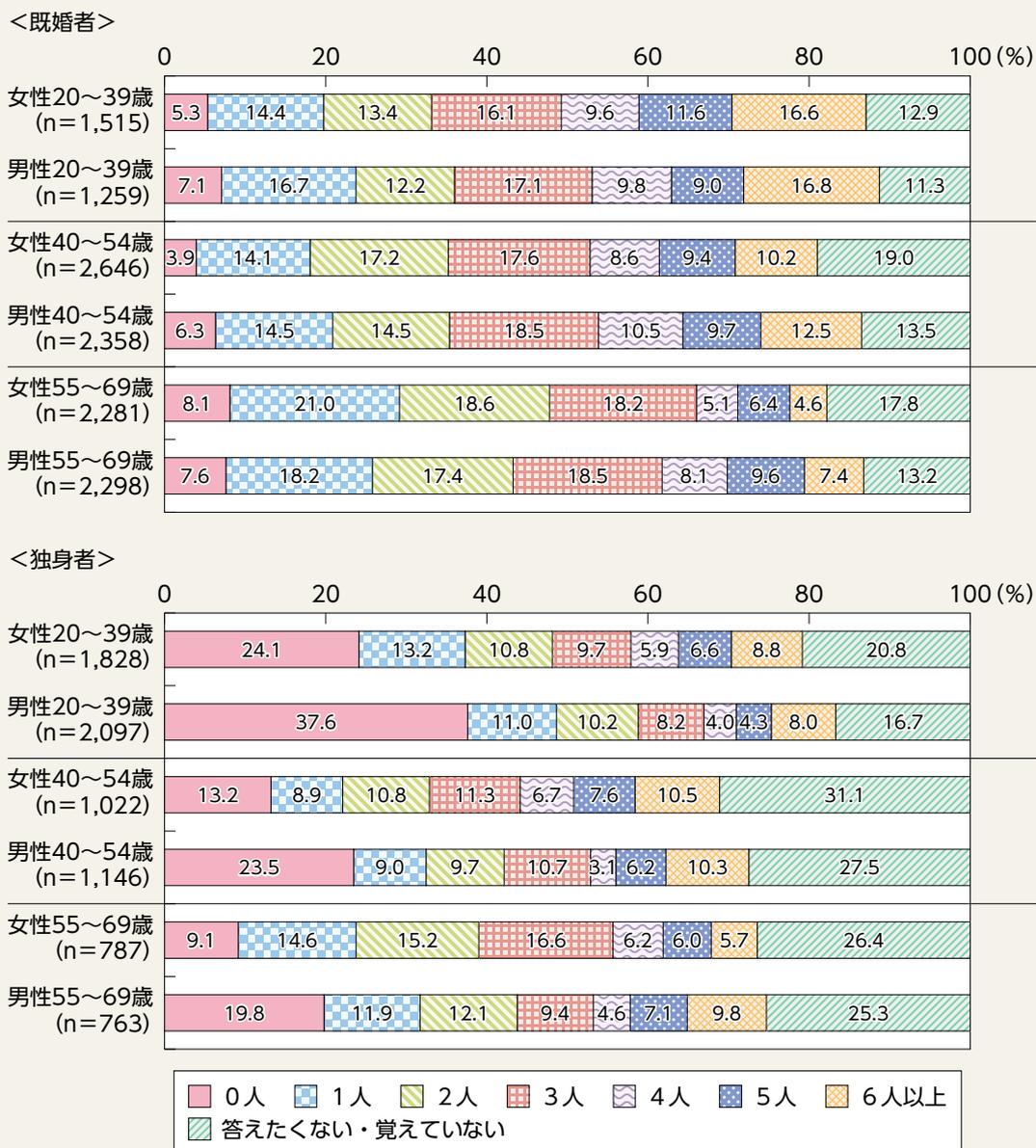
さらに、「これまでの恋人の人数」「デートした人数」について見てみると、男女ともどの年齢階級においても、既婚者の方が独身者よりもおおむね割合が高くなっている(特-38図)。

特-36図 恋愛結婚・見合い結婚の割合推移



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)」(夫婦調査)より作成。
 2. 対象は初婚どうしの夫婦。第7回調査(1930~39年から1970~74年)、第8回調査(1975~79年)、第9回調査(1980~84年)、第10回調査(1985~89年)、第11回調査(1990~94年)、第12回調査(1995年~99年)、第13回調査(2000~04年)、第14回調査(2005~09年)、第15回調査(2010~14年)による。夫婦が出会ったきっかけについて「見合いで」及び「結婚相談所で」と回答したものを見合い結婚とし、それ以外の「学校で」、「職場や仕事の関係で」、「幼なじみ・隣人関係」、「学校以外のサークル活動やクラブ活動・習いごとで」、「友人や兄弟姉妹を通じて」、「街なかや旅行先で」、「アルバイトで」を恋愛結婚と分類して集計。出会ったきっかけが「その他」「不詳」は構成には含むが掲載は省略。

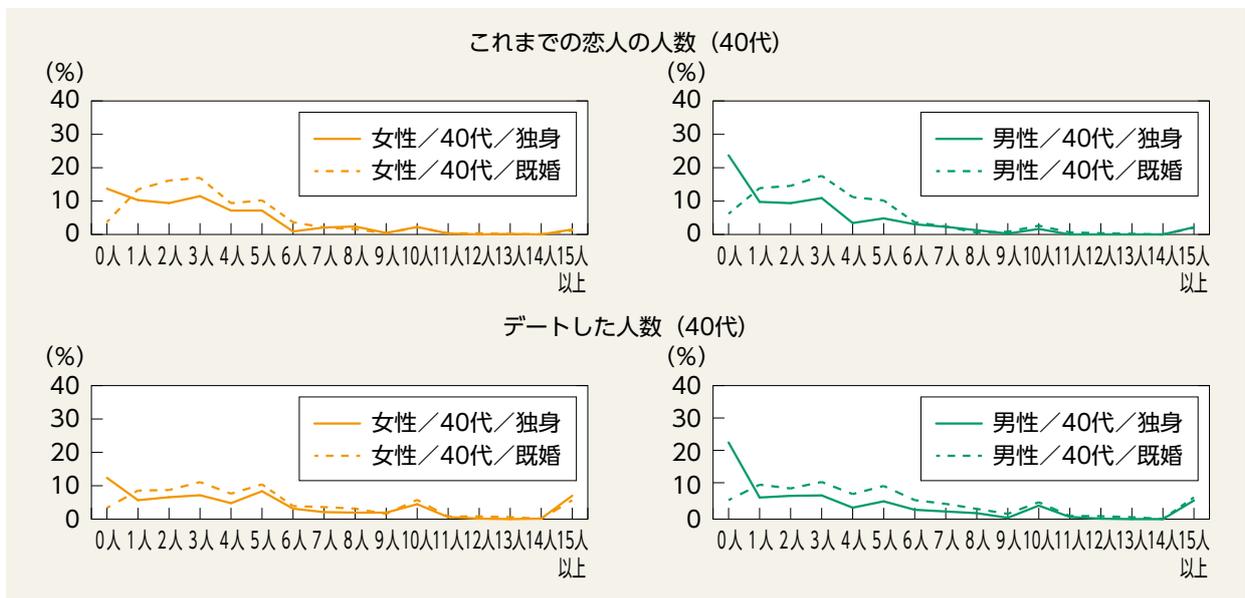
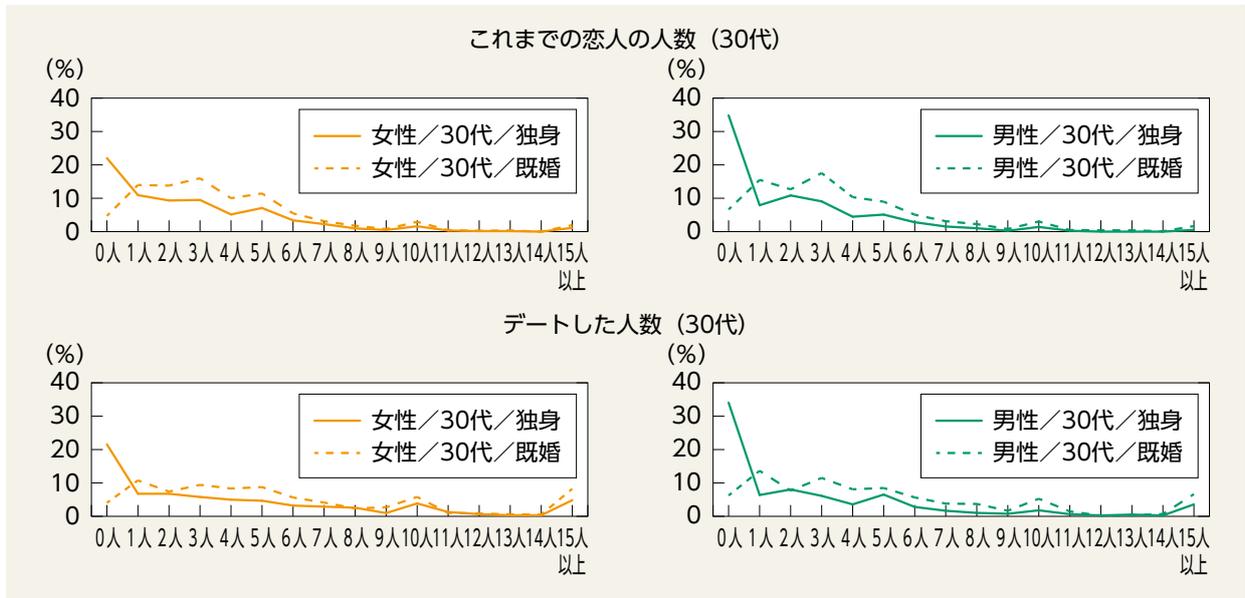
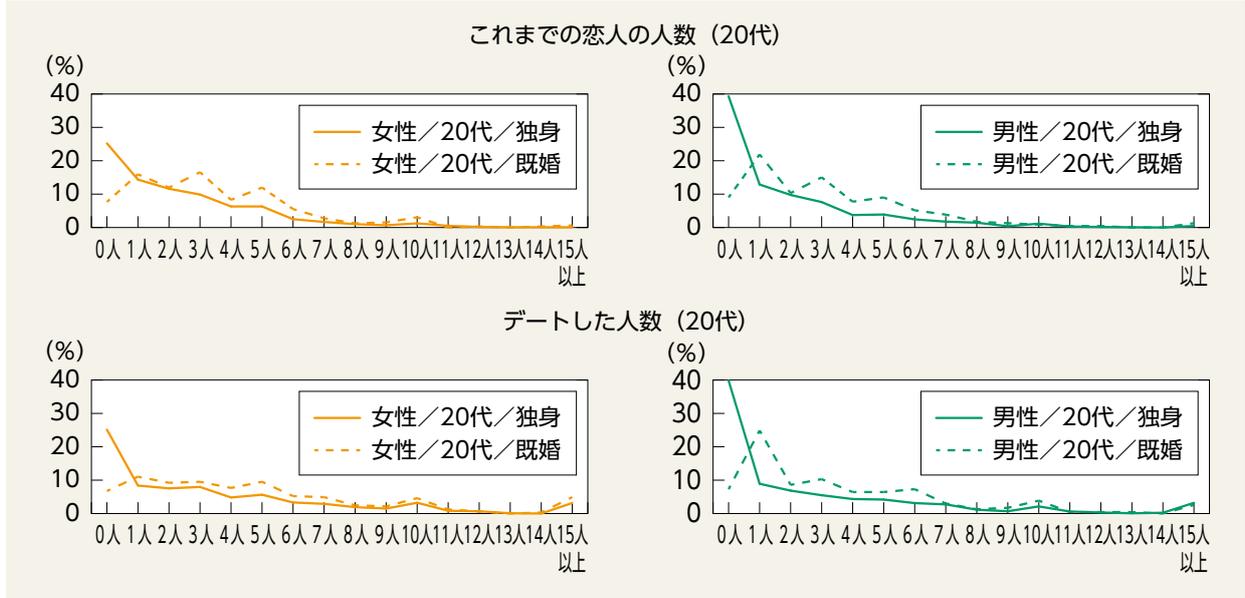
特-37図 これまでの恋人の人数

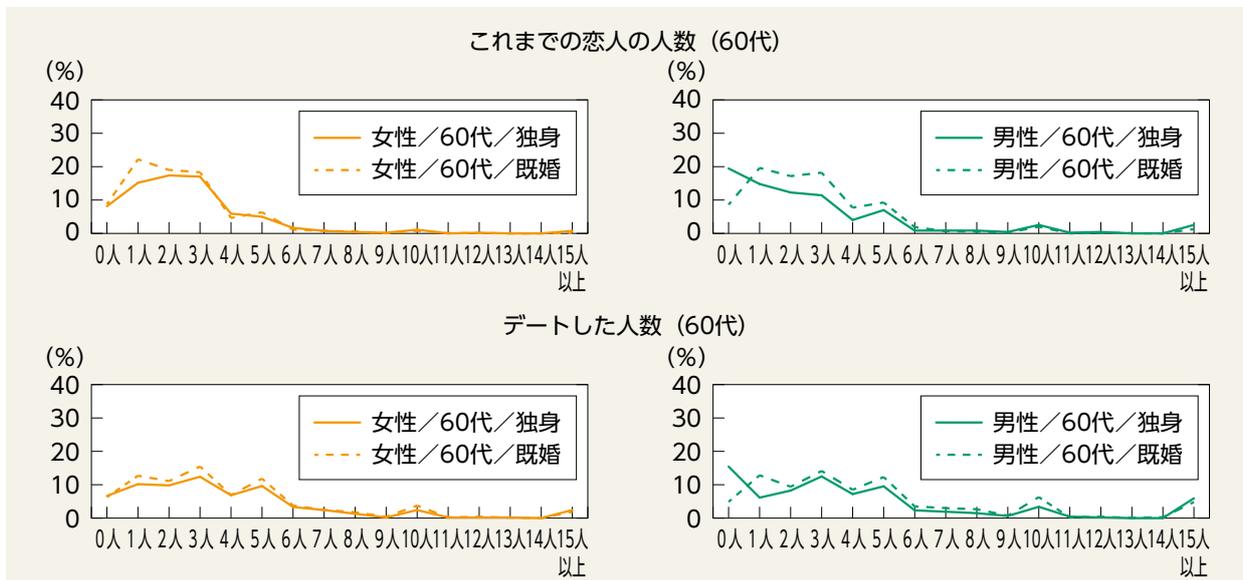
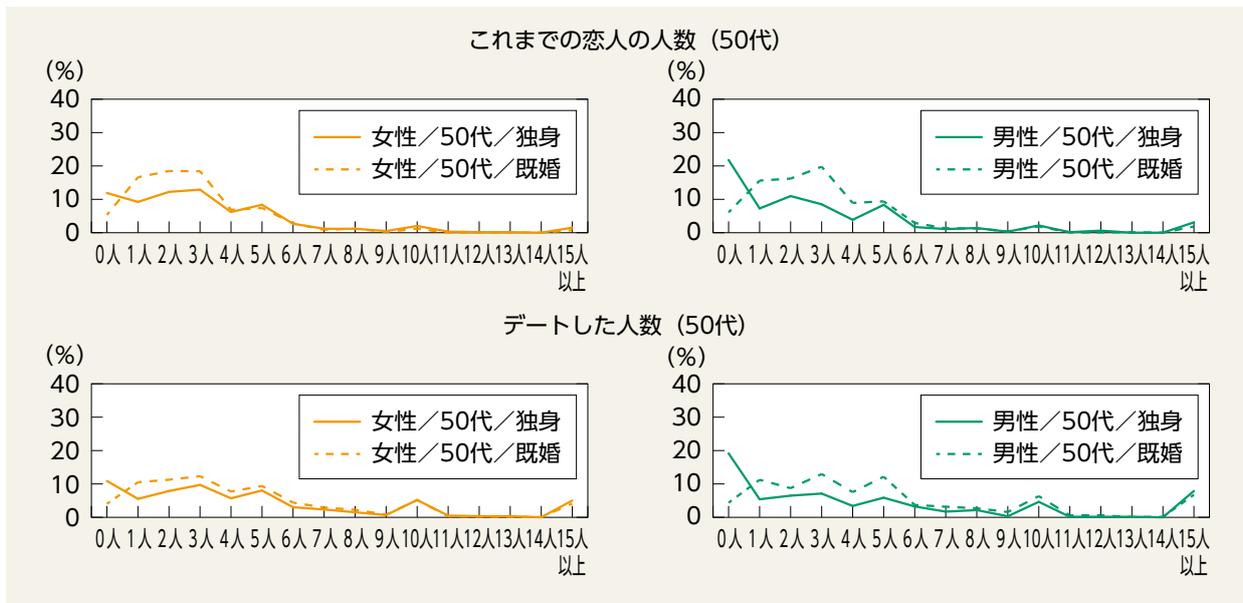


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 中学卒業から最初の結婚まで、「恋人として交際」した人数(結婚相手含む)。ただし、結婚した人で「結婚相手が恋人ではない」とする人もいるため、既婚者で「0人」の場合もある。

特-38図 これまでの恋人の人数・デートした人数

特集
人生100年時代における結婚と家族と家族の姿の変化と課題にどう向き合うか





- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. これまでの恋人の人数は、中学卒業から最初の結婚まで、「恋人として交際」した人数(結婚相手含む)。ただし、結婚した人で「結婚相手が恋人ではない」とする人もいるため、既婚者で「0人」の場合もある。
 3. デートした人数は、中学卒業から最初の結婚まで「デート」した人数(結婚相手を含む、恋人でない人含む)。

(結婚に対する意思)

結婚に対する意思について、独身者(これまで結婚経験無し)を見ると、「結婚意思あり³¹⁾としたのは、20代では女性64.6%、男性54.4%と、20代では女性の方が男性よりも割合が高いが、30代では男女ともに46.4%、40代以上は、女性は割合が減る傾

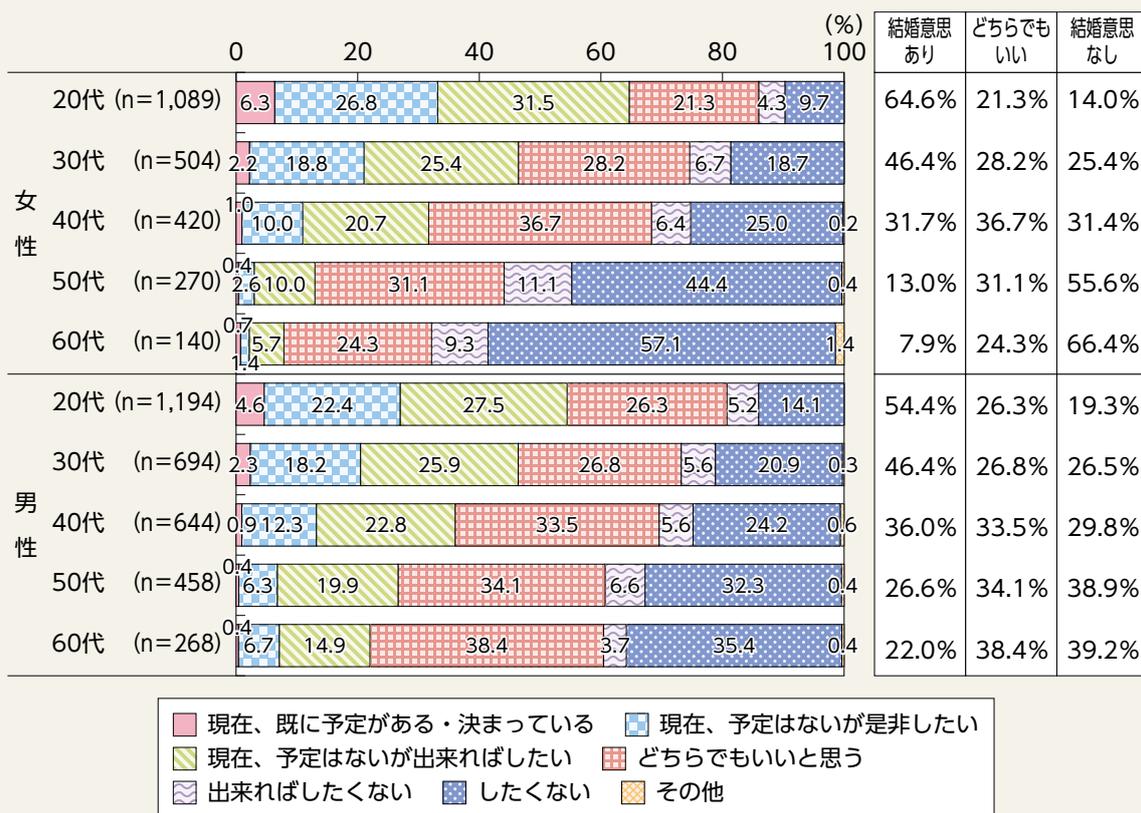
向にある。一方、男性の場合は、40～60代も2～4割が結婚願望を持っている。

「結婚意思なし³²⁾」との回答をしたのは、女性は20代で14.0%、30代で25.4%、男性は20代で19.3%、30代で26.5%となっている(特-39図)。

³¹⁾ 「結婚意思あり」は、「現在、既に予定がある・決まっている」「現在、予定はないが是非したい」「現在、予定はないが出来ればしたい」の累計値。

³²⁾ 「結婚意思なし」は、「出来ればしたくない」「したくない」の累計値。

特-39図 今後の結婚願望 (独身者)



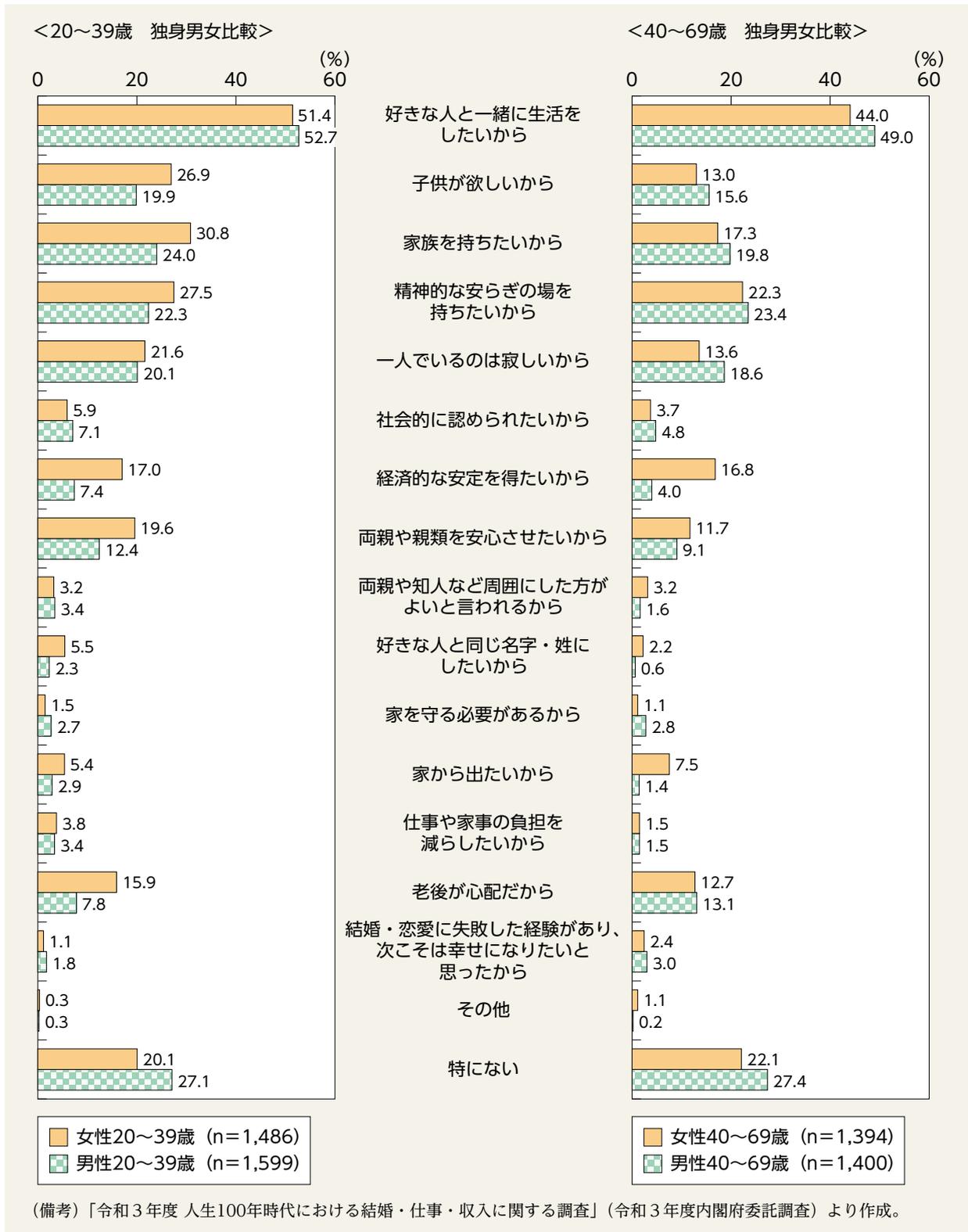
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 独身者のうち、これまで結婚経験がない者が対象。
 3. 「結婚意思あり」は、「現在、既に予定がある・決まっている」「現在、予定はないが是非したい」「現在、予定はないが出来ればしたい」の累計値。
 4. 「結婚意思なし」は、「出来ればしたくない」「したくない」の累計値。

結婚したい理由について、独身の男女を比較すると、20~30代、40~60代の男女ともに「好きな人と一緒に生活がしたいから」が約5割となっている。続いて、20~30代では「子供が欲しいから」「家族を持ちたいから」「精神的な安らぎの場を持ちたいから」「一人であるのは寂しいから」が2~3割、40~60代では「家族を持ちたいから」「精神的な安らぎの場を持ちたいから」が約2割となっている。

結婚したい理由について、独身の男女間で差を見てみると、20~30代では、女性の方が高いものは、差が大きい順に「経済的な安定を得たいから」(女性17.0%、男性7.4%)、「老後が心配だから」(女性15.9%、男性7.8%)、

「両親や親類を安心させたいから」(女性19.6%、男性12.4%)、「子供が欲しいから」(女性26.9%、男性19.9%)、男性の方が高いものは、差はそれほど大きくないものの、「好きな人と一緒に生活したいから」(女性51.4%、男性52.7%)、「社会的に認められたいから」(女性5.9%、男性7.1%)、「家を守る必要があるから」(女性1.5%、男性2.7%)となっている。40~60代では、女性は「経済的な安定を得たいから」(女性16.8%、男性4.0%)、「家から出たいから」(女性7.5%、男性1.4%)、男性は「好きな人と一緒に生活をしたいから」(女性44.0%、男性49.0%)、「一人であるのは寂しいから」(女性13.6%、男性18.6%)等となっている(特-40図)。

特-40図 結婚したい理由



積極的に結婚したいと思わない理由について、独身の男女で比較すると、女性の場合、5割前後となっている項目は、20~30代で「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」、「結婚するほど好きな人に巡り合っていない

から」、40~60代では、これらの項目に、「結婚相手として条件をクリアできる人に巡り合えそうにないから」「結婚という形式に拘る必要性を感じないから」「今のままの生活を続けた方が安心だから」「仕事・家事・育児・

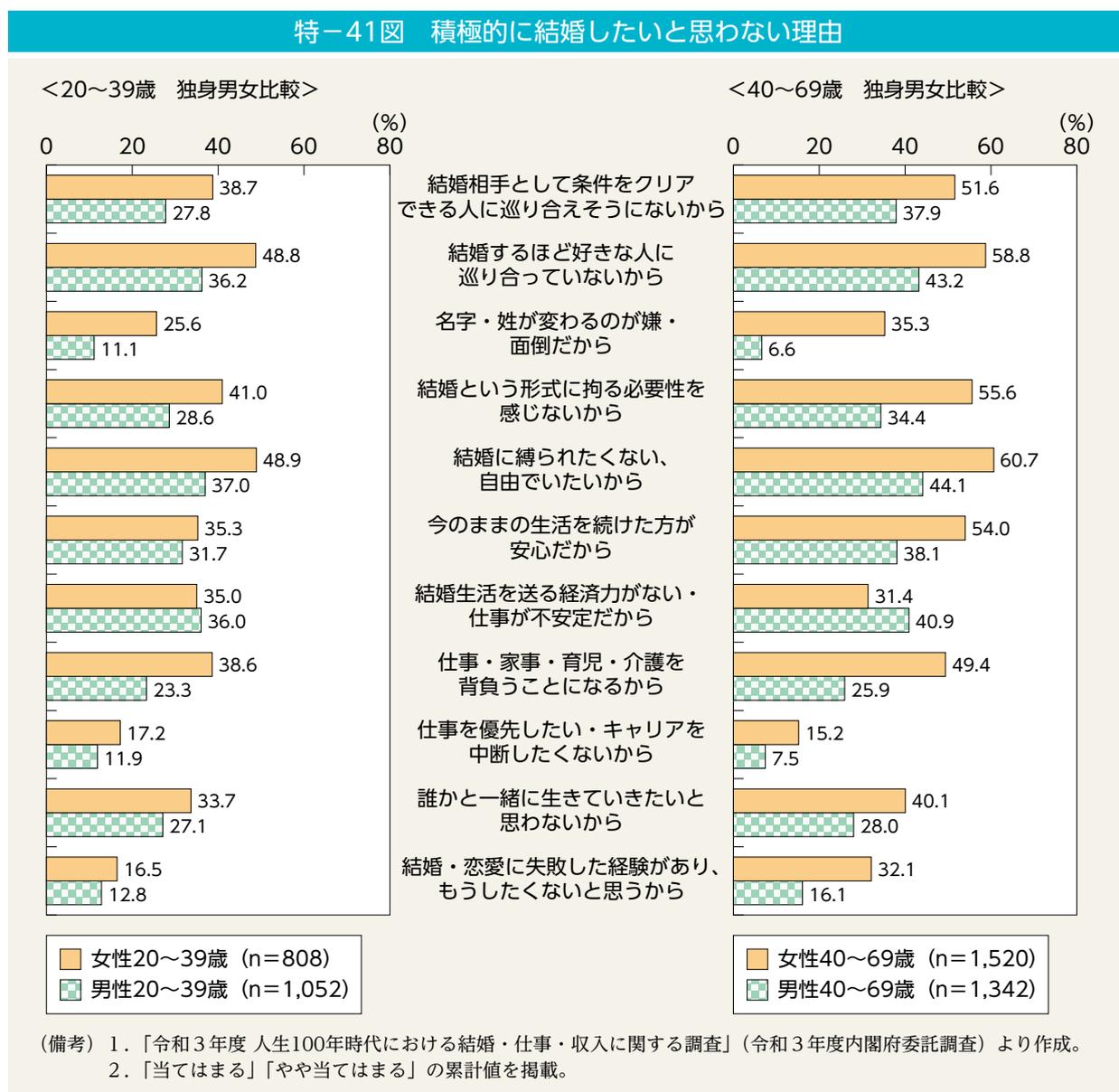
介護を背負うことになるから」が加わる。男性の場合、5割以上となっている項目は無いが、「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」が20～30代、40～60代で約4割となっている。

男女間で差があり、女性の方が高いものは、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」(20～30代：女性38.6%、男性23.3%、40～60代：女性49.4%、男性25.9%)、「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」(20～30代：女性25.6%、男性11.1%、40～60代：女性35.3%、男性6.6%)

などで、男性の方が高いものは、「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」(20～30代：女性35.0%、男性36.0%、40～60代：女性31.4%、男性40.9%)となっている。この項目間差は20～30代よりも、40～60代と年代が上がる方が大きくなる(特-41図)。

独身女性が、積極的に結婚したいと思わない理由について、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」を挙げる背景には、社会や周囲、また、自分自身のアンコンシャス・バイアスの他、仕事・家事・育児・介護のバランスを取ることに苦労している既婚女性の姿を見て判断している可能性もある。

特-41図 積極的に結婚したいと思わない理由

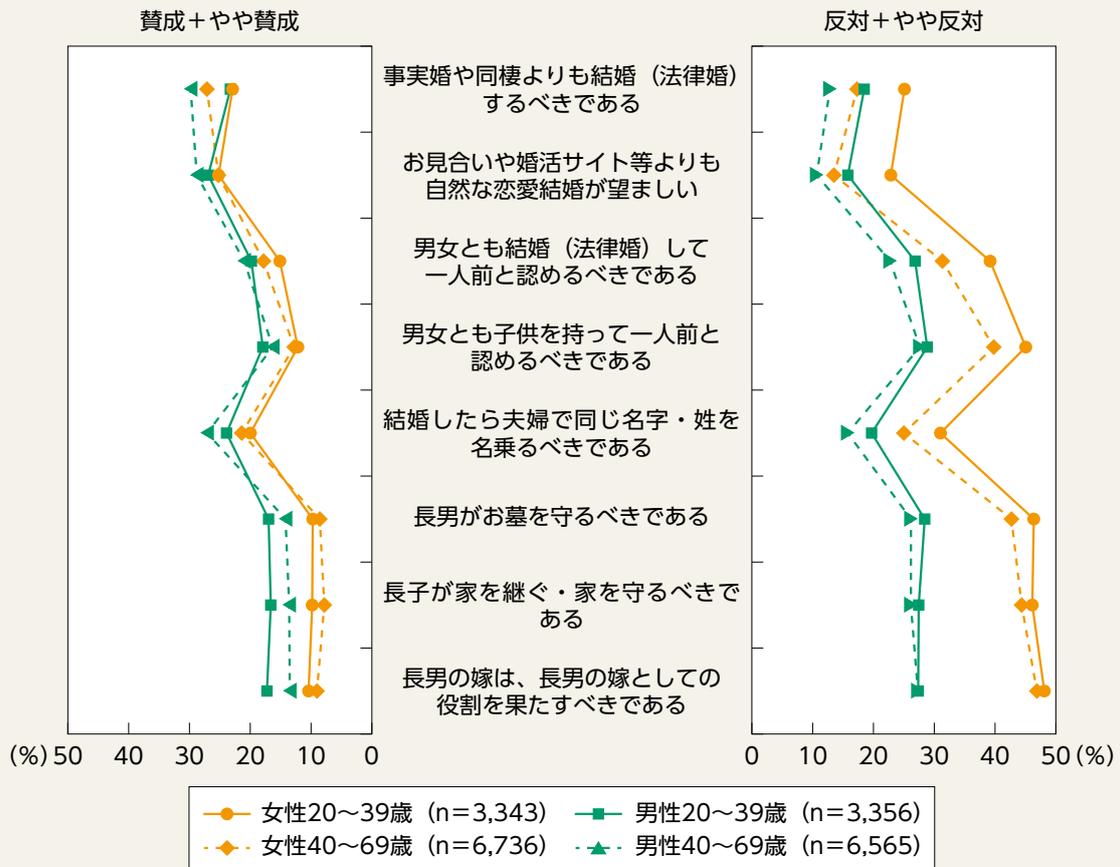


上記のアンコンシャス・バイアスについて、結婚・子供、家族の視点から見てみると、「事実婚や同棲よりも結婚（法律婚）するべきである」について、20～30代の女性は反対が賛成を上回っている一方、40～60代の女性及び男性は、賛成が反対を上回っている。「結婚したら夫婦で同じ名字・姓を名乗るべきである」について、女性、特に20～30代は反対が賛成を上回り、男性、特に40～60代は賛成が反対を上回っている。また、「長男がお墓を守るべきである」「長子が家を継ぐ・

家を守るべきである」「長男の嫁は、長男の嫁としての役割を果たすべきである」等の考え方については、女性の反対の割合が非常に大きい（特-42図）。別の内閣府の調査³³では、「男性は結婚して家庭をもって一人前だ」について、男性、特に50代、60代は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が高い（特-43図）。女性は、既存の制度・考え方についての反対割合が高いが、男性は、特に中高年で、賛成割合が高い、あるいは反対割合が高くない。

³³ 内閣府「令和3年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」（令和3年9月公表）。

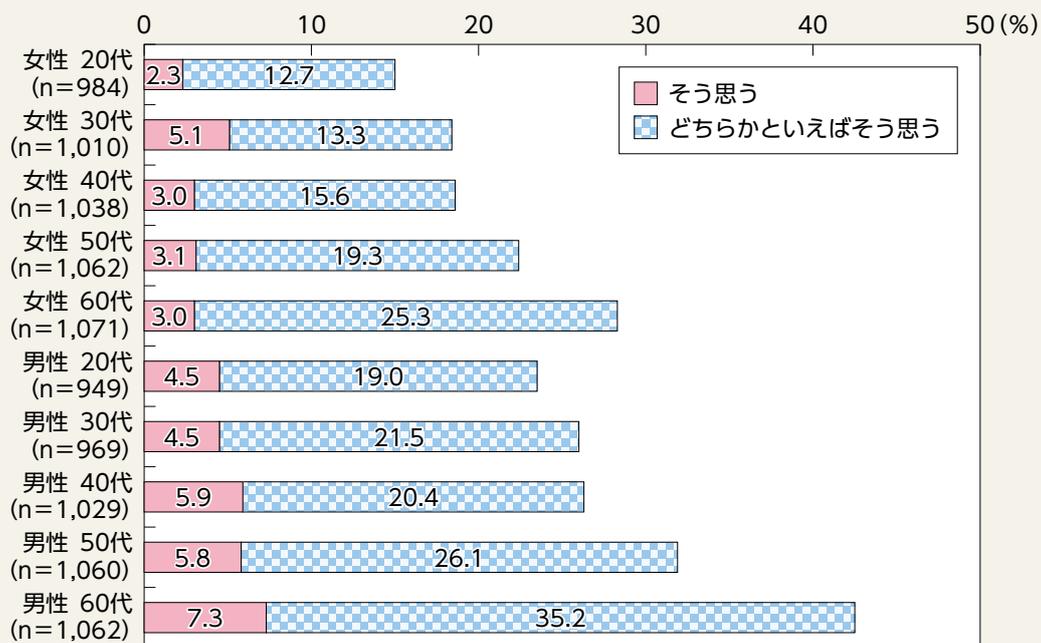
特-42図 家族に関する意識（結婚・子供、家族）



		女性/20-39歳 (n=3,343)		女性/40-69歳 (n=6,736)		男性/20-39歳 (n=3,356)		男性/40-69歳 (n=6,565)	
		賛成+ やや賛成	反対+ やや反対						
結婚・子供	事実婚や同棲よりも結婚(法律婚)するべきである	22.9%	25.1%	27.1%	17.3%	23.3%	18.5%	29.8%	12.8%
	お見合いや婚活サイト等よりも自然な恋愛結婚が望ましい	25.2%	22.9%	25.2%	13.5%	26.9%	15.8%	28.8%	10.7%
	男女とも結婚(法律婚)して一人前と認めるべきである	15.1%	39.2%	17.8%	31.3%	19.8%	26.8%	21.0%	22.7%
	男女とも子供を持って一人前と認めるべきである	12.2%	45.0%	12.8%	39.8%	17.9%	28.8%	16.3%	27.6%
	結婚したら夫婦で同じ名字・姓を名乗るべきである	20.0%	31.0%	21.4%	25.0%	23.9%	19.7%	27.1%	15.8%
家族	長男がお墓を守るべきである	9.7%	46.4%	8.6%	42.7%	17.0%	28.4%	14.2%	26.2%
	長子が家を継ぐ・家を守るべきである	9.8%	46.1%	7.8%	44.4%	16.6%	27.4%	13.6%	26.2%
	長男の嫁は、長男の嫁としての役割を果たすべきである	10.4%	48.1%	9.0%	46.9%	17.3%	27.4%	13.5%	27.3%

(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 青色網掛:「賛成+やや賛成」と「反対+やや反対」で、割合の大きい方。
 赤字:「賛成+やや賛成」と「反対+やや反対」の差が10%ポイント以上。

特-43図 性別役割意識（男性は結婚して家庭をもって一人前だ）

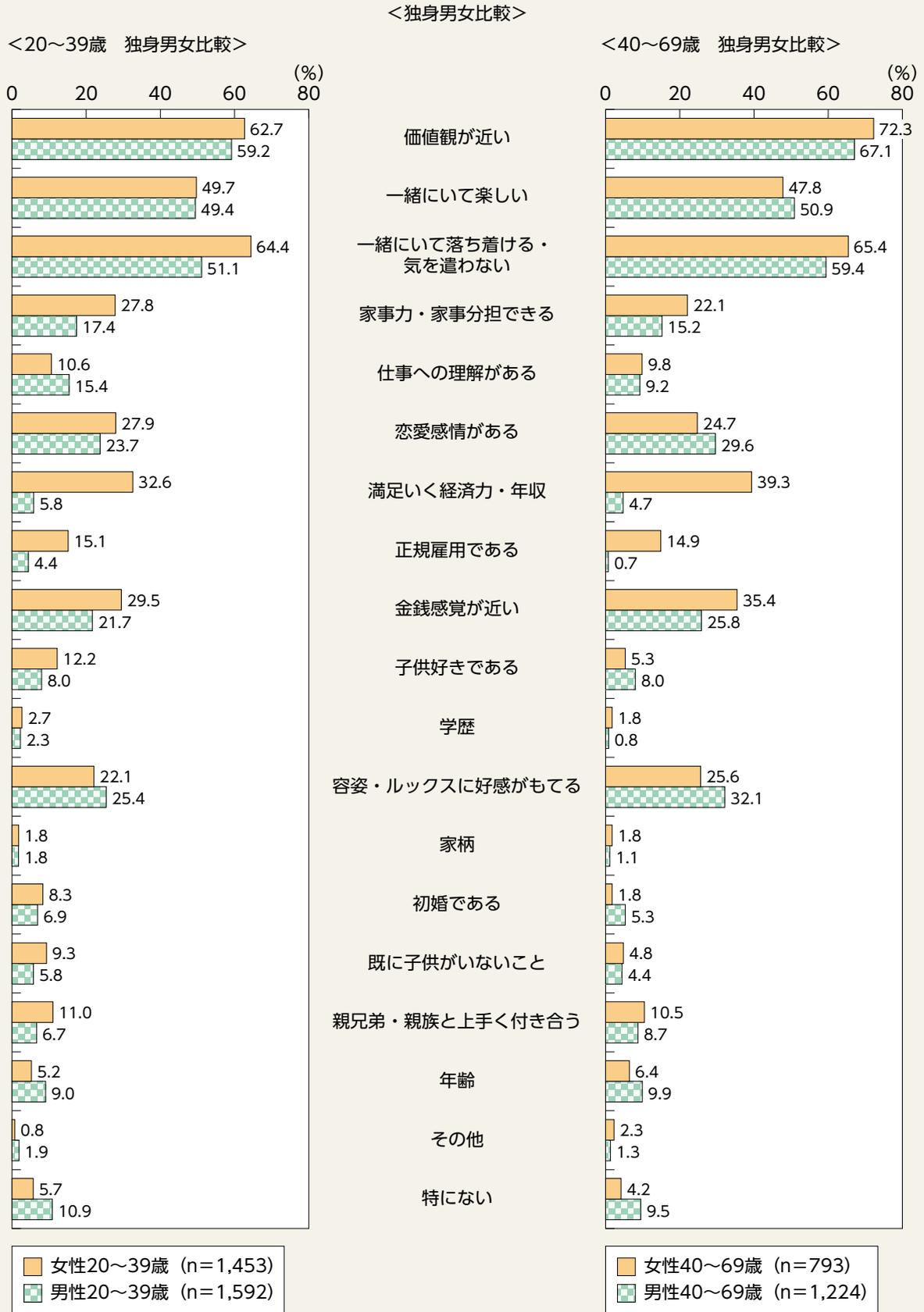


（備考）内閣府「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」より作成。

結婚相手に求めること（理想）について、独身の男女は、20～30代、40～60代ともに「価値観が近い」「一緒にいて落ち着ける・気を遣わない」「一緒にいて楽しい」が5～7割となっている。既婚の男女も、結婚相手に求めたこと（理想）について、20～30代、40～60代ともに「価値観が近い」「一緒にいて落ち着ける・気を遣わない」「一緒にいて楽しい」が5～7割となっている一方、現在結婚相手に求めること（現実）については、同項目で割合が、4～6割と減る。

独身の男女間で大きく差があり、女性の方が高いものは、「満足いく経済力・年収」（20～30代：女性32.6%、男性5.8%、40～60代：女性39.3%、男性4.7%）、「正規雇用である」（20～30代：女性15.1%、男性4.4%、40～60代：女性14.9%、男性0.7%）等で、既婚の男女間の理想・現実ともに同傾向であるが、結婚後、現在結婚相手に求めること（現実）は、これに「家事力・家事分担できる」が加わる（特-44図）。

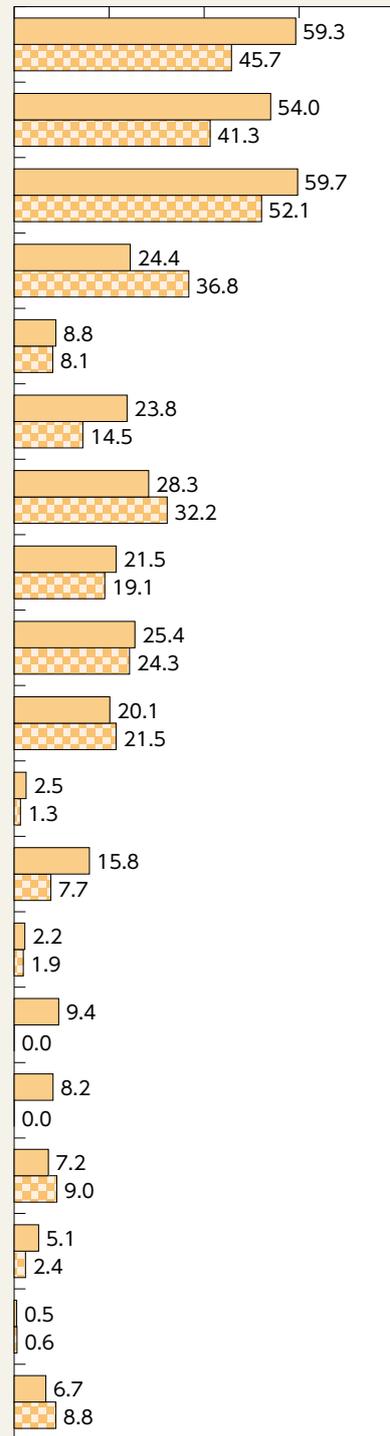
特-44図 結婚相手に求める・求めたこと



<20~39歳既婚男女 理想と現実比較>

<20~39歳 既婚女性 (n=1,515)>

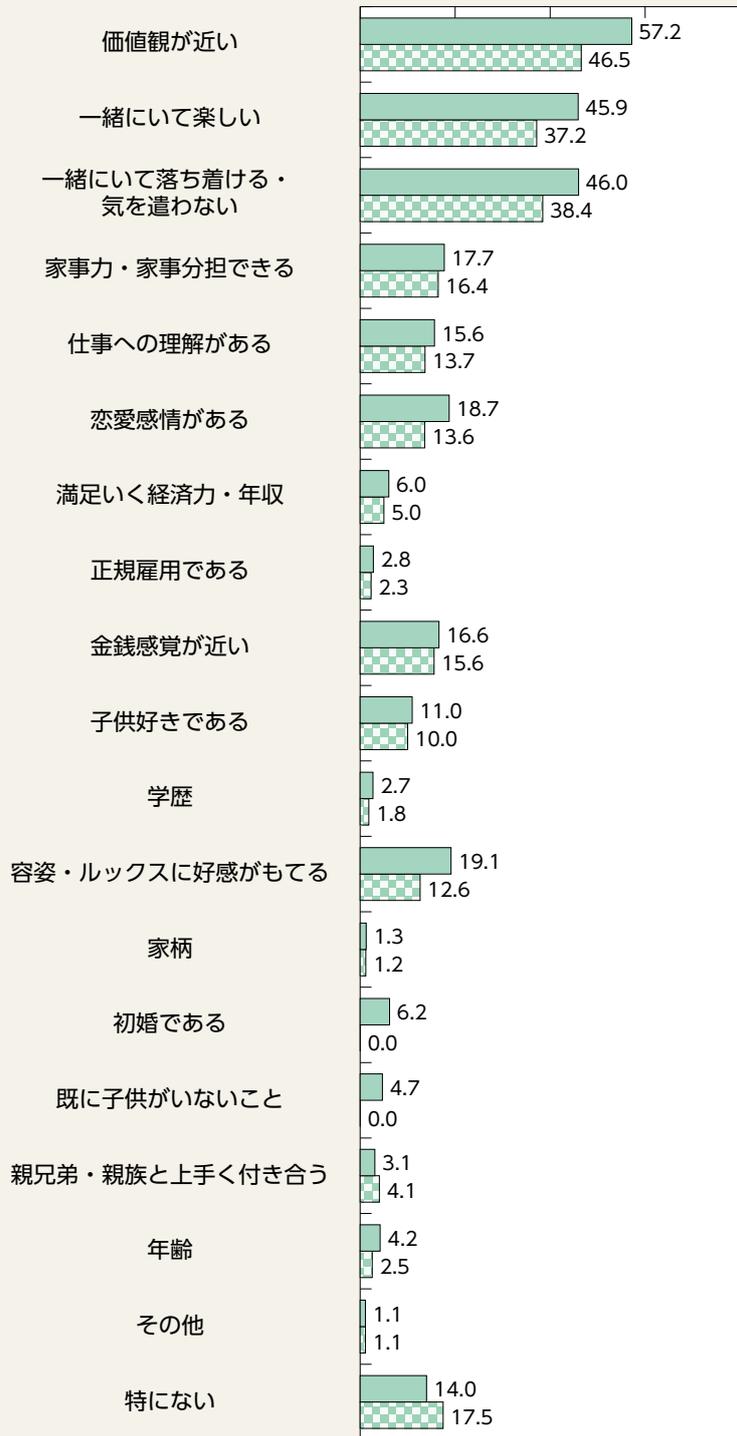
(%)
0 20 40 60 80



■ 結婚相手に求めたこと (理想)
■ 現在相手に求めること (現実)

<20~39歳 既婚男性 (n=1,259)>

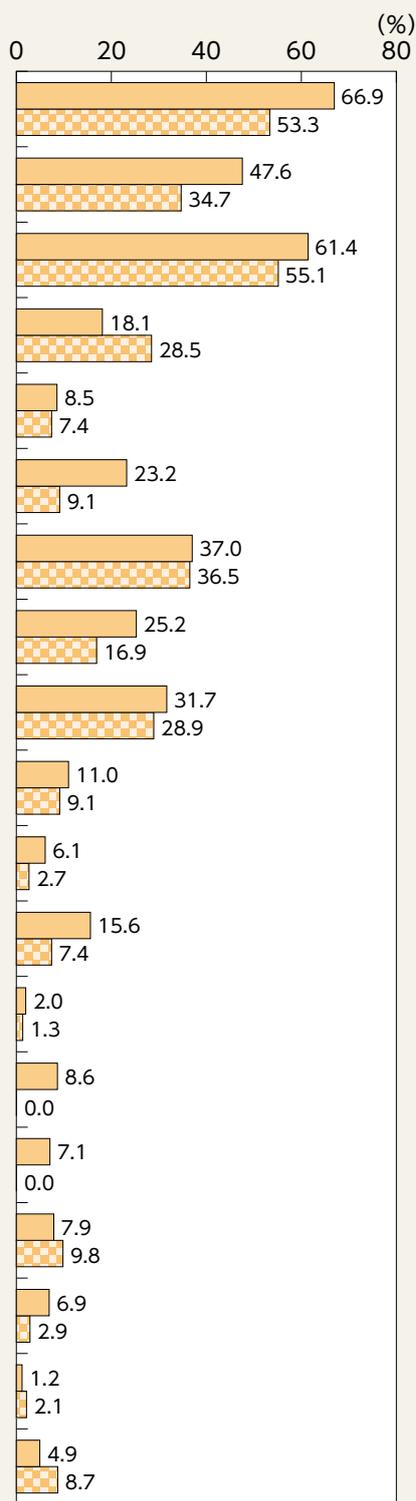
(%)
0 20 40 60 80



■ 結婚相手に求めたこと (理想)
■ 現在相手に求めること (現実)

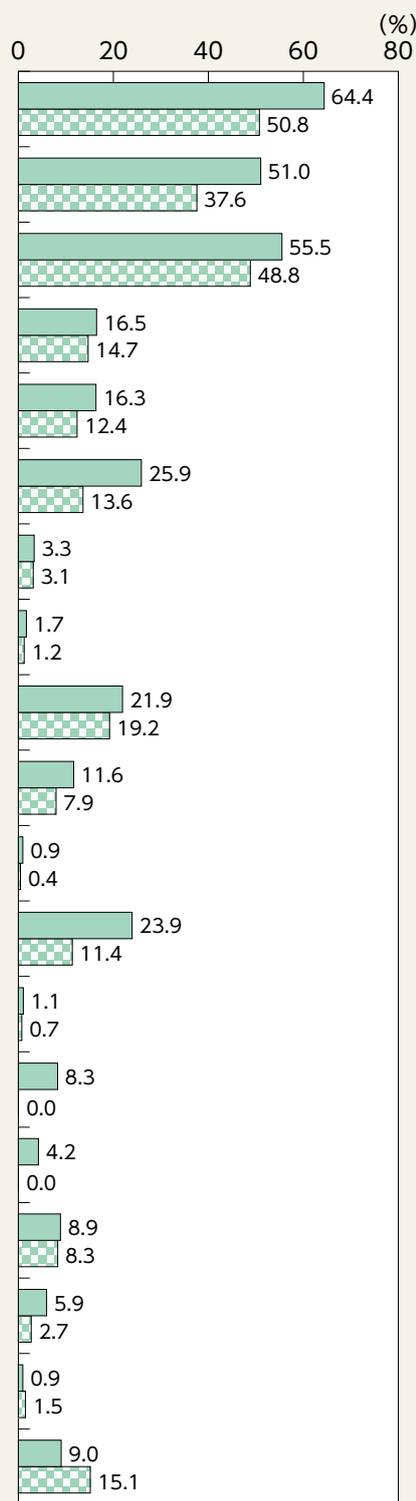
<40～69歳既婚男女 理想と現実比較>

<40～69歳 既婚女性 (n=4,927)>



■ 結婚相手に求めたこと (理想)
 ■ 現在相手に求めること (現実)

<40～69歳 既婚男性 (n=4,656)>



■ 結婚相手に求めたこと (理想)
 ■ 現在相手に求めること (現実)

(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 既婚者には、事実婚・内縁を含む。
 3. 優先度の高いものを5つ選択。

結婚したい理由、結婚相手に求める・求めたこと（理想と現実）から、依然として一定程度の女性が、結婚は経済的安定の手段と考えていることが窺える。

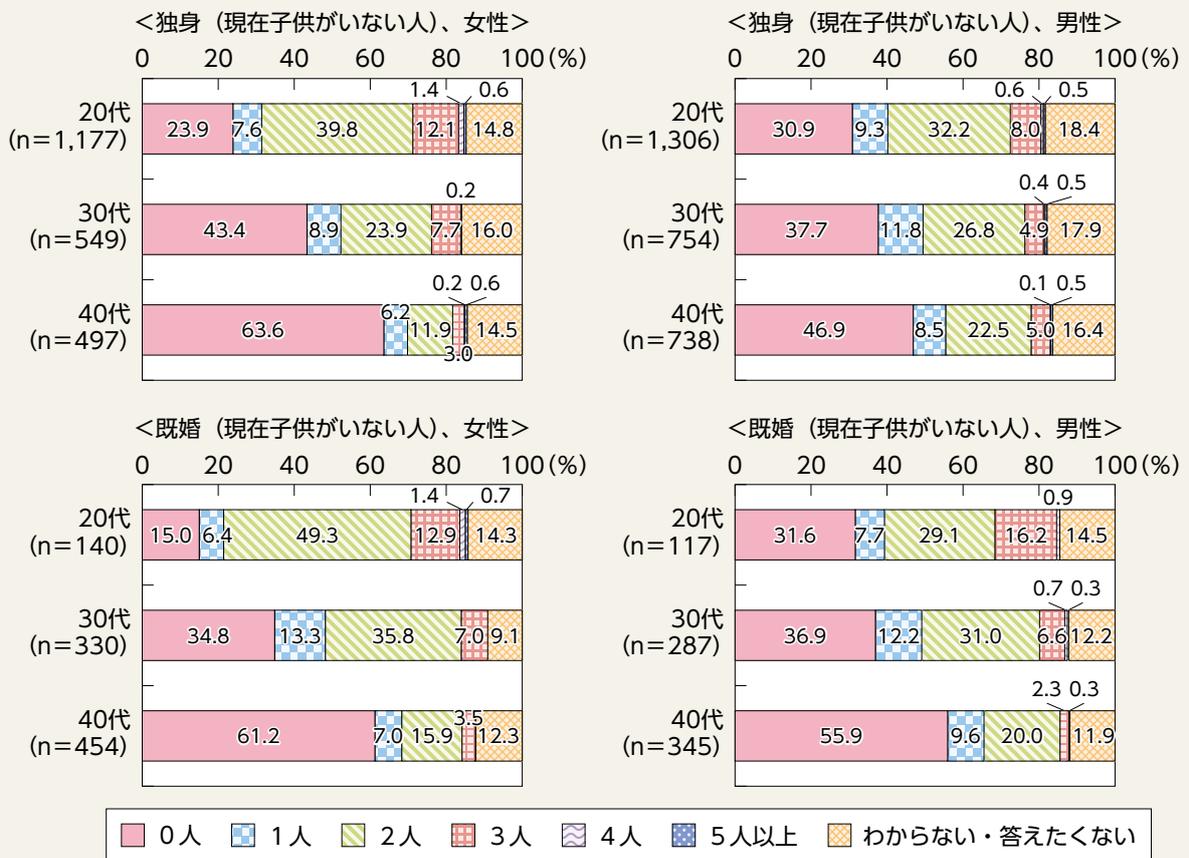
（子供を持つことに対する意思）

現在、子供がいない独身及び既婚の男女の「理想の子供の数」について見てみると、「0人（子供はらない）」か「2人」に傾向が分かっている。「0人」と回答したのは、独身女性は20代で23.9%、30代で43.4%とな

り、独身男性は20代で30.9%、30代で37.7%となっている。

一方、「2人」と回答したのは、独身女性は20代で39.8%と割合が最も高く、30代で23.9%、独身男性は20代で32.2%、30代で26.8%となっている。既婚女性は20代で49.3%と最も割合が高く、30代で35.8%、既婚男性は20代で29.1%、30代で31.0%となっている（特-45図）。

特-45図 理想の子供数



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
2. 既婚者には、事実婚・内縁を含む。

3

事実婚の実態について

近年、いわゆる「事実婚¹」と言われる結婚の形を選択する夫婦の姿が、メディア等でも紹介されるようになってきている。

事実婚に関するデータは少なく、その実態は見えにくい。しかし、内閣府で令和3（2021）年度に実施した各種意識調査の結果を見ると、事実婚を選択している人は成人人口の2～3%を占めていることが推察される。

例えば、内閣府男女共同参画局が実施した委託調査²では、調査回答者のうち、「配偶者（事実婚・内縁）がいる」と回答した人は2.3%であった。別調査³では、調査回答者のうち、「事実婚」と回答した人は2.9%、「パートナーと暮らしている」と回答した人は1.1%であった。

内閣府大臣官房政府広報室による世論調査⁴においては、「あなたは現在、結婚していますか」との質問に対し、「結婚していないが、パートナーと暮らしている」と回答した人は2.5%となっている（(図) 各種意識調査の結果）。

「事実婚」とと言われる結婚の形を選択する理由としては、夫婦の名字・姓の問題があることが指摘されている。

内閣府男女共同参画局が実施した委託調査⁵においては、積極的に結婚したくない理由として「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」と回答した割合は、20～30代の女性で25.6%、男性で11.1%、40～60代の女性で35.3%、男性で6.6%であった（特-41図再掲）。

夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関しては、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされている。

1 事実婚とは、「法律上の要件（届出）を欠くが、事実上夫婦としての実態を有する関係」を指す。ここでは婚姻の届出の有無により、前者について法律婚、後者について事実婚という言葉を使用している。なお、いわゆる法律婚と事実婚の制度上の相違等について、内閣府「人生100年時代における結婚と家族に関する研究会」において紹介されている。
(<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/7th/index.html>)

2 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）。

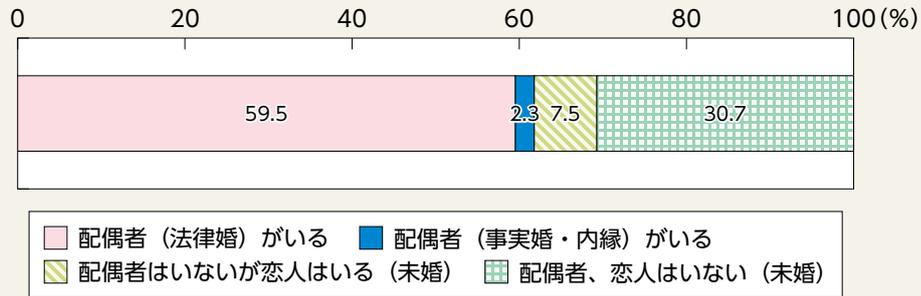
3 内閣府「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」。

4 内閣府「家族の法制に関する世論調査」（令和4年3月25日公表）。

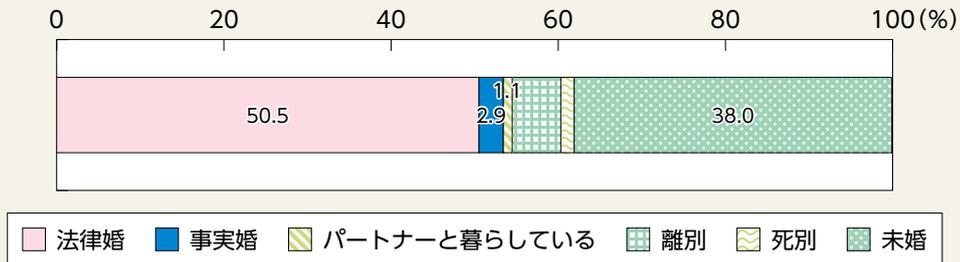
5 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）。

(図) 各種意識調査の結果

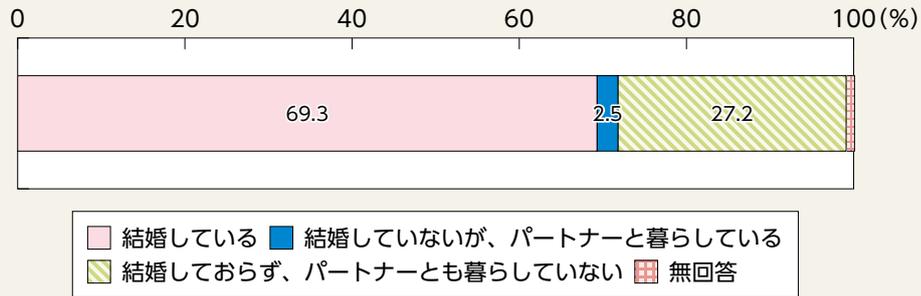
「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」
(n=20,000)



「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」
(n=10,330)



「家族の法制に関する世論調査」(n=2,884)



2 離婚を取り巻く状況

(1) 離婚

(離婚をめぐる状況)

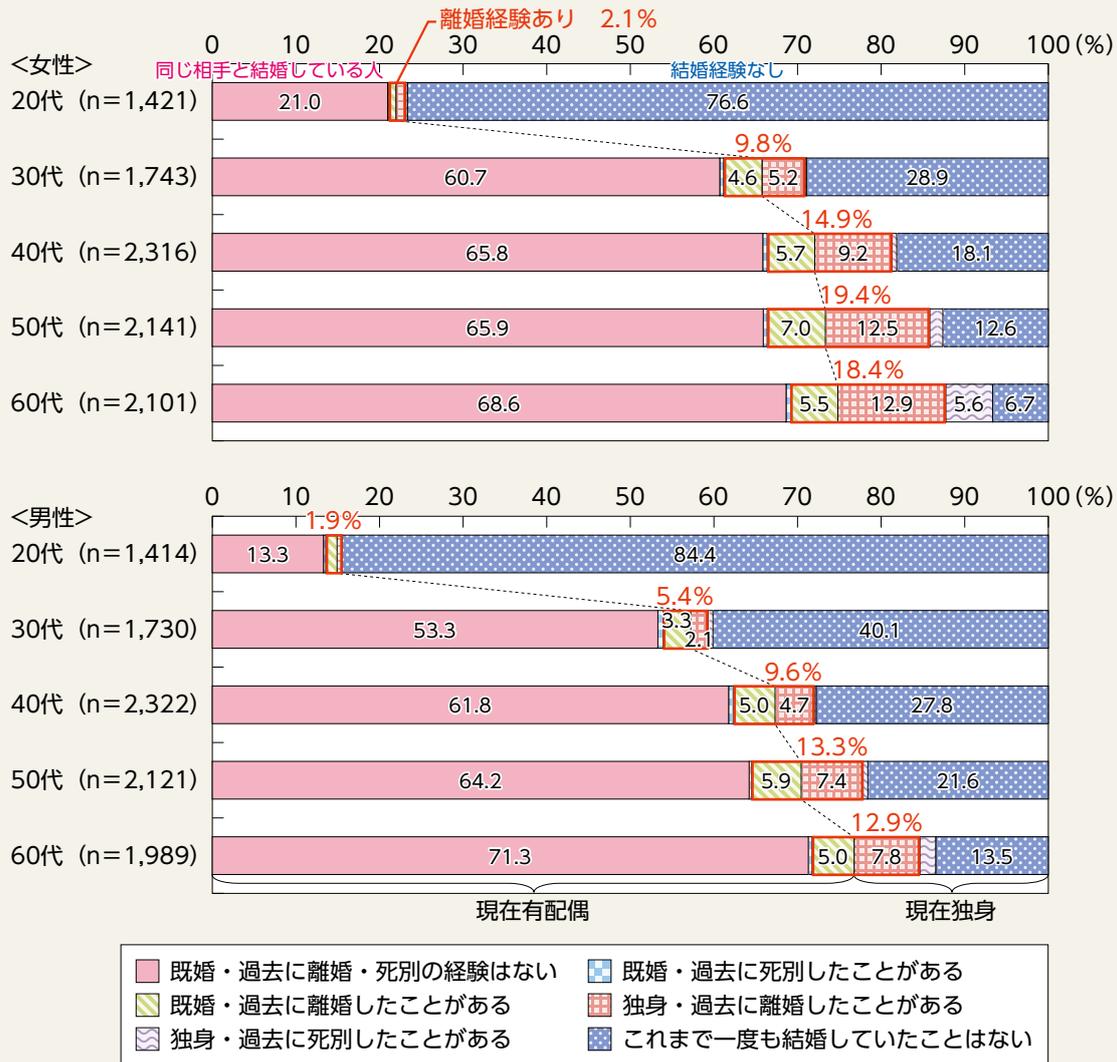
第1節で、平成27(2015)年以降、離婚件数は毎年約20万件で推移しており、離婚件数は婚姻件数の約3分の1となっていることを確認した。このことに伴い、離婚をめぐる状況も多様化しており、50~60代の離婚経験者の内訳を見ると、50代女性は19.4%が離婚経験があり、うち、現在有配偶7.0%、現在独身12.5%となっている。60代女性は

18.4%が離婚経験があり、うち、現在有配偶5.5%、現在独身12.9%となっている。

50代男性は13.3%が離婚経験があり、うち、現在有配偶5.9%、現在独身7.4%となっている。60代の男性は12.9%が離婚経験があり、うち、現在有配偶5.0%、現在独身7.8%となっている。

50~60代の現在独身の人に注目すると、女性は約半数が離婚経験があり、男性は半数以上がこれまで一度も結婚していたことはない(特-46図)。

特-46図 過去の離婚の経験

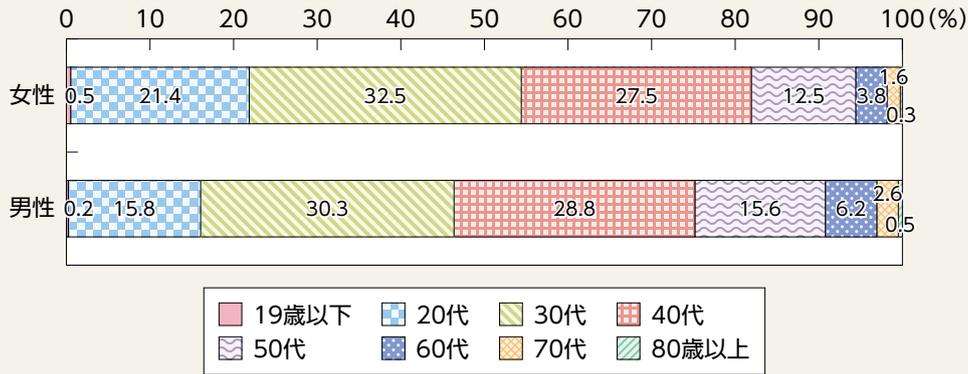


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣委託調査)より作成。
 2. 「過去に離別したことがある」には、過去に離婚・死別の両方を経験したことがある人も含まれる。
 3. 「答えたくない」とした回答者を除いて算出。

離婚した時の状況を見ると、令和2(2020)年に、別居し離婚した人の別居を開始した年齢は、男女ともに30代が最も多く(女性32.5%、男性30.3%)、続いて40代(女性27.5%、男性28.8%)、20代(女性21.4%、男性15.8%)である(特-47図)。また、令

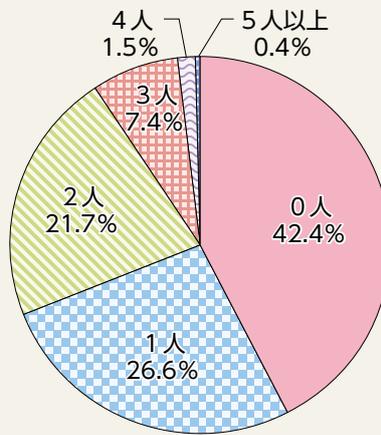
和2(2020)年に離婚した人のうち、6割近くには、親権を行う子供がいた(特-48図)。なお、この20年ほどは親が離婚した未成年の子の数は毎年約20~26万人で推移しており、未成年人口1,000人に対しておおむね10人で推移している(特-49図)。

特-47図 別居時の年齢別離婚件数（令和2（2020）年）



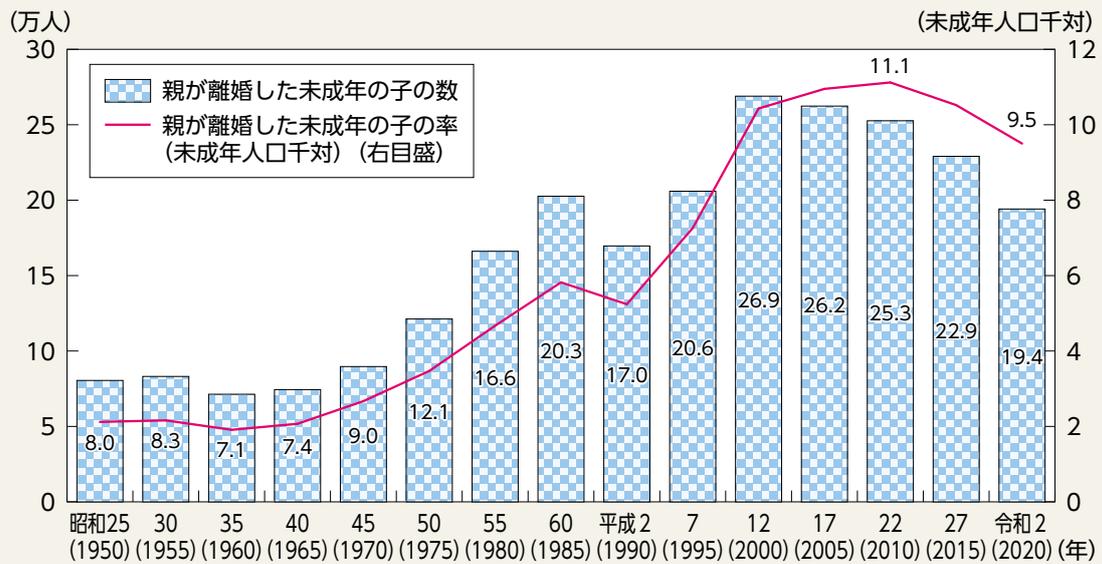
（備考）1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
2. 同年に別居かつ離婚した人が対象。

特-48図 夫妻が親権を行う子の数別離婚件数の割合（令和2（2020）年）



（備考）厚生労働省「人口動態統計」より作成。

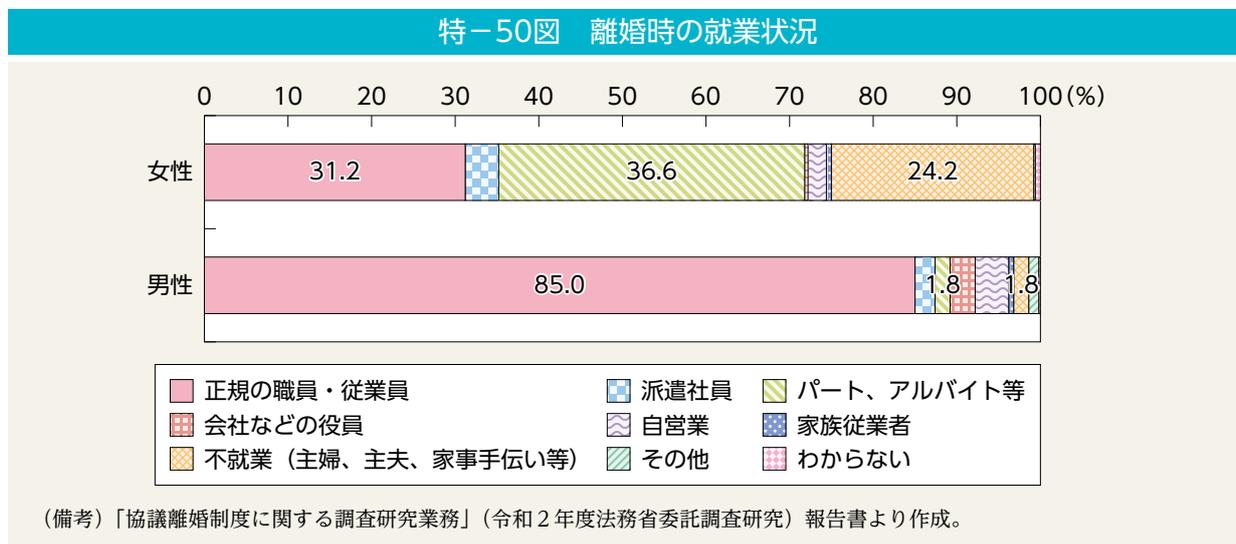
特-49図 親が離婚した未成年の子



（備考）厚生労働省「人口動態統計」より作成。

法務省の調査³⁴によると、協議離婚経験者の離婚時の就業状況は、男性の場合は85.0%と大半が正規の職員・従業員であったが、女性の場合、「パート、アルバイト等」が

36.6%と最も多く、続いて「正規の職員・従業員」が31.2%、「不就業（主婦、主夫、家事手伝い等）」が24.2%となっている（特-50図）。

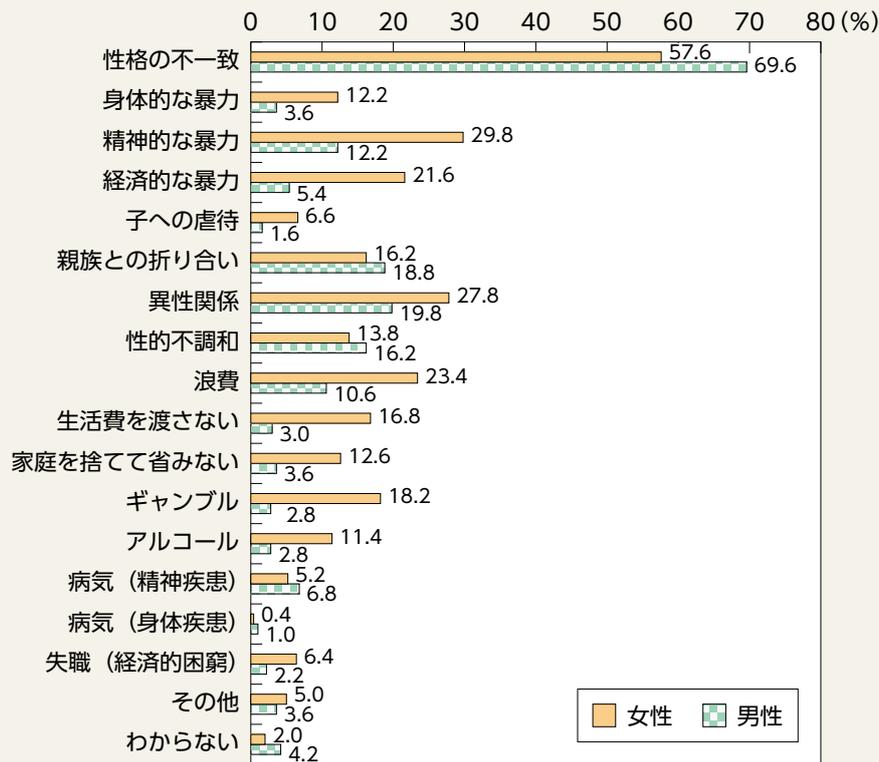


夫婦関係が破綻した原因を見ると、男女ともに「性格の不一致」が一番多く、女性で57.6%、男性で69.6%と、6～7割となっているが、女性の場合は「精神的な暴力」がこれに続き、29.8%となっている（特-51図）。「精神的な暴力」については、例えば罵声や暴言を浴びせる、大声で怒鳴る、汚い言葉で被害者を非難する、などの心無い言動等が続くことにより、相手の心を傷つけることを指すが、その結果、PTSD（心的外傷後ス

トレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもある、重大な人権侵害行為である。なお、女性の3人に1人は「身体的な暴力」「精神的な暴力」のいずれか、もしくは両方を離婚理由として挙げており、DV（配偶者暴力）を受けた人への支援や、DV対策の重要性が窺える（特-52図）。

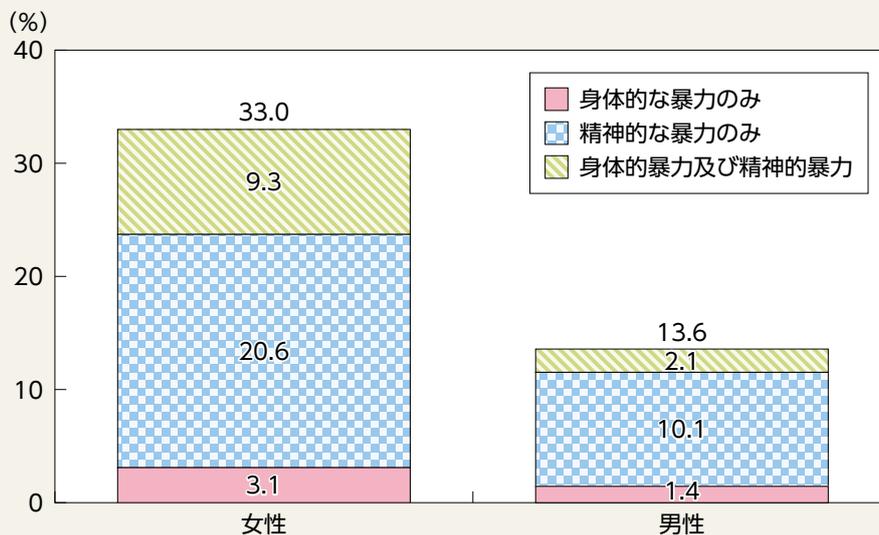
³⁴ 法務省「協議離婚制度に関する調査研究業務」(令和3年3月実施・4月公表)。

特-51図 夫婦関係が破綻した原因



(備考) 「協議離婚制度に関する調査研究業務」(令和2年度法務省委託調査研究) 報告書より作成。

特-52図 離婚原因として身体的・精神的な暴力を挙げている人の割合



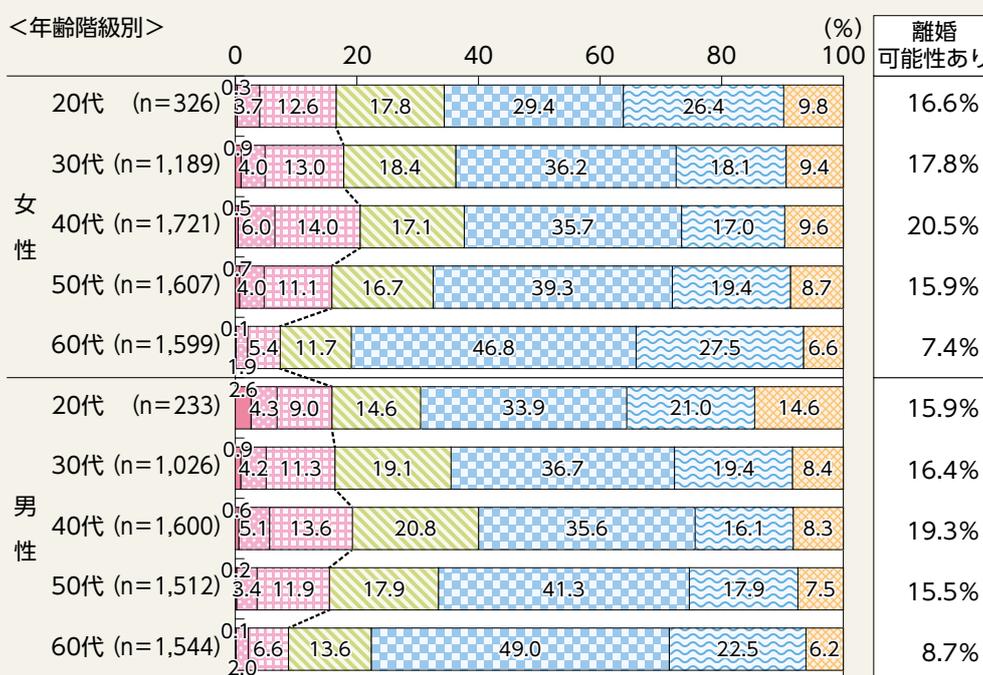
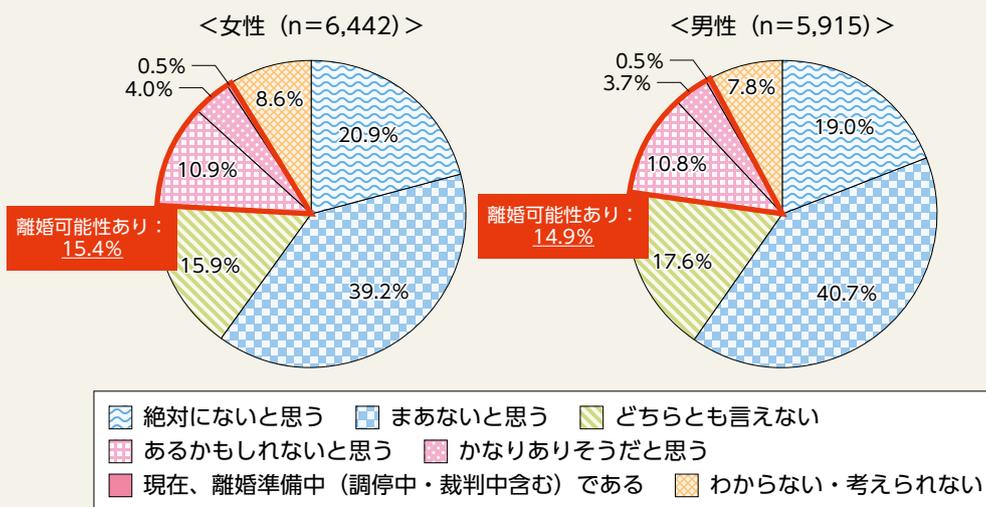
(備考) 「協議離婚制度に関する調査研究業務」(令和2年度法務省委託調査研究) の再集計結果より作成。

続いて、将来の離婚の可能性について見てみる。将来、「離婚可能性あり」と回答した人³⁵は、男女ともに約15%となっている。年

代別で見ると、男女ともに40代が高く、20%前後となっている(特-53図)。

³⁵ 離婚可能性ありは、「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)である」「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累計値。

特-53図 今後離婚する可能性

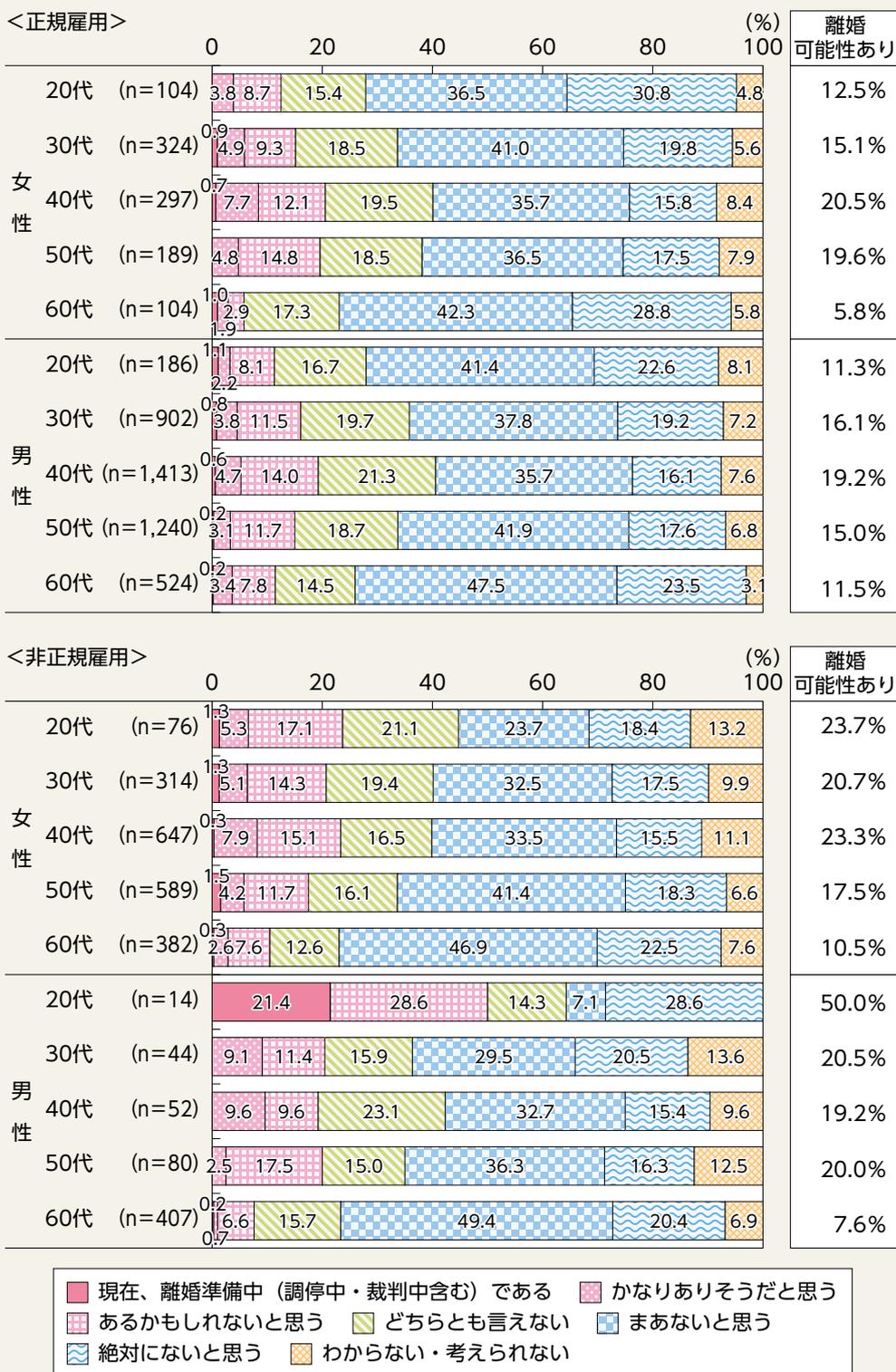


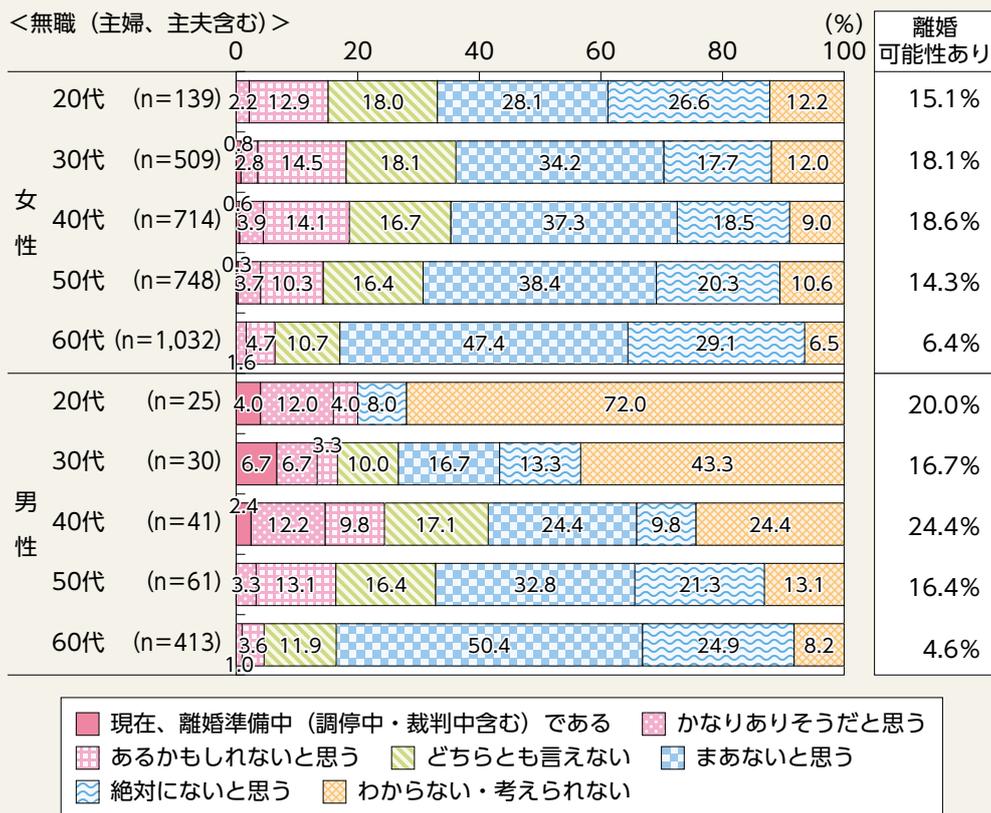
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 現在結婚している人(事実婚・内縁を含む)が対象。
 3. 「離婚可能性あり」は、「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)である」「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累計値。

「離婚可能性あり」と回答した人を、雇用形態別に見てみると、男女ともに、おおむね正規雇用労働者よりも非正規雇用労働者で割合がやや高めになっている。例えば、20～30代の女性については、非正規雇用労働者

(20代23.7%、30代20.7%)、専業主婦(20代15.1%、30代18.1%)、正規雇用労働者(20代12.5%、30代15.1%)の順となっている。(特-54図)。

特-54図 離婚の可能性（雇用形態別）



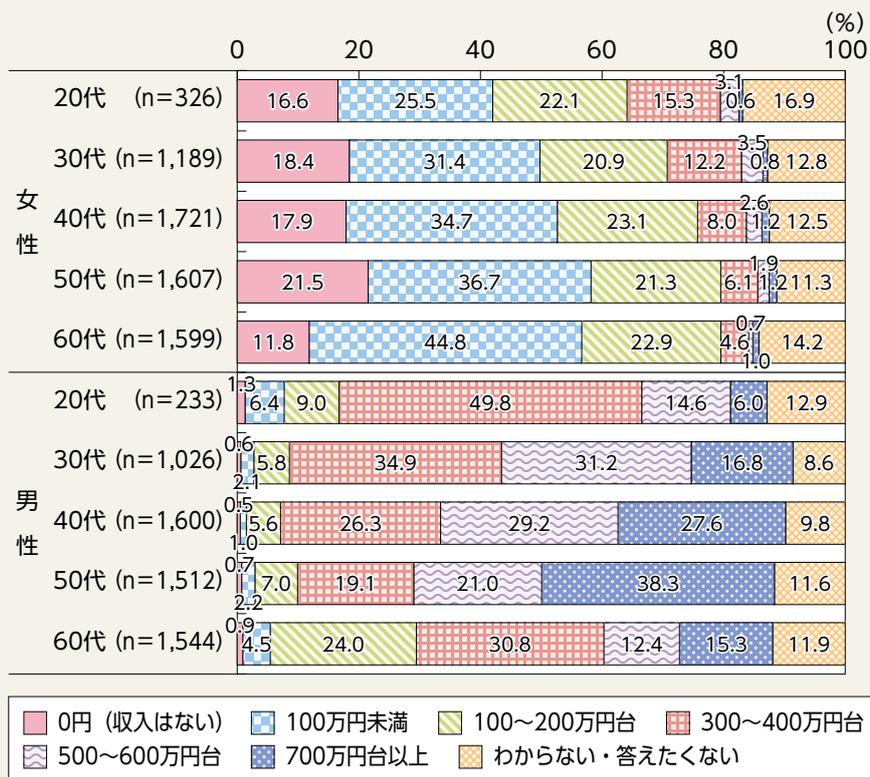


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 現在結婚している人(事実婚・内縁を含む)が対象。
 3. 「離婚可能性あり」は、「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)である」「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累計値。

既婚女性の個人年収は、本調査結果でも6～8割が300万円未満(「0円(収入はない)」

を含める)であることから、離婚を契機に女性が貧困に陥るリスクがある(特-55図)。

特-55図 既婚者の個人年収（年齢階級別）



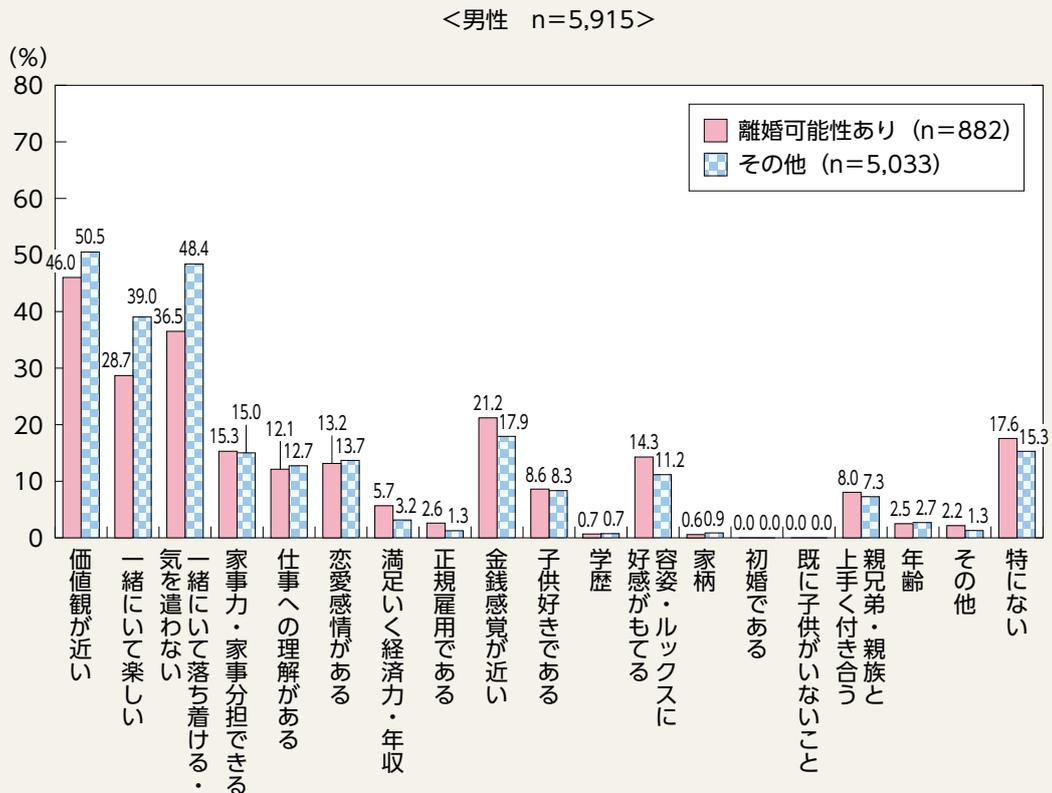
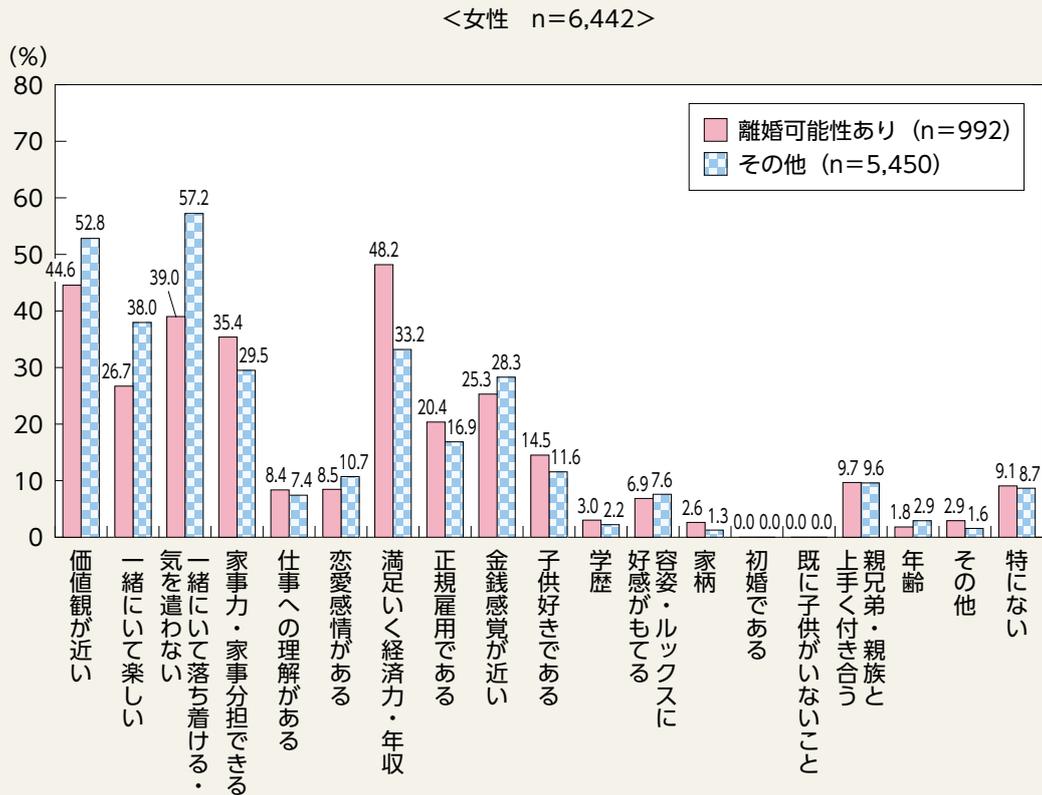
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
2. 既婚者には事実婚・内縁を含む。

「離婚可能性あり」と「その他(「絶対になんか」と「まあないと思う」、「どちらとも言えない」、「わからない・考えられない」の累計値)」で比較した場合、「結婚相手に求めること」について、多い項目は、男女ともに、「一緒にいて落ち着ける・気を遣わない」「一緒にいて楽しい」「価値観が近い」であり、「その他」と回答した人の方が「離婚可能性あり」

より多い。

一方、「離婚可能性あり」と回答した人の方が、「その他」より多い項目は、女性の場合は、「満足いく経済力・年収」「家事力・家事分担できる」「正規雇用である」「子供好きである」、男性の場合は、「金銭感覚が近い」「容姿・ルックスに好感がもてる」となっている(特-56図)。

特-56図 結婚相手に求めること（離婚の可能性ありとその他の比較）



- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 現在結婚している人(事実婚・内縁を含む)が対象。
 3. 「離婚可能性あり」は、「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)である」「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累計値。
 4. 「その他」は、「絶対にないと思う」「まあないと思う」「どちらとも言えない」「わからない・考えられない」の累計値。

(2) シングルマザー³⁶

第1節で、ひとり親世帯の動向を確認したが、シングルマザーについて、ターニングポイント別、年代別、就業状況別の状況を見てみる。

20代でシングルマザーとなった人と40代でシングルマザーとなった人を比較すると、

「20代でなった人」は、平均すると21.9歳で最初の結婚をし、22.8歳で第一子を持ち、25.8歳で離婚し、(再婚する場合は)30.7歳で再婚している。「40代でなった人」は、平均すると26.8歳で最初の結婚をし、29.1歳で第一子を持ち、43.3歳で離婚し、(再婚する場合は)42.0歳で再婚している(特-57表)。

特-57表 シングルマザーのターニングポイントにおける年齢

現実の年齢	シングルマザー (n=449) 平均年齢51.7歳	20代で シングルマザー	30代で シングルマザー	40代で シングルマザー	シングルマザー 以外の女性
最初に結婚した年齢	24.5歳 (n=447)	21.9歳 (n=141)	25.2歳 (n=208)	26.8歳 (n=98)	26.8歳 (n=6,757)
第一子を持った年齢	25.9歳 (n=449)	22.8歳 (n=141)	26.6歳 (n=210)	29.1歳 (n=98)	28.1歳 (n=5,127)
シングルマザーになった時 (最初に離婚した時)の年齢	33.4歳 (n=449)	25.8歳 (n=141)	33.9歳 (n=210)	43.3歳 (n=98)	34.1歳 (n=821)
再婚した時の年齢	35.0歳 (n=76)	30.7歳 (n=33)	37.2歳 (n=33)	42.0歳 (n=10)	35.8歳 (n=547)

- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査) 調査検討委員会委員 成蹊大学文学部 小林盾教授による分析結果より作成。
 2. 全回答値の平均年齢。
 3. ここでの「シングルマザー」は、離婚・死別経験があり子供がいる女性で、「離婚時の年齢」「第一子を持った年齢」のどちらも回答している人、かつ、最初に離婚した時に第一子がいる(離婚時の年齢が第一子を持った年齢を上回る)人、かつ、離婚時に子供が19歳以下の人、かつ現在配偶者がいない人を対象としている。

最終学歴後の初職については、「20代でなった人」は「非正規雇用労働者」の割合が最も高く35.7%となっている。一方で「40代でなった人」は、「正規雇用労働者」の割合が75.5%を占める。

現在の就業状況について、「正規雇用労働者」の割合はどの年齢層も3割前後と、シングルマザーになった年齢によって大きな差は見られないが、「40代でなった人」は、現在「非

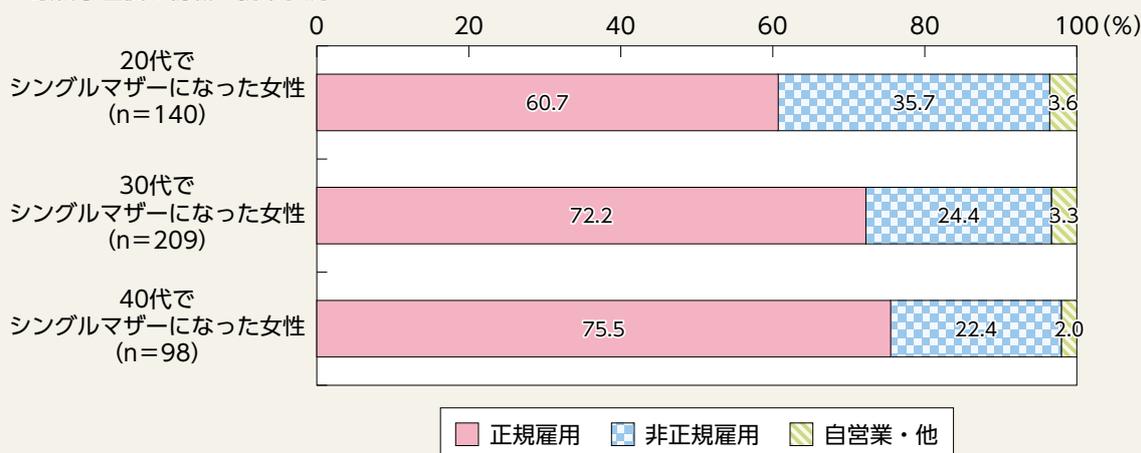
正規雇用労働者」である割合が最も高く、46.9%となっている。現職の勤務形態も、非正規雇用率に関連して「40代でなった人」で「短時間勤務」の割合が高く、28.6%となっている(特-58図)。

このように、シングルマザーの初職の雇用形態、結婚、出産、離婚の年齢も多様になっていることが分かる。

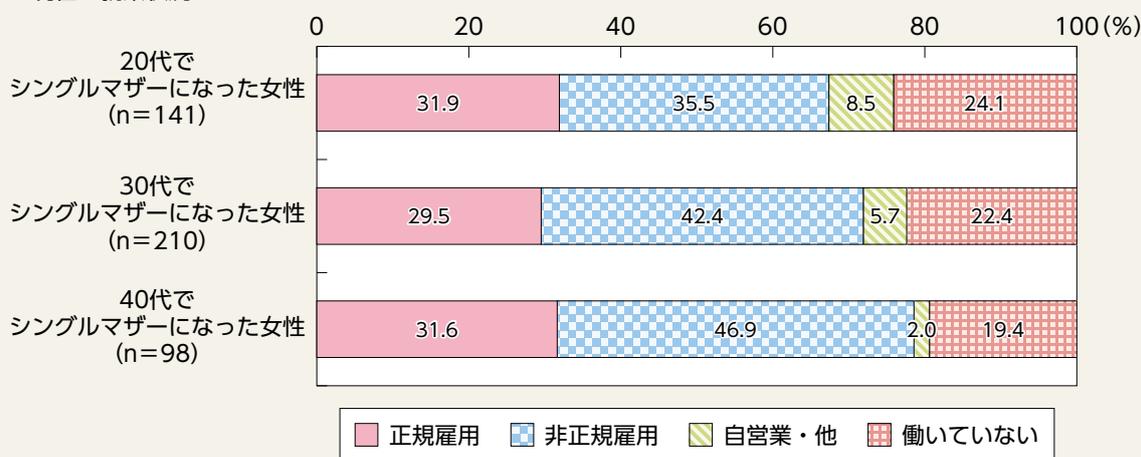
³⁶ 第1節で言及した、ひとり親世帯の女性、母子世帯の母親と同義であるが、ここでは便宜的に「シングルマザー」とする。

特-58図 シングルマザーの就業状況

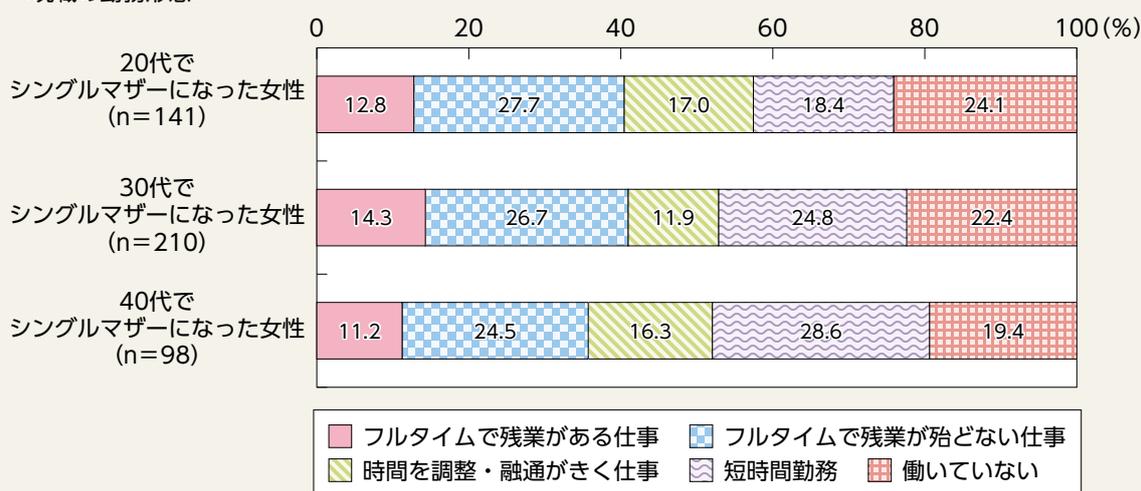
<最終学歴後の初職の就業状況>



<現在の就業状況>

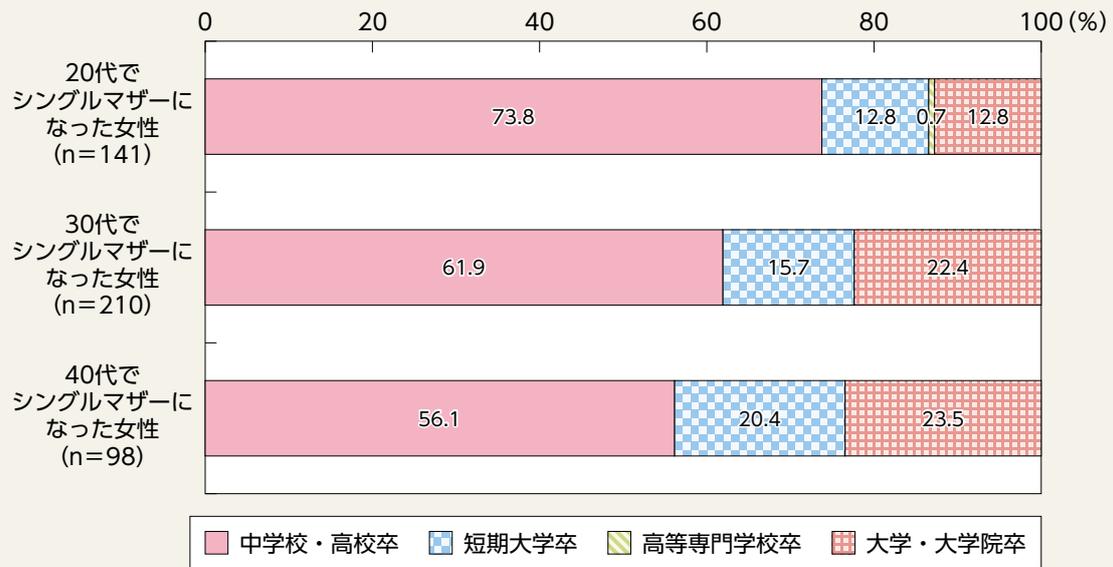


<現職の勤務形態>



- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. ここでの「シングルマザー」は、離婚・死別経験があり子供がいる女性で、「離婚時の年齢」「第一子を持った年齢」のどちらも回答している人、かつ、最初に離婚した時に第一子がいる(離婚時の年齢が第一子を持った年齢を上回る)人、かつ、離婚時に子供が19歳以下の人、かつ現在配偶者がいない人を対象としている。
 3. 「最終学歴後の初職の就業状況」については、初職で働いていない2名を集計対象から除いている。

特-59図 シングルマザーの最終学歴



- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. ここでの「シングルマザー」は、離婚・死別経験があり子供がいる女性で、「離婚時の年齢」「第一子を持った年齢」のどちらも回答している人、かつ、最初に離婚した時に第一子がいる(離婚時の年齢が第一子を持った年齢を上回る)人、かつ、離婚時に子供が19歳以下の人、かつ現在配偶者がいない人を対象としている。
 3. 「中学校・高校卒」には、専門学校卒も含む。

4

ターニングポイントの年齢～「人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査¹⁾」より

人生のターニングポイントにおける理想の年齢と、現実の年齢は男女でどのようになっているか、見てみる。

まず、結婚の理想の年齢を尋ねると、女性の平均は「自分（妻）26.1歳、配偶者（夫）28.3歳」、男性の平均は「自分（夫）28.0歳、配偶者（妻）26.2歳」であり、ほぼ一致している。また、実際に最初に結婚をした年齢を見ると、女性の平均は26.6歳、男性の平均は28.9歳となっており、理想と現実の差は0.5～1歳程度であった。

次に、第一子を持つ理想の年齢を見てみると、女性の平均は27.8歳、男性の平均は29.9歳と、男女ともに最初の結婚の理想の年齢に約2年加えた年齢を回答している。実際に第一子を持った年齢を見ると、女性の平均は28.0歳、男性の平均は30.7歳となり、平均的に見るとほぼ理想と一致している。

自分が「この年齢までは働きたい」と思う年齢については、女性の平均は53.8歳、男性の平均は62.0歳となっている。これに対して、女性は「配偶者（夫）には64.9歳まで」、男性は「配偶者（妻）には55.3歳まで」働いて欲しいと思っており、配偶者は、本人が「この年齢までは働きたい」と思う年齢よりも2年長い年齢まで働いて欲しいと分かっていることが分かる。

令和2（2020）年時点の死亡年齢最頻値は、女性93歳、男性88歳であり、「この年齢までは働きたい」と思った年齢まで働いた後の人生が女性は約40年、男性は約26年残っている。人生100年時代において、残りの期間の過ごし方も重要になっている。

（図）ターニングポイントの年齢

理想の年齢	女性	男性
最初に結婚する年齢	26.1歳 (n=9,030)	28.0歳 (n=8,875)
最初の結婚時の配偶者の年齢	28.3歳 (n=8,924)	26.2歳 (n=8,776)
第一子を持つ年齢	27.8歳 (n=8,840)	29.9歳 (n=8,697)
自分が「この年齢までは働きたい」と思う年齢	53.8歳 (n=8,844)	62.0歳 (n=8,787)
配偶者に「この年齢までは働いて欲しい」と思う年齢	64.9歳 (n=8,881)	55.3歳 (n=8,447)
現実の年齢	女性	男性
最初に結婚した年齢	26.6歳 (n=7,204)	28.9歳 (n=6,138)
第一子を持った年齢	28.0歳 (n=5,576)	30.7歳 (n=4,736)
最初に離婚した時の年齢	33.9歳 (n=1,270)	35.5歳 (n=804)
二回目に結婚した時の年齢	35.7歳 (n=623)	36.6歳 (n=500)

（備考）全回答値の平均年齢（必須設問としていないため、nが異なる）。

1 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）。

3 収入を取り巻く状況

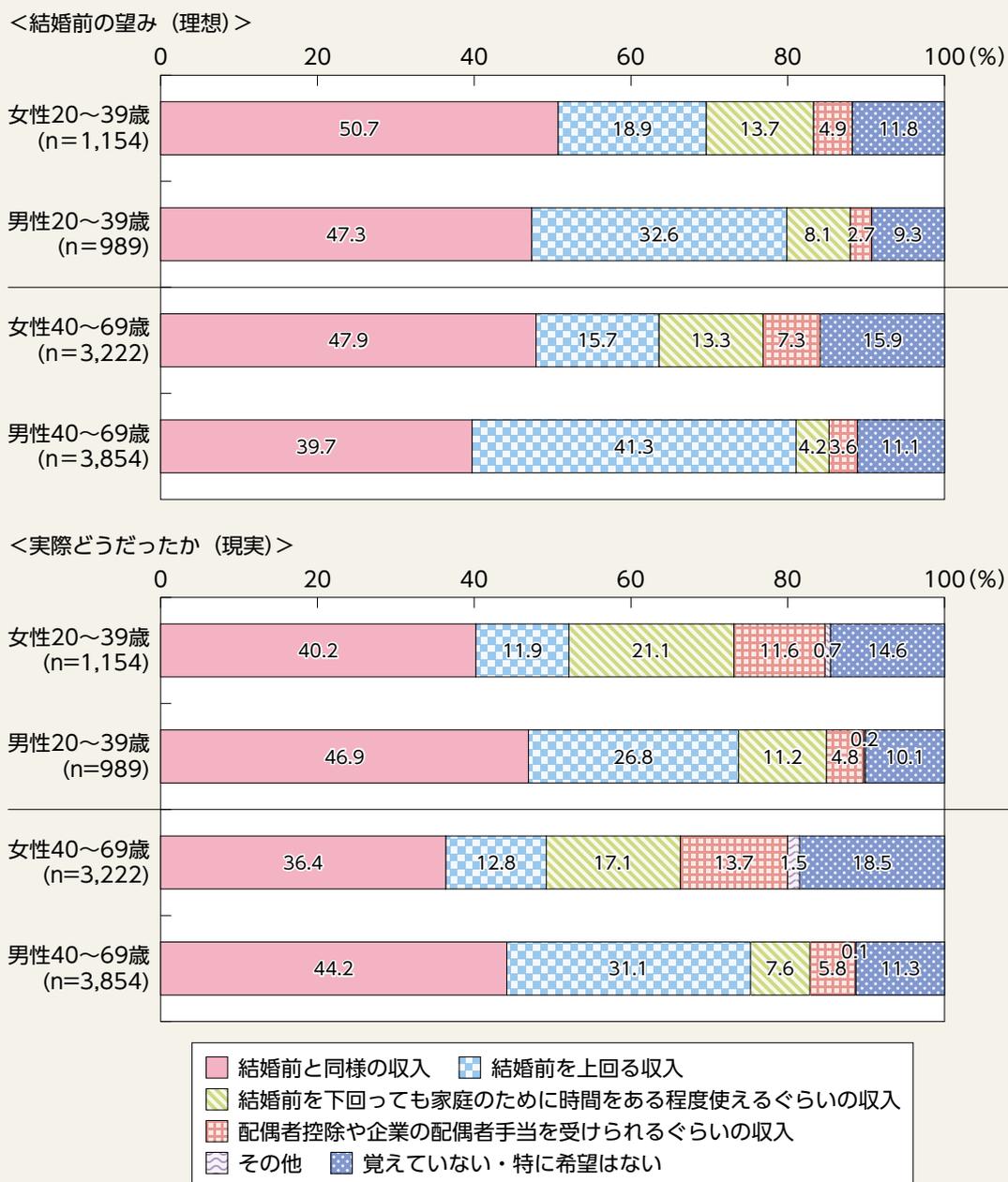
ここでは、収入を取り巻く状況について、結婚前と後、第一子が生まれる前と後の理想と現実、中高年の現状等について整理する。

(結婚後の収入)

結婚後の収入について、「結婚前の望み(理想)」は、女性は20～30代、40～60代ともに「結婚前と同様の収入」「結婚前を上回る収入」の累計値が60～70%となっているの

に対し、「実際どうだったか(現実)」は、女性は20～30代、40～60代ともに「結婚前と同様の収入」「結婚前を上回る収入」の累計値が約50%、「結婚前を下回っても家庭のために時間をある程度使えるぐらいの収入」17～21%、「配偶者控除や企業の配偶者手当を受けられるぐらいの収入」12～14%となっている(特-60図)。

特-60図 結婚後の収入(結婚前の理想と現実)



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
2. 対象は既婚者(事実婚・内縁を含む)。結婚後(初婚)子供がいない時を想定。

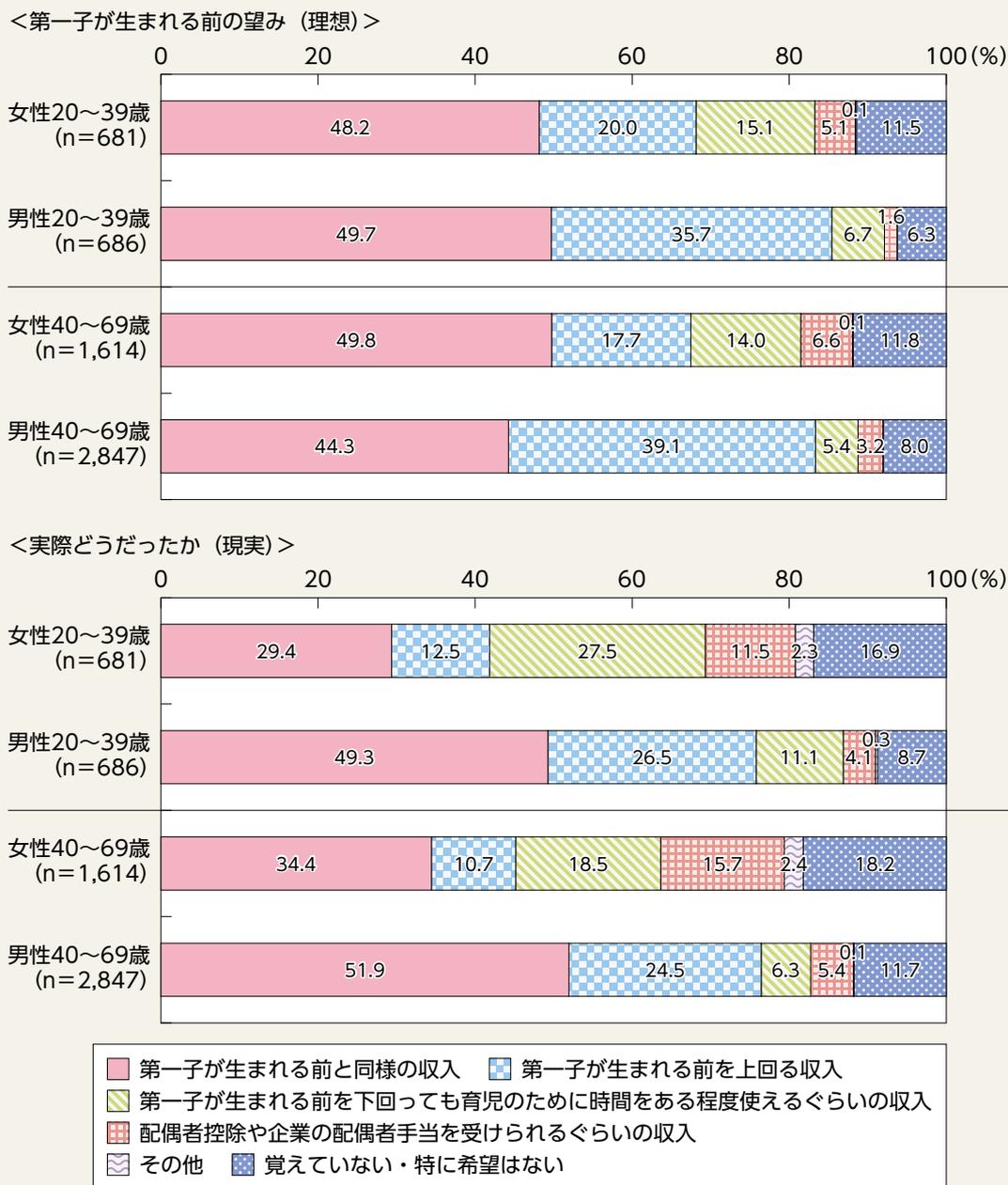
(第一子が生まれた後の収入)

第一子が生まれた後の収入について、「第一子が生まれる前の望み(理想)」は、女性は20~30代、40~60代ともに「第一子が生まれる前と同様の収入」「第一子が生まれる前を上回る収入」の累計値が約70%となっているのに対し、「実際どうだったか(現実)」は、「第一子が生まれる前と同様の収入」「第一子が生まれる前を上回る収入」の累計値が約42~45%、「第一子が生まれる前を下回っても育児のために時間がある程度使えるぐら

いの収入」19~28%、「配偶者控除や企業の配偶者手当を受けられるぐらいの収入」12~16%となっている。

結婚当初、子供が生まれる前から、配偶者控除や企業の配偶者手当を考慮して、就業調整をする意識は高くないが、「現実」としては、それらを受け取れるぐらいの収入になるように就業調整をしている女性が約1~2割いる(特-61図)。女性の低賃金、非正規雇用労働者が多い雇用形態、アンコンシャス・バイアスが複雑に絡み合っていると考えられる。

特-61図 第一子が生まれた後の収入（第一子が生まれる前の理想と現実）



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 子供がいる人が対象。第一子が生まれてから、子供が2~3歳の頃を想定。

(結婚後、第一子が生まれた後の働き方)

結婚後、または第一子が生まれた後の自分と配偶者の働き方について、「理想」と「現実」を比較すると、「現実」で増えているのは、20~30代、40~60代どちらの年代において

も、男女ともに、「夫は原則フルタイム勤務／妻は家事に専念（働かない）」である。一方、「理想」では、20~30代の既婚の男女では、「夫婦ともに原則フルタイム勤務」とした人が約5割となっている（特-62表）。

特-62表 結婚後・第一子が生まれた後の自分と配偶者の働き方（理想と現実）

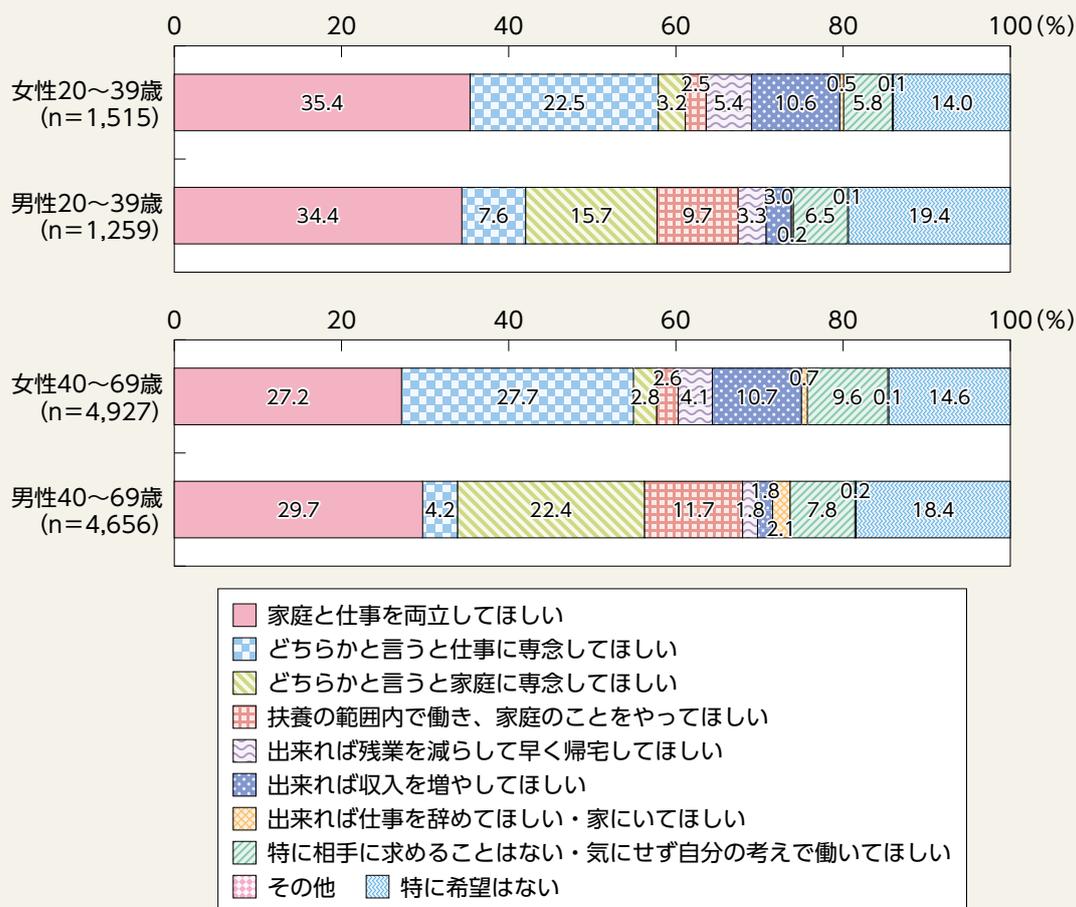
対象者区分					夫婦ともに原則フルタイム勤務 (%)		夫は原則フルタイム勤務 / 妻は家事に専念 (働かない) (%)	
					理想	現実	理想	現実
結婚後	既婚	20-39歳	女性	(n=1,515)	46.9	40.7	8.5	17.3
			男性	(n=1,259)	52.5	43.0	5.2	11.0
		40-69歳	女性	(n=4,927)	39.2	32.8	19.5	25.7
			男性	(n=4,656)	40.6	32.1	16.0	22.1
	独身	20-39歳	女性	(n=1,453)	37.4		6.6	
			男性	(n=1,592)	29.8		3.4	
		40-69歳	女性	(n=793)	28.5		13.6	
			男性	(n=1,224)	24.4		7.7	
					理想	現実	理想	現実
第一子が生まれた後	既婚	20-39歳	女性	(n=1,147)	38.6	28.2	22.7	33.8
			男性	(n=892)	54.6	43.9	8.9	16.1
		40-69歳	女性	(n=4,628)	20.7	14.0	41.9	49.2
			男性	(n=4,049)	27.8	21.7	29.2	35.7

(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 「夫婦ともに原則フルタイム勤務」、「夫は原則フルタイム勤務/妻は家事に専念(働かない)」のみ抽出。
 3. 第一子が生まれた後については、「夫婦ともに育児休業等を取得、復帰後に夫婦ともに原則フルタイムで勤務」「妻だけ育児休業等を取得、復帰後に夫婦ともに原則フルタイムで勤務」を足し合わせたものを「夫婦ともに原則フルタイム勤務」としている。対象は子供がいる人。

「結婚後の配偶者の働き方(理想)」について、20~30代の既婚女性は、配偶者(夫)に対して、「家庭と仕事を両立してほしい」が最も多く35.4%、続いて、「どちらか言うと仕事に専念してほしい」(22.5%)、「出来れば収入を増やしてほしい」(10.6%)となっている。40~60代の既婚女性は、20~30代の既婚女性に比べ、「家庭と仕事を両立してほしい」が減り、「どちらかと言うと仕事に専念してほしい」が増加し、両者が同程度の約27%となっている。

一方、20~30代の既婚男性は、配偶者(妻)に対して、「家庭と仕事を両立してほしい」が最も多く34.4%、続いて、「どちらかと言うと家庭に専念してほしい」(15.7%)、「扶養の範囲内で働き、家庭のことをやってほしい」(9.7%)となっている。40~60代の既婚男性は、20~30代の既婚男性に比べ、「家庭と仕事を両立してほしい」が減り、「どちらかと言うと家庭に専念してほしい」、「扶養の範囲内で働き、家庭のことをやってほしい」が増加している(特-63図)。

特-63図 結婚後の配偶者の働き方（理想）

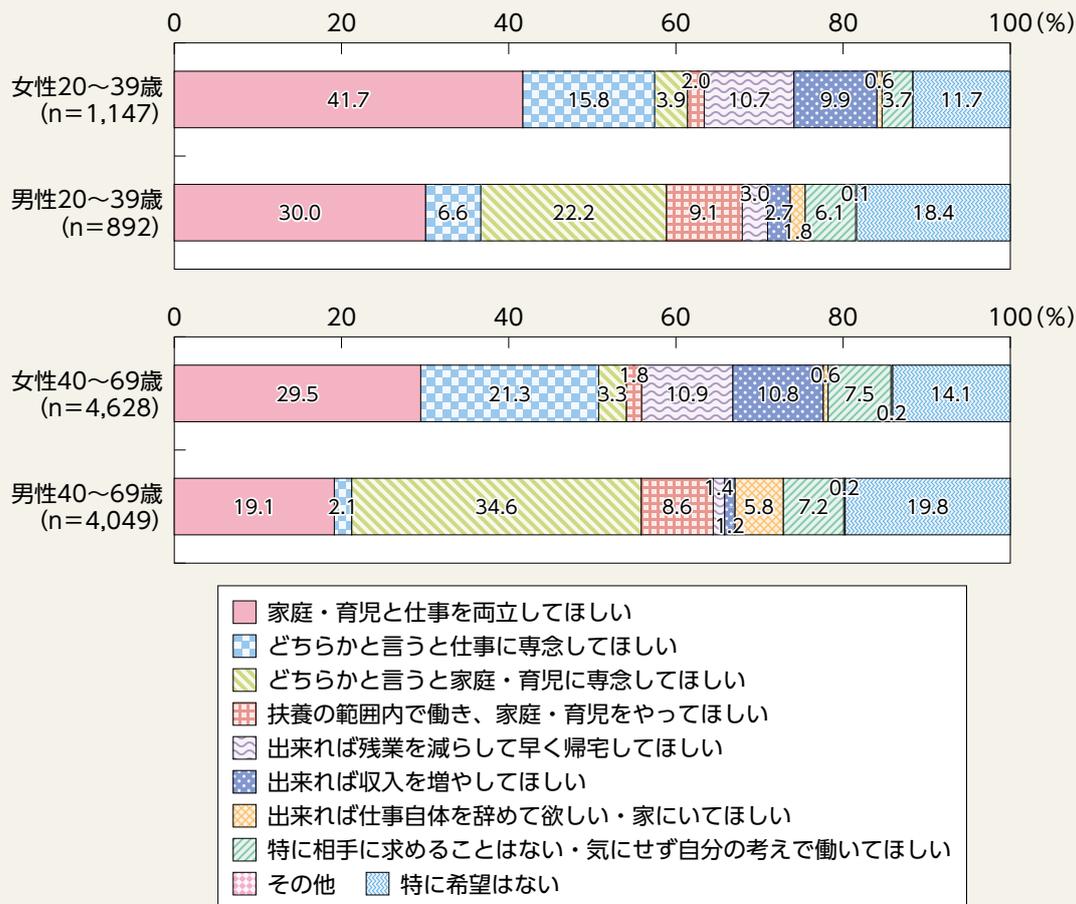


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 対象は既婚者(事実婚・内縁を含む)。結婚後(初婚)子供がいない時を想定。

「第一子が生まれた後の配偶者の働き方(理想)」について、20～30代の子供がいる女性は、配偶者(夫)に対して、「家庭・育児と仕事を両立してほしい」が最も多く41.7%、続いて、「どちらかと言うと仕事に専念してほしい」(15.8%)、「出来れば残業を減らして早く帰宅してほしい」(10.7%)、「出来れば収入を増やしてほしい」(9.9%)となっている。40～60代の子供がいる女性は、20～30代の子供がいる女性に比べ、「家事・育児と仕事を両立してほしい」が12%ポイント程度減り、「どちらかと言うと仕事に専念してほしい」が5%ポイント程度増加している。

一方、20～30代の子供がいる男性は、配偶者(妻)に対して、「家庭・育児と仕事を両立してほしい」が最も多く30.0%、続いて、「どちらかと言うと家庭・育児に専念してほしい」(22.2%)、「扶養の範囲内で働き、家庭・育児をやしてほしい」(9.1%)となっている。40～60代の子供がいる男性は、20～30代の子供がいる男性に比べ、「家庭・育児と仕事を両立してほしい」が11%ポイント程度減り、「どちらかと言うと家庭・育児に専念してほしい」が12%ポイント程度増加している(特-64図)。

特-64図 第一子が生まれた後の配偶者の働き方（理想）



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 対象は子供がいる人。
 3. 第一子が生まれてから、子供が2～3歳の頃を想定。

結婚後も第一子が生まれた後も、夫婦ともに原則フルタイムで勤務し、家事・育児と仕事を両立させることを理想としている人が男女ともに一定程度いるほか、「(夫には)どちらかと言うと仕事に専念してほしい」と考えている女性、「(妻には)どちらかと言うと家事・育児に専念してほしい」と考えている男性等、夫婦の働き方についての考え方は、世代間・年代間・性別間でも多様化している。
(年収をめぐる配偶者・恋人との違い)

配偶者・恋人との年収の違いについて見ると、女性は全ての年齢層で3～4割が「相手の年収はもっと高い方が望ましい」とし、男

性は全ての年齢層で2～3割が「相手の年収はもっと低くても良い」³⁷と回答している。また、女性は全ての年齢層で約1割が「相手の年収との関係で、家事・育児等は出来れば自分がやらなければならない」と考えている(特-65図)。

アンコンシャス・バイアスについて、仕事・収入・家事の視点から見ると、「男性は外で働き、女性が家の中で家事を支えるべきである」について、20～30代の女性は10%ポイント以上の差で反対が賛成を上回り、40～60代の女性、20～30代の男性も反対が賛成を上回る一方、40～60代の男性は賛成

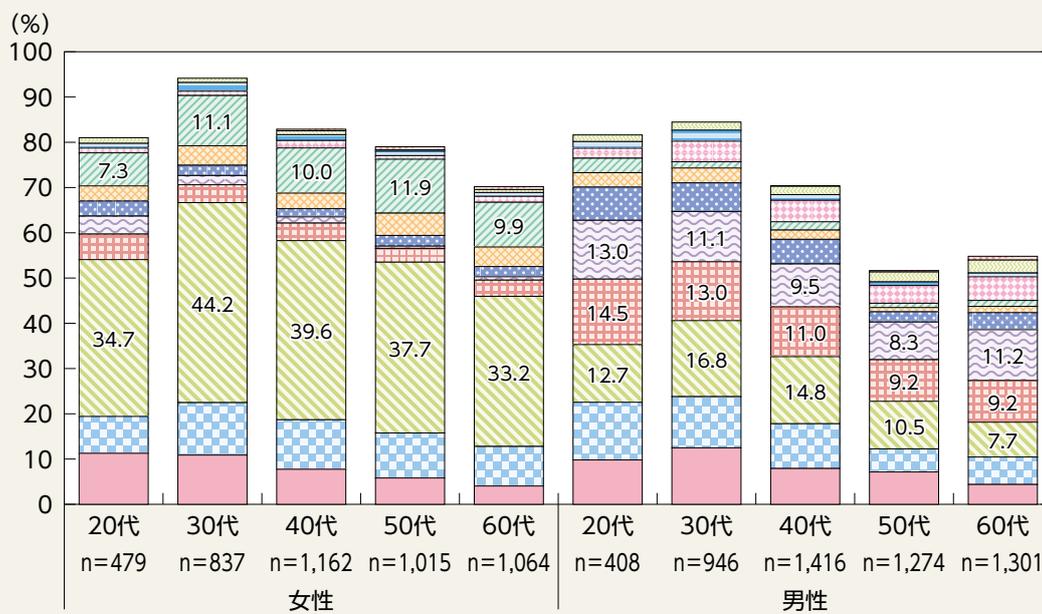
³⁷ 「相手の年収は今のまま～下がってもいい」「相手が扶養を受けることを考えると、相手の年収は今のまま～下がってもいい」の累計値。

が反対を上回っている。「男性にある程度収入がないと結婚すべきでない」について、男女ともに10%ポイント以上の差で賛成が反対を上回っている（特-66図）。

内閣府の別の調査³⁸によると、夫婦の役割

分担に関しては、20~30代の男女間では、「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ」、「家事・育児は女性がするべきだ」という意識にギャップがあり、男性の方が「そう思う」傾向にある（特-67図）。

特-65図 配偶者・恋人との年収の違い

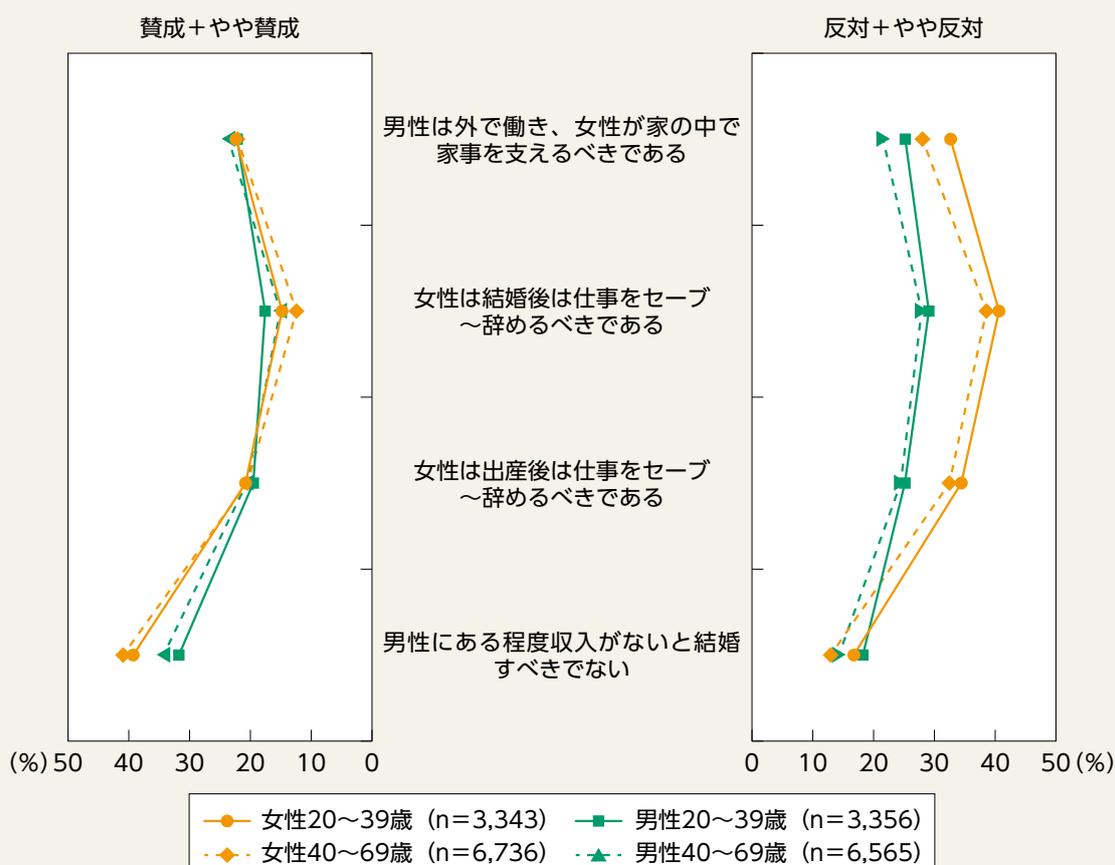


- 自分の仕事時間・内容を鑑みると、年収に差があるのがもどかしい
- 年収に差があるので色んなことが平等でないように感じる
- 相手の年収はもっと高い方が望ましい
- 相手の年収は今のまま～下がってもいい
- 相手が扶養を受けることを考えると、相手の年収は今のまま～下がってもいい
- 相手が扶養から一時的に外れても、相手の年収はもっと高い方が望ましい
- 相手の年収との関係で、自分の意見を言いにくい
- 相手の年収との関係で、家事・育児等は出来れば自分がやらなければならないと思う
- 相手の年収の方が低いので、家事・育児等は出来るだけやって欲しい
- 相手の年収との関係で、自分が長時間勤務・残業するのに気を遣う
- 相手の年収の方が低いので、出来れば長時間勤務・残業はしてほしくない
- その他

（備考）「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）より作成。

³⁸ 内閣府「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」（令和3年9月公表）。

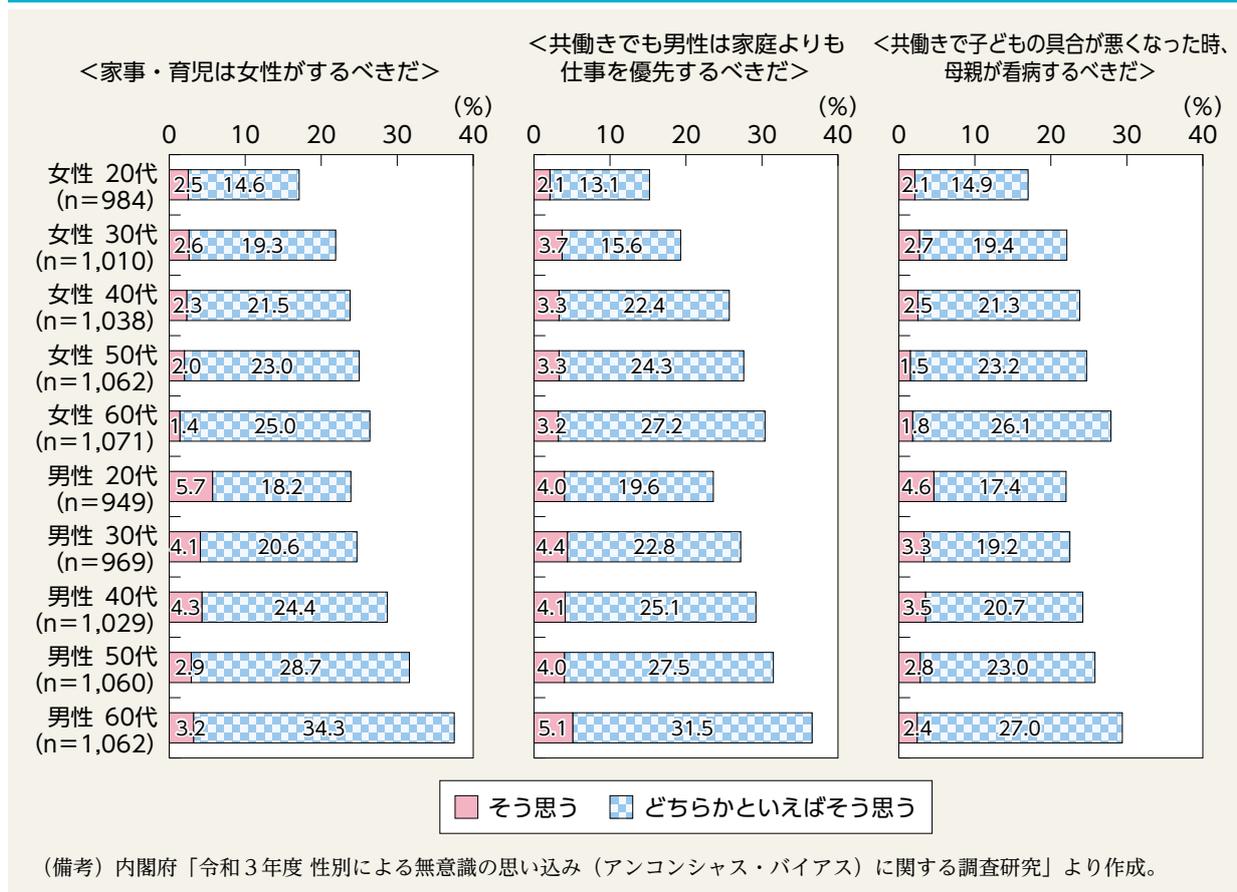
特-66図 家族に関する意識（仕事・収入・家事）



		女性/20-39歳 (n=3,343)		女性/40-69歳 (n=6,736)		男性/20-39歳 (n=3,356)		男性/40-69歳 (n=6,565)	
		賛成+ やや賛成	反対+ やや反対	賛成+ やや賛成	反対+ やや反対	賛成+ やや賛成	反対+ やや反対	賛成+ やや賛成	反対+ やや反対
仕事・収入・ 家事	男性は外で働き、女性が家の中で家事を支えるべきである	22.3%	32.7%	22.1%	28.0%	22.2%	25.2%	23.6%	21.6%
	女性は結婚後は仕事をセーブ～辞めるべきである	14.8%	40.6%	12.4%	38.6%	17.6%	29.1%	15.1%	27.9%
	女性は出産後は仕事をセーブ～辞めるべきである	20.8%	34.4%	20.5%	32.5%	19.5%	25.1%	20.6%	24.5%
	男性にある程度収入がないと結婚すべきでない	39.3%	16.8%	40.9%	12.9%	31.8%	18.2%	34.3%	14.3%

(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 青色網掛:「賛成+やや賛成」と「反対+やや反対」で、割合の大きい方。
 赤色:「賛成+やや賛成」と「反対+やや反対」の差が10%ポイント以上。

特-67図 性別役割意識（性・年代別）



(中高年を取り巻く状況)

第1節で有業の既婚女性の約6割は所得200万円未満であること、単独世帯の女性は5割以上が世帯所得300万円未満であること、有業女性のうち単身者（未婚）の約2割（23.9%）は、世帯所得が200万円未満であることを確認した（特-11図、特-23図、特-24図再掲）。

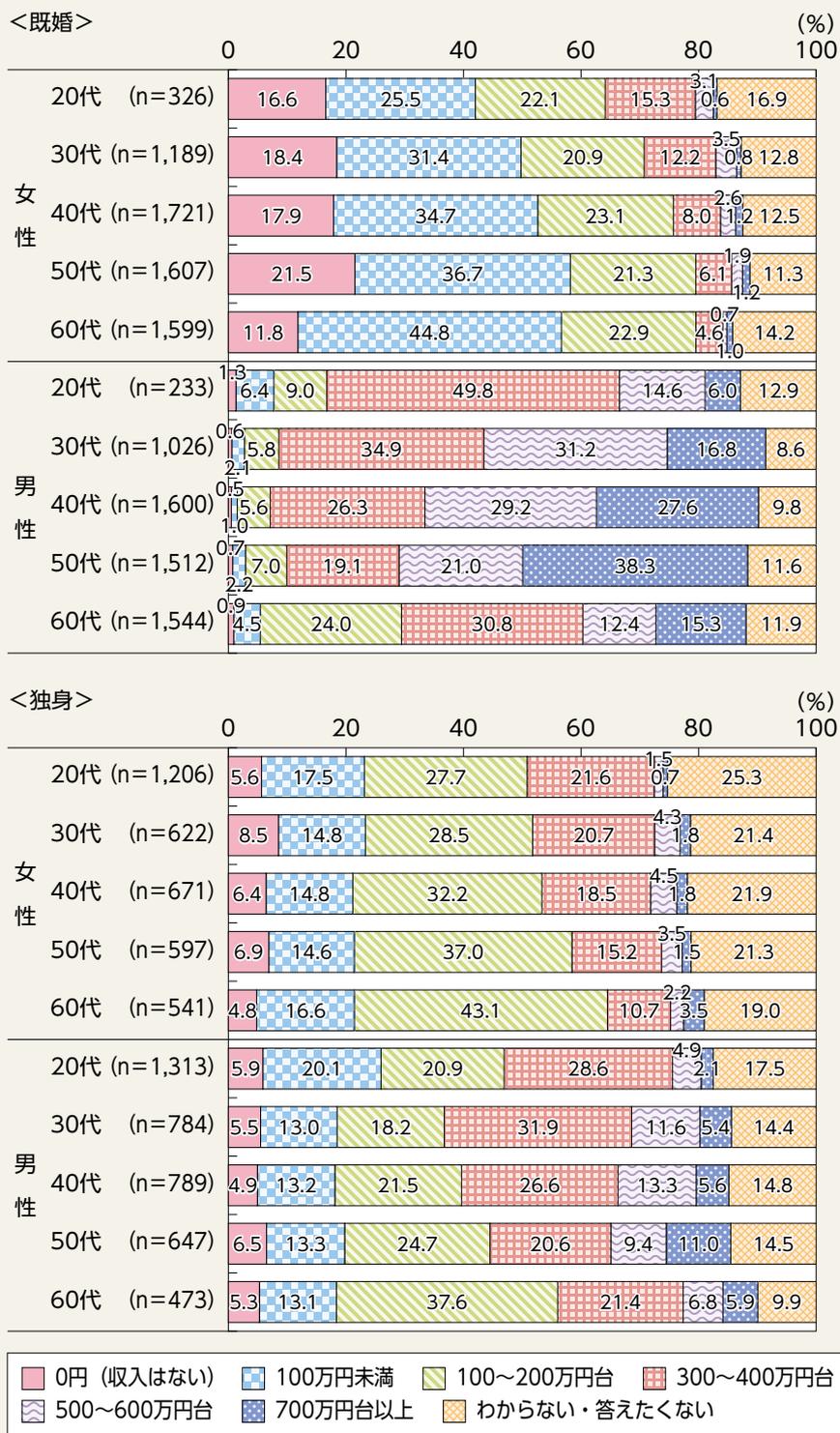
本調査結果でも、個人年収について、既婚女性は、6～8割が年収300万円未満であり、うち収入が無い層も1～2割となっている。単身女性は、5～6割が年収300万円未満となっている。一方、既婚男性で300万円未満（収入なし含む）なのは1～3割であり、単身男性で300万円未満（収入なし含む）なのは4～6割となっている（特-68図）。

さらに40～50代の男女について、既婚者

と単身者（居住形態別）の個人年収を見てみると、既婚女性では、主婦（働いていない）の割合も高いことから、「100万円未満（収入なし含む）」の割合が単身女性と比べ高い。一方、単身女性で個人年収300万円未満（収入なし含む）なのは、「一人暮らし」が約5割、「親と同居」が約6割となっている。既婚男性では「100万円未満（収入なし含む）」の割合が低く、親と同居の単身男性では「100万円未満（収入なし含む）」が25.7%と最も高く、その他の単身男性で18.9%となっている。また、「700万円台以上」の割合が単身男性で低い（特-69図）。

このように、中高年単身女性は貧困のリスクを抱えて生活をしている人が多く、また既婚女性も、配偶者との離死別を契機に貧困に陥る可能性がある人が多数いることが分かる。

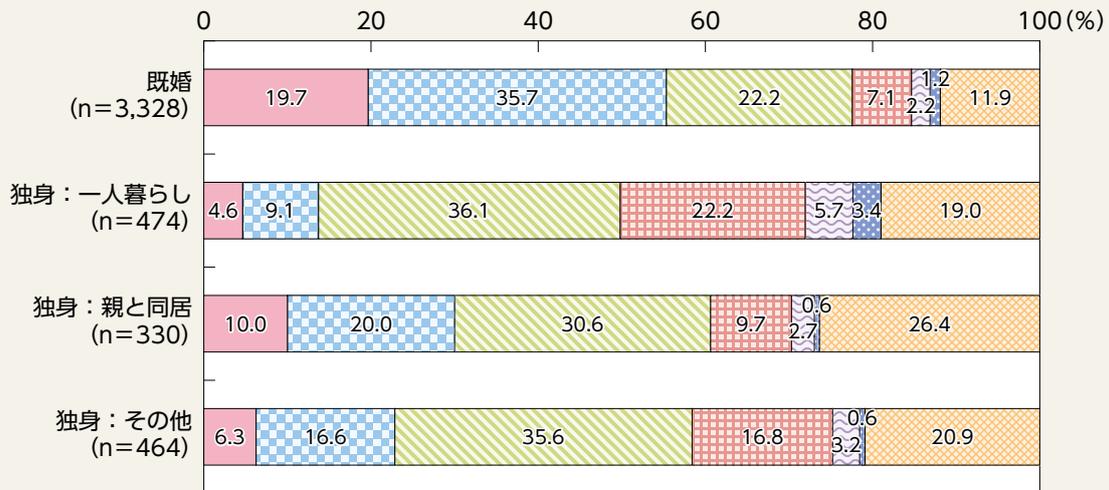
特-68図 年齢階級別個人年収



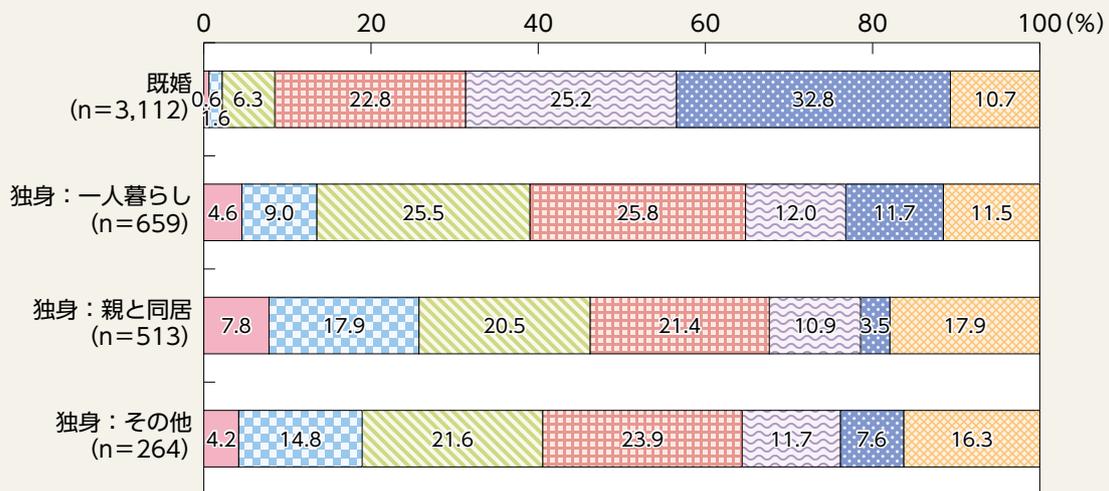
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 既婚者には事実婚・内縁を含む。

特-69図 個人年収（既婚者と独身者（居住形態別）の比較）

<40~59歳 女性>



<40~59歳 男性>



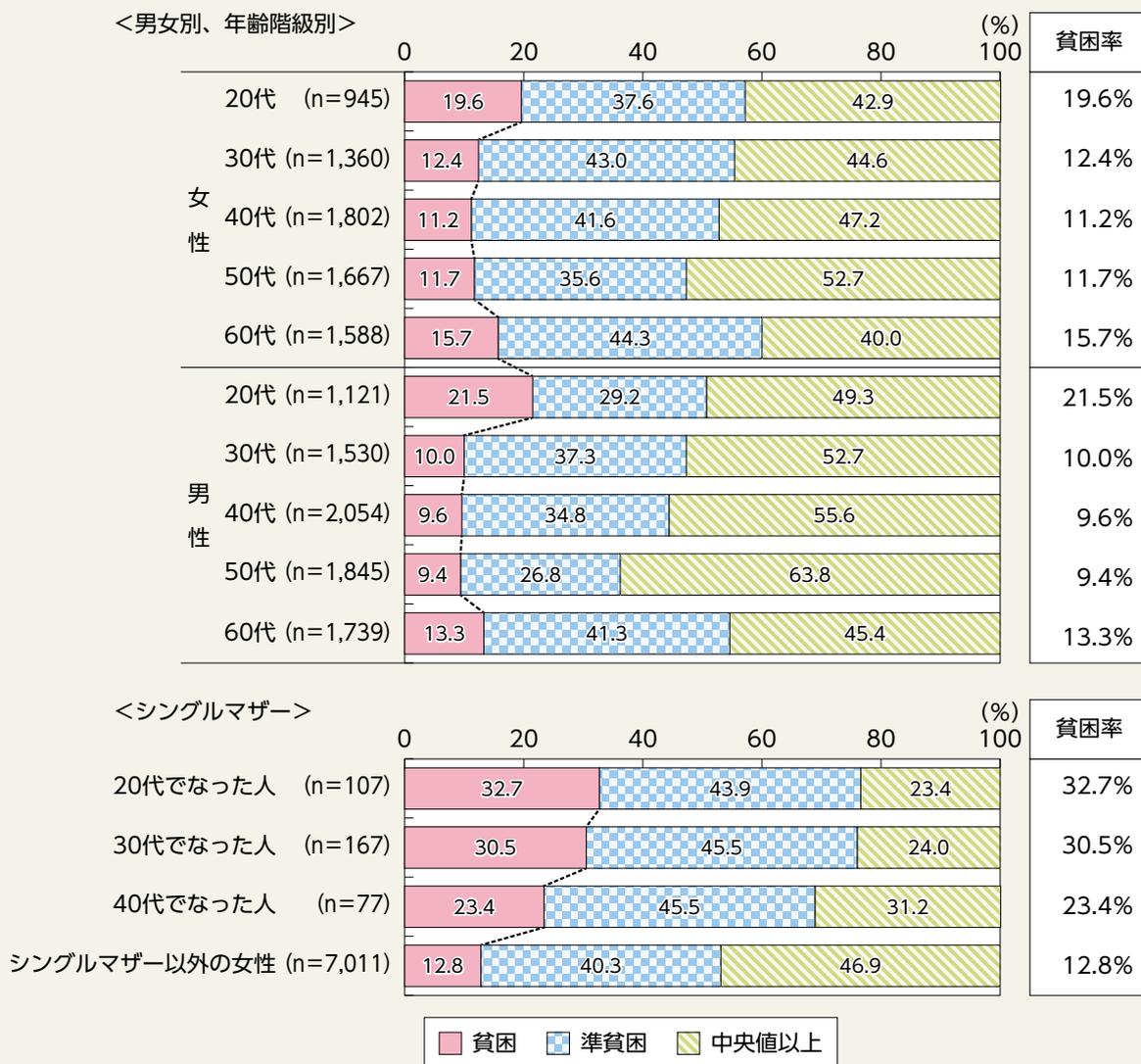
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 既婚者には事実婚・内縁を含む。

(貧困率)

貧困率を年齢階級別に見てみると、20代の男性で21.5%と最も高く、次いで20代の女性で19.6%と20代で貧困率が高い。男女ともに30~50代で貧困率は低くなるが、60代では上昇し、特に60代の女性で15.7%と

なっている。シングルマザーの場合は、「20代でなった人」32.7%、「30代でなった人」30.5%、「40代でなった人」23.4%と、若い年代でシングルマザーとなった人の方が貧困率が高い(特-70図)。

特-70図 貧困率(男女別、年齢階級別)(シングルマザー)



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 等価可処分所得の中央値(ちょうど真ん中の人の値)の半分を貧困線という。世帯の等価収入がそれ未満であるとき、一般にそうした世帯を「貧困層」と呼び、その割合を「貧困率」という。本調査では可処分所得を測定していないため、かわりに世帯収入を用いる。世帯収入を世帯人数の平方根(4人世帯なら2)で割ったものを等価収入といい、本調査では平均379.9万円、中央値350.0万円であった(n=15,651)(世帯収入の計算では1円~50万円なら25万円など各回答の中央値を用い、2,000万円以上は2,000万円とした)。その結果、貧困線は175万円となった。ここでは等価収入がそれ未満の世帯を「貧困層」、貧困線以上で中央値未満を「準貧困層」、中央値以上を「中央値以上層」と呼ぶ(準貧困概念はNPO法人キッズドア理事長渡辺由美子氏の示唆による)。
 3. ここでの「シングルマザー」は、離婚・死別経験があり子供がいる女性で、「離婚時の年齢」「第一子を持った年齢」のどちらも回答している人、かつ、最初に離婚した時に第一子がいる(離婚時の年齢が第一子を持った年齢を上回る)人、かつ、離婚時に子供が19歳以下の人、かつ、現在配偶者がいない人を対象としている。

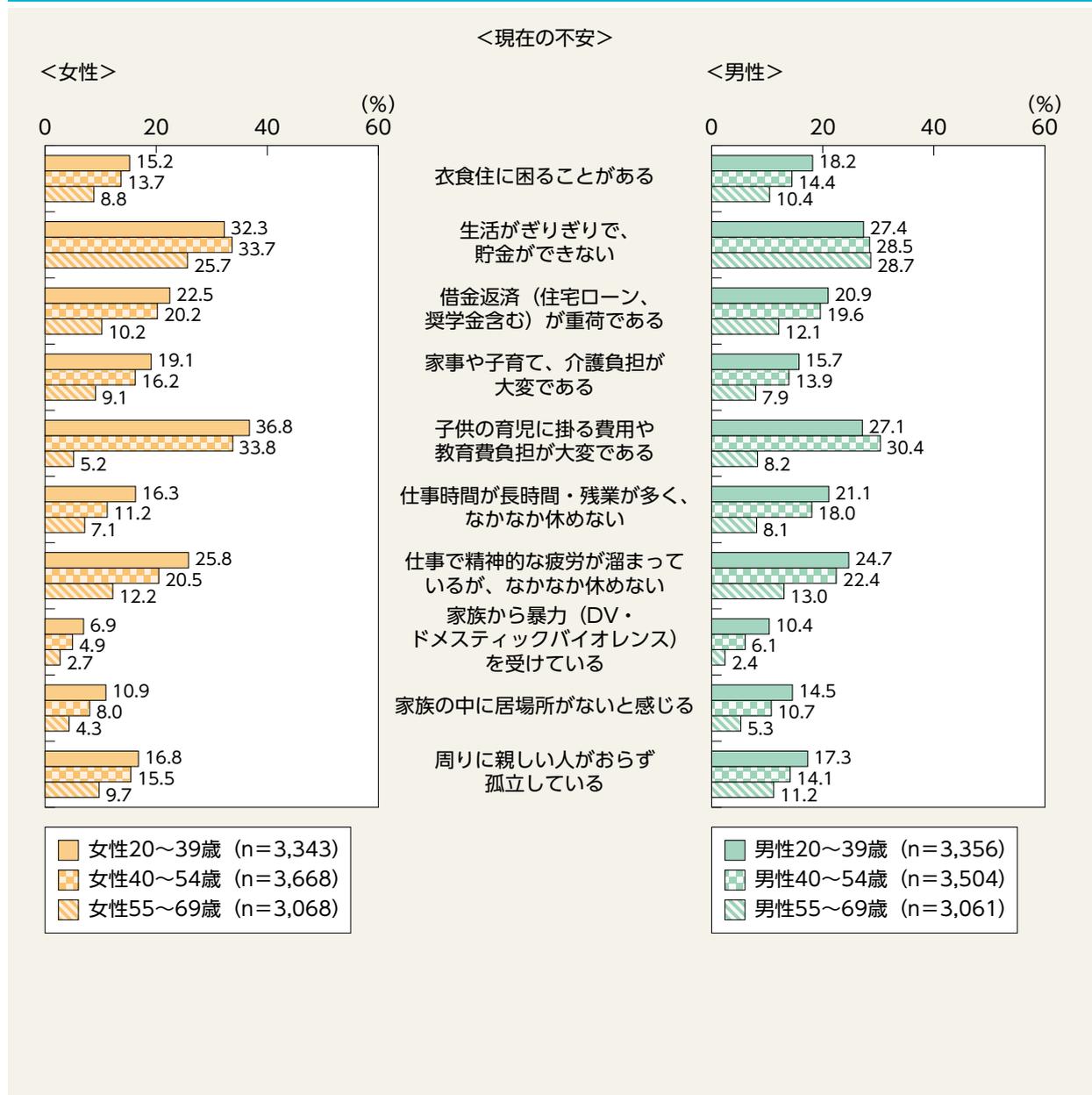
(現在の不安・将来の不安)

低所得や貧困は、不安感にも影響を及ぼしている。

現在の不安、将来の不安について、年齢階級別に見てみると、男女ともに、現在の不安は20～39歳で高く、将来の不安は40～54歳で高い傾向にある。現在の不安で、割合が高い項目は、男女ともに20～39歳では「子供の育児に掛る費用や教育費負担が大変である」「生活がぎりぎり、貯金ができない」「仕事で精神的な疲労が溜まっているが、なかなか休めない」となっている。将来の不安で、

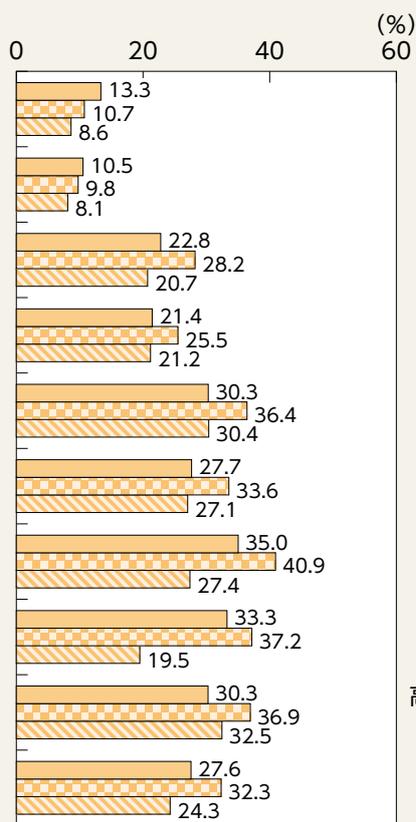
割合が高い項目は、40～54歳では「高齢になっても年金受給が不透明・見通しが立たない」「高齢になっても働かないといけなくなる」「高齢になって身体が不自由になり、誰かの介助が必要になる」「高齢になって十分な生活ができなくなる」等がある(特-71図)。さらに40～50代の既婚、独身に分けて、現在の不安を見ると、「衣食住に困ることがある」「生活がぎりぎり、貯金ができない」「周りに親しい人がおらず孤立している」について、男女ともに独身の方が既婚よりも高い割合となっている(特-72図)。

特-71図 現在の不安、将来の不安



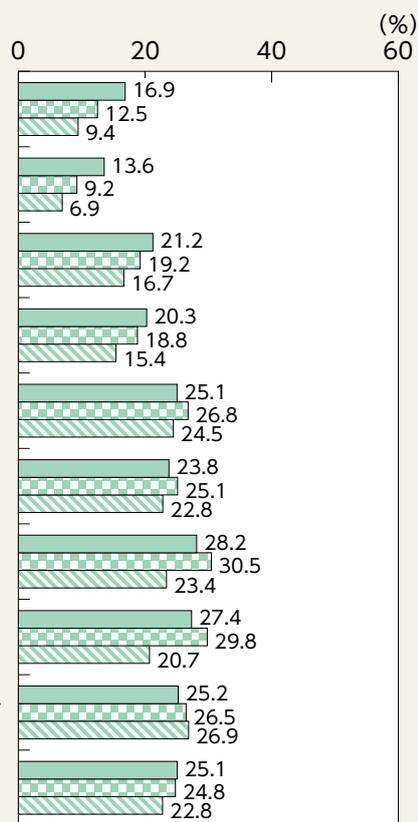
<将来の不安>

<女性>



■ 女性20~39歳 (n=3,343)
 ■ 女性40~54歳 (n=3,668)
 ■ 女性55~69歳 (n=3,068)

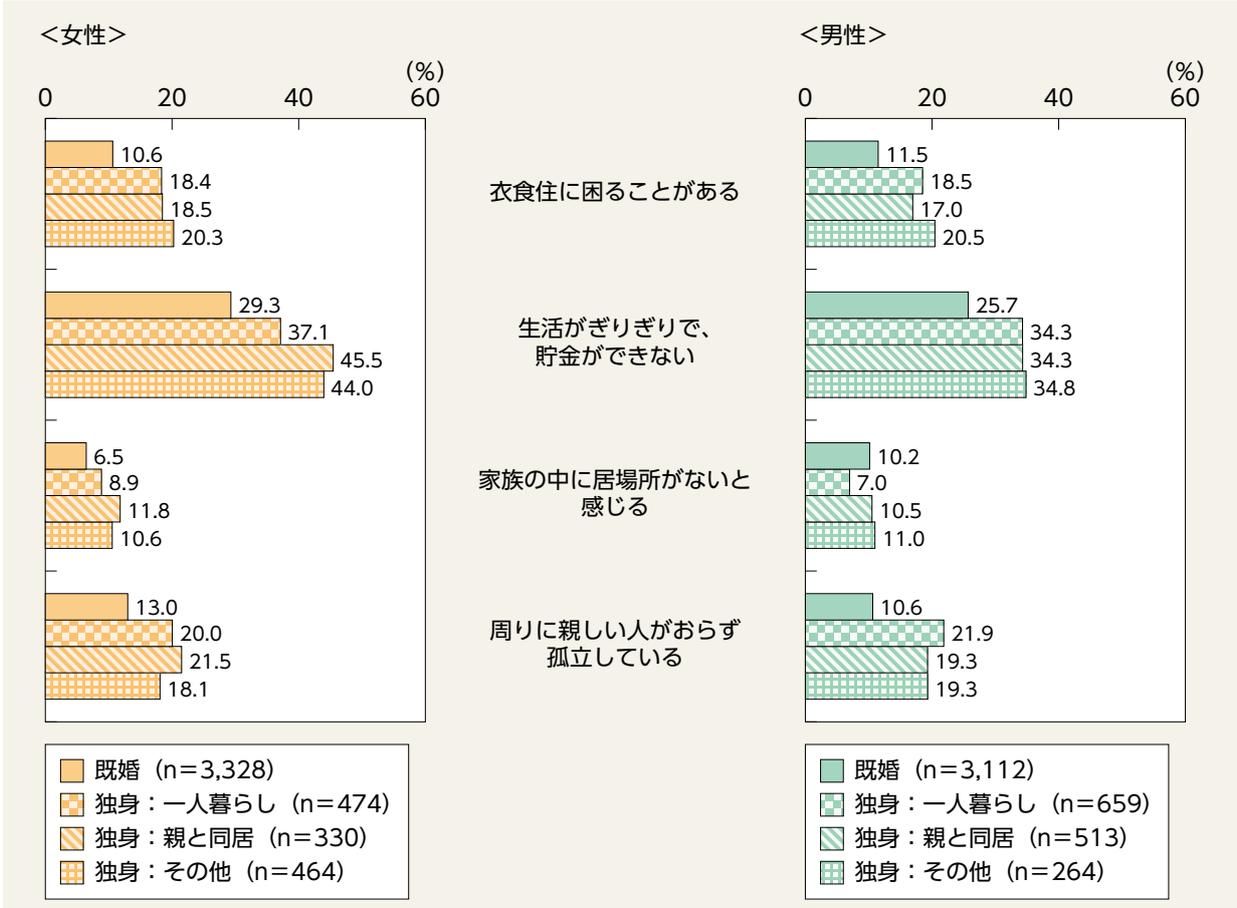
<男性>



■ 男性20~39歳 (n=3,356)
 ■ 男性40~54歳 (n=3,504)
 ■ 男性55~69歳 (n=3,061)

- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 「子供の育児に掛る費用や教育費負担が大変である」の対象は子供がいる人のみ。
 3. 「仕事時間が長時間・残業が多く、なかなか休めない」「仕事で精神的な疲労が溜まっているが、なかなか休めない」の対象は有職者のみ。
 4. 「当てはまる」「やや当てはまる」の累計値を掲載。

特-72図 現在の不安 (40~50代)



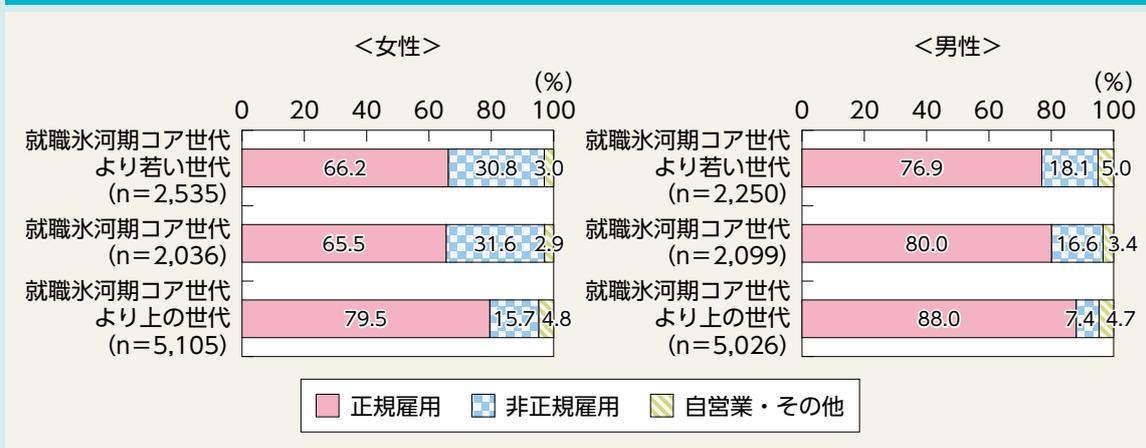
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 既婚者には事実婚・内縁を含む。
 3. 「当てはまる」「やや当てはまる」の累計値を掲載。

「就職氷河期世代」とは、1990年代のバブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代を指す²。

ここでは、昭和50（1975）年～昭和59（1984）年に生まれ、令和3（2021）年調査時点で37～46歳の人を「就職氷河期コア世代」とし、その前後の世代と比較する³。

最終学歴後、初めて就いた仕事（初職）について見ると、「就職氷河期コア世代より上の世代」は、男女ともに「就職氷河期コア世代」「就職氷河期コア世代より若い世代」より正規雇用労働者の割合、1,000人以上の企業規模である割合が高い。一方、「就職氷河期コア世代」「就職氷河期コア世代より若い世代」の間には大きな差が見られない（図1、図2）。

（図1）初職の雇用形態（世代別）

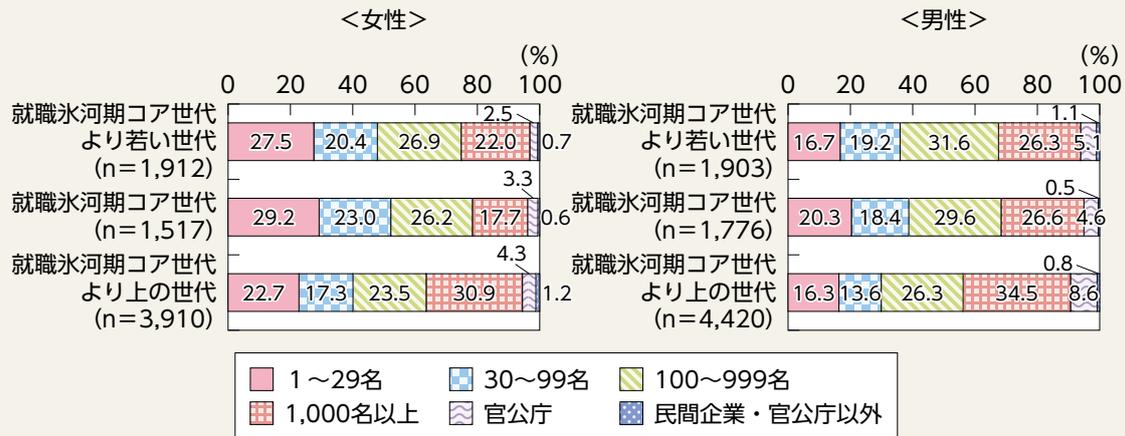


1 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）。

2 第4回就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム（令和4（2022）年5月12日開催）資料1では、「いわゆる就職氷河期についての明確な定義は存在しないが、おおむね平成5（1993）年～平成16（2004）年に学校卒業期を迎えた者を指し、浪人・留年等を経験していない場合、令和4（2022）年4月現在、大卒でおおむね40～51歳、高卒でおおむね36～47歳である。」とされている。

3 ここでは、大卒、短大卒、高卒の就職活動時期に鑑み、次のとおりとした。
 「就職氷河期コア世代」：昭和50（1975）年～昭和59（1984）年生まれ＝令和3（2021）年調査時点37歳～46歳
 「就職氷河期コア世代より若い世代」：昭和60（1985）年生まれ以降＝令和3（2021）年調査時点20歳～36歳
 「就職氷河期コア世代より上の世代」：昭和49（1974）年生まれより前＝令和3（2021）年調査時点47歳～69歳

(図2) 初職の企業規模 (世代別)

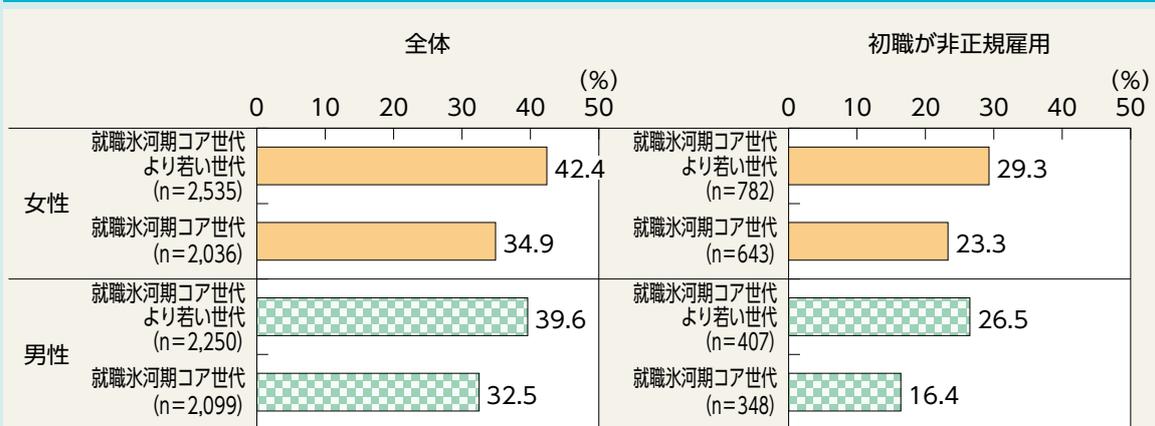


(備考) 1. 「わからない」とした回答を除いて算出。
2. 本社、支店、工場等を含めた従業員総数、パート等も含む。

しかしながら、就職時の「仕事への希望度 (就職前の希望通りだったか)」を見ると、「就職氷河期コア世代」では、「希望通り」と回答する割合が「就職氷河期コア世代より若い世代」と比較して低くなっている。

特に、初職が非正規雇用であった人の、就職前に感じていた「仕事への希望度 (希望通りだったか)」を見ると、「就職氷河期コア世代より若い年代」では、初職が非正規雇用であっても「希望通り」とする割合が、「就職氷河期コア世代」と比較して高く、男性において、その傾向が顕著である (図3)。「就職氷河期コア世代」では、不本意に非正規雇用にならざるを得なかった人が一定数いる一方で、「就職氷河期コア世代より若い世代」では、「非正規雇用も選択肢の一つ」と捉えている人もいることが推測される。現に、初職の満足度について、「就職氷河期コア世代」は、前後の世代と比較して、全ての項目で満足度が低くなっている。

(図3) 仕事への希望度 (希望通りだったか)

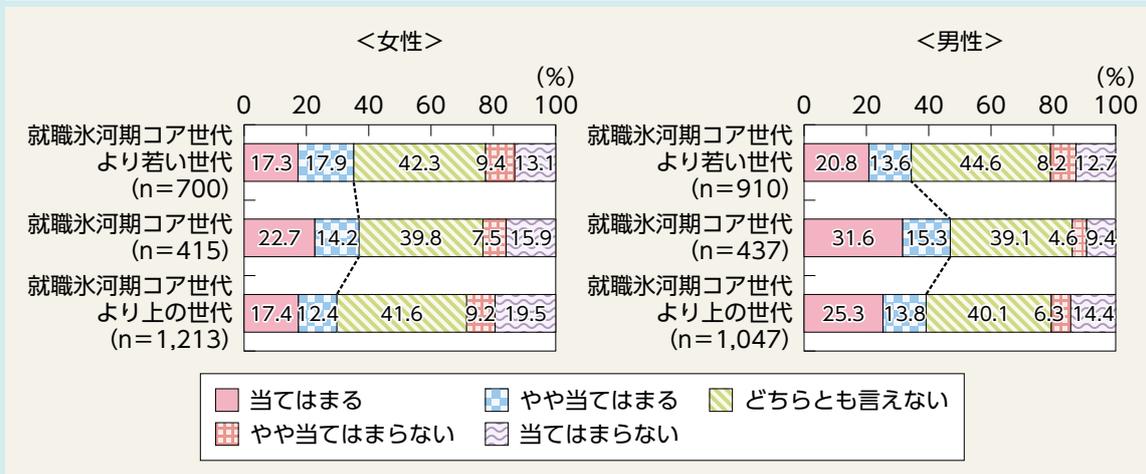


(備考) 「希望通り」「やや希望通り」の累計値。

世代間の違いは、初職をめぐる状況に留まらない。例えば、独身者が、今後、積極的に結

婚したいと思わない理由のうち、「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」を見ると、男女ともに「就職氷河期コア世代」で「当てはまる」もしくは「やや当てはまる」と回答した割合が高く、特に男性では5割近くに上る（図4）。

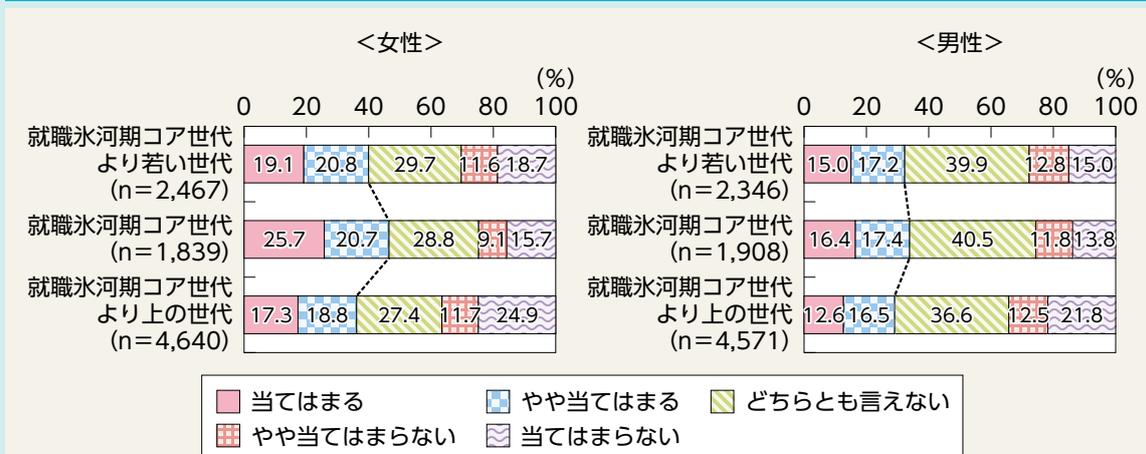
（図4）今後、積極的に結婚したいと思わない理由が、「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」としている割合（世代別）



また、「就職氷河期コア世代」は、他の世代と比べて将来に対する不安を強く感じている。中でも、将来の年金受給に関する不安が大きく、「就職氷河期コア世代」の女性のうち4割以上が「高齢になっても年金受給が不透明・見通しが立たない」に「当てはまる」もしくは「やや当てはまる」と回答している（図5）。

依然として、就職氷河期世代は他の世代と比較して、現在も様々な課題に直面していることが分かる。引き続き、就職氷河期世代に対して必要な支援⁴を行うとともに、第二の就職氷河期を生まないようにすることも重要である。

（図5）将来に対する不安の理由が、「高齢になっても年金受給が不透明・見通しが立たない」としている割合（世代別）



（備考）「わからない・考えられない」とした回答者を除いて算出。

4 「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元（2019）年6月21日閣議決定）において取りまとめ）に基づく就労や社会参加への支援等が行われている。

第3節

人生100年時代における男女共同参画の課題

かつて、我が国では、家族は社会保障の機能を担い、多世代・3世代同居により、経済的な保障だけでなく、家事・育児、高齢者の介護は家族内で行われていた。昭和の高度成長期に、都市部では核家族化が進み、夫婦と子供という世帯が増加し、仕事は夫、家事・育児は専業主婦の妻に任されたが、地方では多世代・3世代同居が続き、家族の社会保障の機能は維持された。現在の我が国の税・社会保障制度等は、基本的には、この家族の姿を前提に作られている。

昭和、平成、令和と、時代が移り変わり、第1節、第2節で見てきたように、家族の姿の変化、家族に関する意識が変化し、家族が社会保障の機能を十分果たせなくなった。これらの変化に応じて、税・社会保障制度等は、改変されてきているが、現在の家族の姿に十分対応できておらず、制度等の恩恵を十分に受けられない人々がいる。

女性の人生は多様化し、女性にとって、もはや結婚は永久就職先ではなくなった。しかし、人生の選択肢は増えたものの、遭遇するリスクも多様化し、多様化したリスクに対応する制度等の整備が追いついていない。一方で、女性の経済的自立の手段が依然として限られているため、リスクを回避・軽減できず、不安定な状況に置かれている場合も多い。有配偶の女性（既婚女性）は、無業の場合（専業主婦）はもちろん、有業の場合でも収入が低いことが多く、配偶者との離死別で貧困に陥るリスクがある。子供がいる場合は、配偶者との離死別でひとり親となり、貧困に陥るリスクは更に高くなる。また、DV（配偶者暴力）を受けていても、経済的自立が出来なければ、逃れられず、身体的・精神的に追い詰められるリスクもある。無配偶の女性（独身女性）では、所得が低い人も少なくなく、さらにリスクヘッジの手段がなく、経済的に

不安定なほか、将来が不安というリスクを抱えている。

調査結果から、実態としては、依然として結婚を経済的手段と考えている女性が一定程度いる。しかし、家族の姿が変化した今、結婚は、必ずしも安定した生活を保障してくれるセーフティネットではなくなっている。

このように、家族の姿も女性の人生も多様化する中、人生100年時代を迎え、長い人生の中で女性が経済的困窮に陥ることなく、また、尊厳と誇りをもって人生を送ることができるようにするためには、様々な政策課題があるが、特に、以下の5つが優先的に対応すべき事項と考えられる。

第一に、女性の経済的自立を可能とする環境の整備である。

女性の貧困リスクを軽減するためには、まず男女間賃金格差の解消が必要である。現状では、日本の男女間賃金格差（フルタイム、中央値）は、男性の賃金を100とすると女性の賃金は77.5と、OECD諸国平均の88.4よりも格差が大きく、国際的にみても男女間賃金格差が大きい国の部類に入る（特-73図）。こうした格差を是正するためには、同一労働同一賃金により正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を無くすとともに、各企業における男女間賃金格差にかかる情報の開示を義務づけ、合理的に説明できない格差を解消していくことが必要である。

また、成長の伸びしろが小さい産業から成長産業へ、賃金水準の低い産業から賃金水準が高く、職務経験とともに賃金が伸びていく産業へと、女性の労働移動を促していくことも重要である。例えば、女性のデジタル分野での活躍が挙げられる。女性の非正規雇用労働者の割合が高い宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業等が、コロナ下で打撃を受ける中、IT産業は、業績が好調であり、雇用ニーズが大きく、また、柔軟な働き方が可能であることなどから、経済的自立を目指す女性の就業先として注目されてい

る。令和4（2022）年4月、政府は、「女性デジタル人材育成プラン」を策定した。このプランに沿って、就労に直結するデジタルスキルを身につける機会を提供するとともに、女性のデジタル分野への就労促進を官民が連携して進め、3年間の集中取組期間に成果を上げていくことが必要である³⁹。

加えて、保育・介護等ケアに関わる就労分野では、ケア労働は女性がするものというアンコンシャス・バイアスもあって、女性が多く就業してきたという実態があるが、こうしたケア労働への評価と公的価格である賃金を改善することも重要である。

地域においては、若い女性の人口流出を止め、人口減少を防ぐという観点からも、女性が活躍し、経済的に十分自立できるだけの収入が得られるような雇用の場を作っていくことが必要である。若年層では、男性よりも女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いている。その理由として、地方には魅力的な就職先がない、女性の就職先が限られていることなどがあると分析されている⁴⁰。他方、東京圏在住者においては、コロナをきっかけに家賃や生活費の高い大都市を離れ、地方での生活を考える人も増えるという傾向がみられる（特-74図）。これを大きなチャンスとしてとらえ、地方における女性活躍の契機にすべきである。

第二に、様々な政策の制度設計において、家族の姿が多様化していることを念頭におく必要がある。具体的には、世帯単位から個人単位での保障・保護へ、また、育児・介護等無償ケア労働の担い手に配慮する場合にも、専業主婦全般を対象にしたものから、無償ケア労働を担っている人への配慮へと切り替え

ていくべき時である。離婚が増え、世帯そのものが流動化しているなかで、世帯単位を前提とする制度がそのまま続いていけば、制度のひずみによる問題も大きくなる。夫の扶養の範囲内で働くため就業調整を続けてきた女性が離婚すると、低年金に直面する可能性があることがその一例である⁴¹。また、世帯単位を前提とした施策を講じると、離婚直後のため受け取るべき給付金が受け取れないなど、様々な問題が生じる可能性があり、現にコロナ下でこうした問題が顕在化した。マイナンバー制度等も踏まえつつ、個人を単位とした制度設計を基本に政策を検討すべきである。

第三に、女性の早期からのキャリア教育の重要性である。

女子生徒に対しても、早い段階から将来の職業選択に資する情報を提供し、また、人生100年時代における女性の経済的自立の重要性、職業能力を身につけることの必要性をしっかりと認識できるようにするための教育を行う必要がある。また、結婚や出産などのターニングポイントで労働市場からいったん退出しても、いつでも労働市場に参入し、退出時と同等の処遇を得るための一助として、女性の就業に直結するリスキリングの機会の提供やリカレント教育等も重要である。女性が人生のターニングポイントでこれまで培ってきたキャリアを中断しないことは、女性の貧困リスクの軽減となる。もはや時代が変わったことを女性自身も認識すべきである。

第四に、柔軟な働き方を浸透させ、働き方をコロナ前に戻さないことが必要である。

男女がともに家事・育児・介護等の無償ケア労働を行いながら就労できる環境を作るとは、女性の経済的自立のためにも重要な課

³⁹ なお、デジタルについては、女性の就業先としてだけでなく、いわゆるデジタル・ディバイドを防ぐ観点からの施策も重要である。公共サービスにおいても、パソコンやスマートフォンを活用したより利便性の高いサービスを進めており、こうしたデジタル機器をできるだけ使いこなせるよう、単独世帯の高齢者も含め支援が必要である。

⁴⁰ 内閣府「地域の経済2020-2021—地方への新たな人の流れの創出に向けて—」（令和3（2021）年9月3日公表）、国土審議会第5回計画部会（令和4（2022）年2月21日）資料、公益財団法人東北活性化研究センター「人口の社会減と女性の定着に関する意識調査」（令和3（2021）年3月公表）等で分析されている。

⁴¹ こうした低年金問題の解決に向けて、前述の短時間労働者への被用者保険の適用拡大等が行われている。また、離婚時には、婚姻期間に係る厚生年金の保険料納付記録（標準報酬）を分割する、年金分割制度がある。

題である。コロナ下で、テレワークの浸透や在宅勤務等、働き方が多様化し、コロナ前に比べ、平日に自宅で仕事以外に使える時間が増えるなど、男女ともに家庭と仕事の両立をしやすくなった人が増加している（特-75図）（特-76図）。コロナ収束後においても、「働き方をコロナ前に戻さない」という決意のもとで、テレワークや在宅勤務を一層普及させ、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現することが重要である。

国際的に比較して長い男性の労働時間（特-31図再掲）が是正され、男性の家事・育児参加が進めば、その妻の負担が減るだけでなく、従来型の長時間労働が暗黙の条件と考えて役職に就くことをあきらめていた女性が昇進を目指す環境を作ることに寄与する。

第五に、女性の人生の多様化とともに、男性の人生も多様化していることを念頭においた政策が必要である。

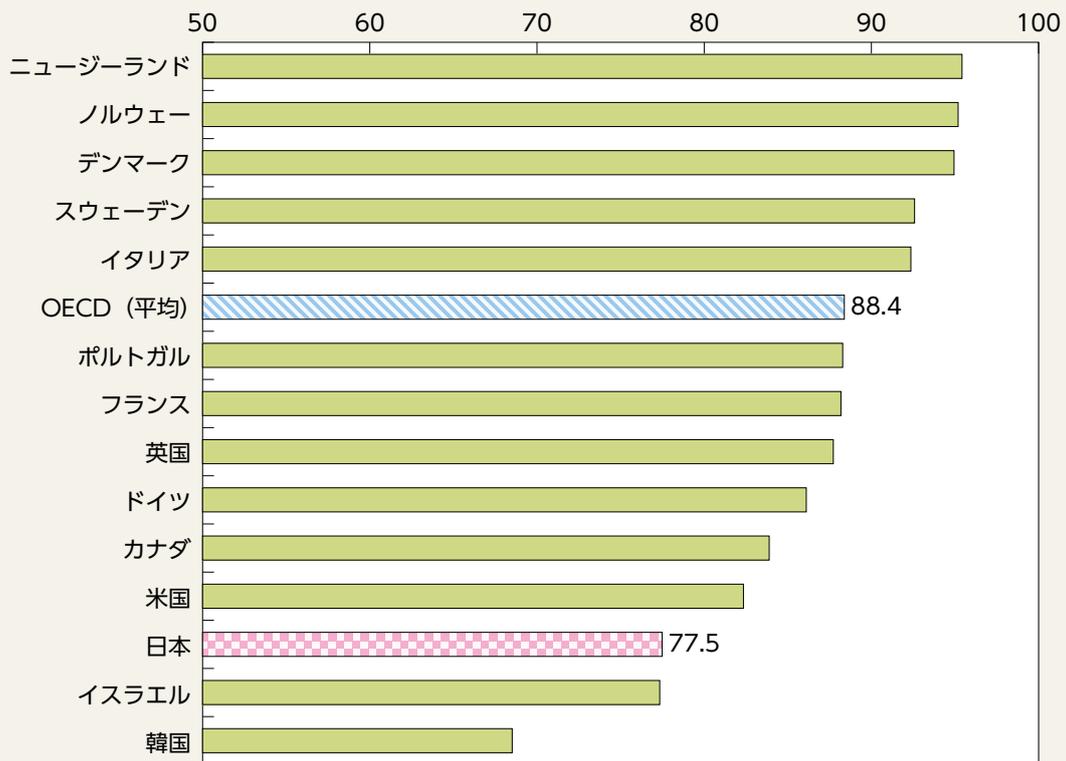
昭和の時代（戦後）、95%以上の男性が結婚し、いわゆる「皆婚社会」であった。その時代の典型的な家族像は、家庭のことは専業主婦の妻に任せて夫は仕事一筋、終身雇用による安定と年功序列型賃金により、やがて安定した中高年期が訪れるというものであったが、現在は、未婚者も離婚も増え、また、共働き世帯が専業主婦世帯を大きく上回ってい

る。また、男性が地域社会で孤独・孤立に陥るリスクも増大している。このため、地方自治体の男女共同参画センター等で男性相談窓口を整備・拡充していくことが重要である。

家族の姿の変化とともに、結婚に対する考え方、子供を持つことに対する考え方も、男女ともに多様化している。他方、深刻化する少子化・人口減少に対応するためには、結婚を希望する人が結婚でき、子供を持ちたい人が子供を持てる環境をつくることが重要である。これまでも、国・地方自治体において結婚支援、子供・子育て支援を行ってきたが、こうした支援は引き続き必要である。さらに、現在の日本では恋愛結婚が結婚の9割近くを占めていることから、恋愛、交際、結婚に至る過程でお互いを尊重しあうことの重要性や、最低限身に付けるべき大切なルール、例えば、いわゆるデートDVやハラスメントの問題について、教育・啓発の中で学ぶことも重要である。

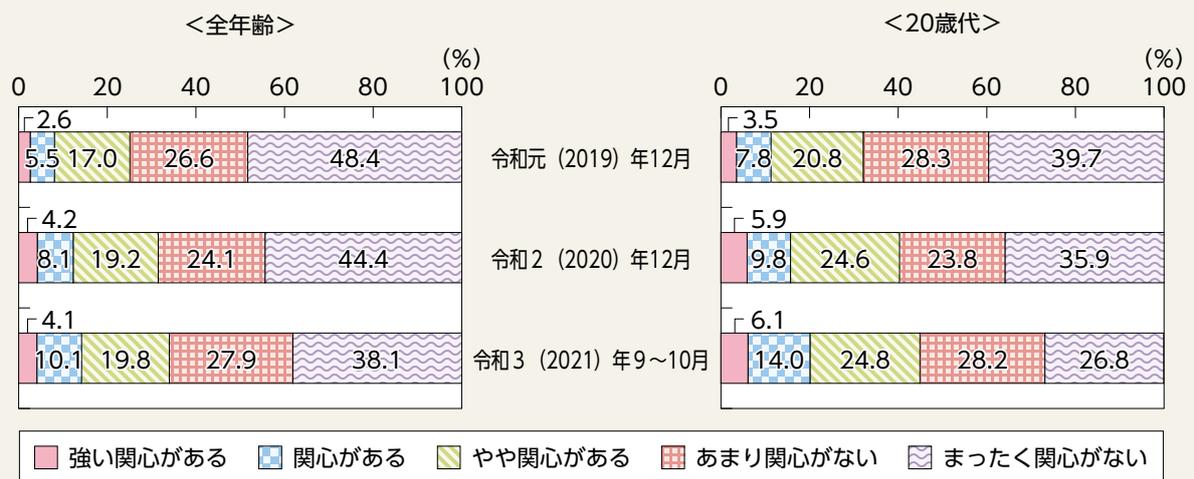
人生100年時代を迎え、日本の家族と人々の人生の姿は多様化し、昭和の時代から一変した。今後、男女共同参画を進めるに当たっては、常にこのことを念頭におき、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すとともに、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していく必要がある。

特-73図 男女間賃金格差の国際比較



(備考) 1. OECD “OECD. Stat” より作成。
 2. ここでの男女間賃金格差とは、フルタイム労働者について男性賃金の中央値を100とした場合の女性賃金の中央値の水準を割合表示した数値。
 3. イスラエル、フランスは平成30 (2018) 年、イタリア、デンマーク、ドイツは令和元 (2019) 年、それ以外の国は令和2 (2020) 年の数字。

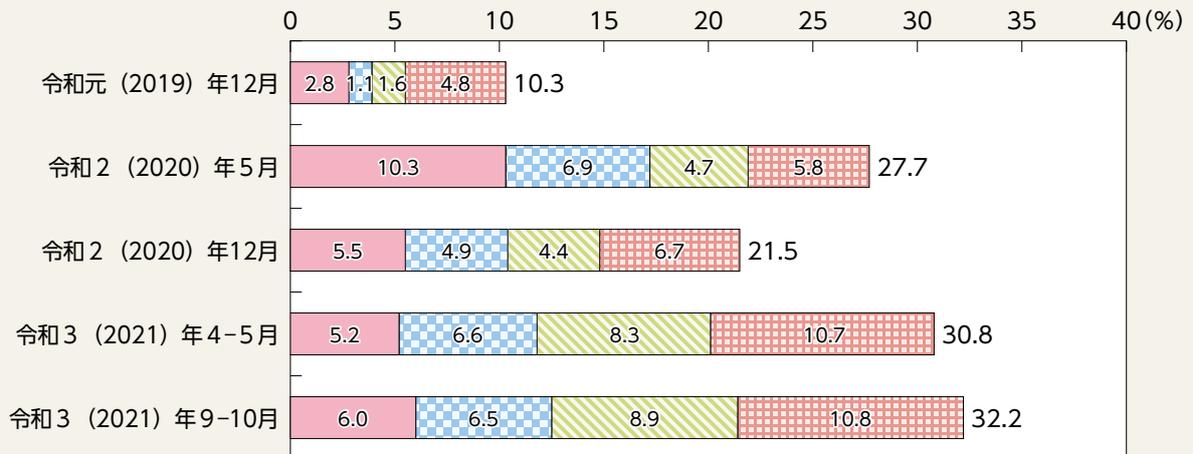
特-74図 地方移住への関心 (東京圏在住者)



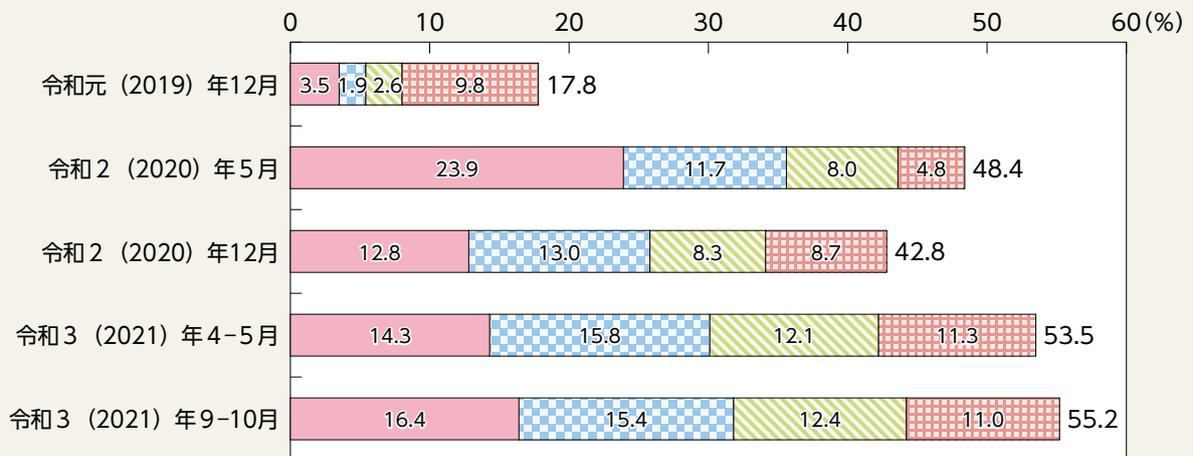
(備考) 内閣府「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和3 (2021) 年11月1日公表) より作成。

特-75図 テレワーク実施頻度の変化

<全国>



<東京都23区>

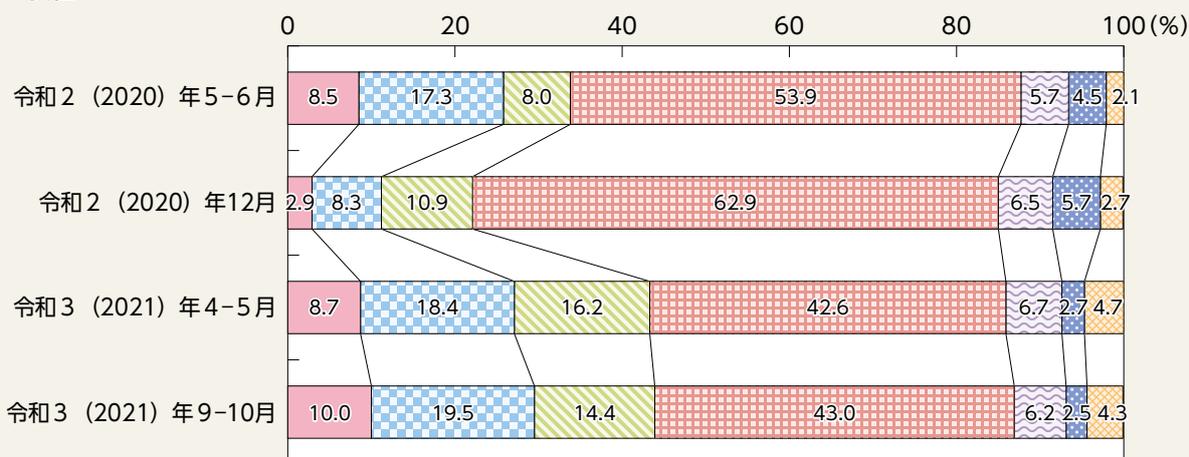


テレワーク (ほぼ100%)
 テレワーク中心 (50%以上) で、定期的に出勤を併用
 出勤中心 (50%以上) で、定期的にテレワークを併用
 基本的に出勤だが、不定期にテレワークを利用

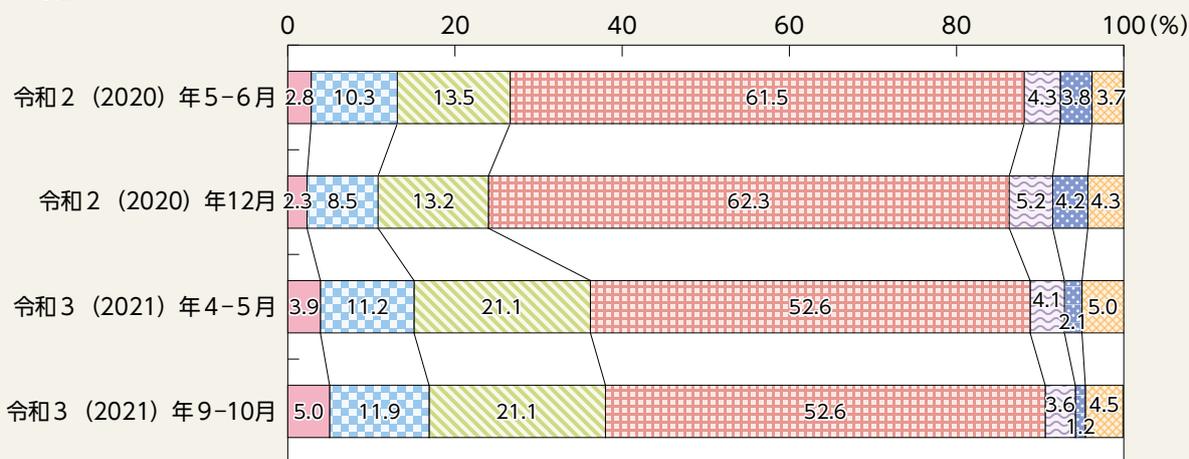
(備考) 内閣府「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和3(2021)年11月1日公表)より作成。

特-76図 家事・育児時間の変化

<女性>



<男性>



- 大幅に増加 (51%以上増加)
 増加 (21%~50%増加)
 やや増加 (6%~20%増加)
- おおむね変化無い (5%減少~5%増加)
 やや減少 (6%~20%減少)
 減少 (21%~50%減少)
- 大幅に減少 (51%以上減少)

(備考) 1. 内閣府「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和3(2021)年11月1日公表)より作成。
 2. 対象は18歳未満の子を持つ親。
 3. 令和元(2019)年12月(感染症拡大前)からの変化を質問。

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会について

人生100年時代が到来するとともに、未婚・単身世帯の増加、平均初婚年齢の上昇、離婚件数の増大等、我が国の家族の姿は、昭和の時代から大きく変化し、かつ多様化している。

男女共同参画を推進する上では、こうした変化に伴って、特に女性が置かれた環境をめぐり、どのような課題が生じており、又は生じることが予想されるか、把握することが重要である。

このため、内閣府男女共同参画局では、近年、我が国の結婚と家族にどのような変化が生じているか、その実相をデータを用いて多面的に明らかにするとともに、それに伴う課題を整理するため、令和3（2021）年5月から、社会学、人口学、経済学の専門家から構成される「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会」を開催した。

研究会は、令和4（2022）年4月末までに計11回開催し、第1回から第3回まで及び第11回は構成員によるプレゼンテーション及び意見交換を行うとともに、第4回から第10回まではゲストスピーカーを招き、女性の人生と家族形態の変化・多様化などについて様々な角度から議論を行った。

研究会の議事録及び資料は内閣府ホームページに掲載されている。

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会 構成員名簿

（五十音順、敬称略、◎は座長）

天野 馨南子 ニッセイ基礎研究所 生活研究部 人口動態シニアリサーチャー

稲葉 昭英 慶應義塾大学文学部教授

岩澤 美帆 国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部長

小林 盾 成蹊大学文学部教授

永瀬 伸子 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授

◎山田 昌弘 中央大学文学部教授

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会 開催経緯

第1回 令和3 (2021) 年5月18日 (火) 15:00~16:30

- 研究会の進め方について
- 構成員によるプレゼンテーション
 - ・山田昌弘座長 (日本家族の現状とこれから)
 - ・稲葉昭英構成員 (近年のデータからみた家族の動態と今後の問題)

第2回 令和3 (2021) 年7月8日 (木) 10:30~12:00

- 構成員によるプレゼンテーション
 - ・天野馨南子構成員 (人生100年時代の変わりゆく結婚と家族 最新データ解説)
 - ・岩澤美帆構成員 (人口変動から考える男女共同参画)

第3回 令和3 (2021) 年7月26日 (月) 14:00~15:30

- 意見交換
- 今後の研究会の進め方について

第4回 令和3 (2021) 年9月30日 (木) 15:00~17:00

- 有識者からのヒアリング (女性の人生と家族形態の変化・多様化①)
 - ・落合恵美子・京都大学大学院文学研究科教授 (20世紀体制を超えて)

第5回 令和3 (2021) 年11月2日 (火) 16:00~18:00

- 有識者からのヒアリング (女性の人生と家族形態の変化・多様化②)
 - ・大石亜希子・千葉大学大学院社会科学研究院教授 (母子世帯の貧困について)
 - ・阿部彩・東京都立大学人文社会学部人間社会学科教授 (貧困率からみる女性の状況：1985-2018)

第6回 令和3 (2021) 年11月30日 (火) 10:00~12:00

- 有識者からのヒアリング (女性の人生と家族形態の変化・多様化③)
 - ・筒井淳也・立命館大学産業社会学部教授 (家事負担の軽減や、家事のアウトソーシング、現状や課題、今後の方向性について)
 - ・阪井裕一郎・福岡県立大学人間社会学部公共社会学科専任講師 (日本社会における事実婚の実態)

第7回 令和3 (2021) 年12月14日 (火) 10:00~12:00

- 男女共同参画に関する最近の動き
- 有識者からのヒアリング (女性の人生と家族形態の変化・多様化④)
 - ・永瀬伸子・お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授 (家族・世帯の変化に対応した

税制・社会保障制度・雇用慣行)

- ・山田昌弘座長（日本の社会保障制度の特徴とその前提の崩壊）

第8回 令和4（2022）年2月7日（月）10：20～12：00

○有識者からのヒアリング（女性の人生と家族形態の変化・多様化⑤）

- ・藤森克彦・日本福祉大学福祉経営学部教授、みずほリサーチ&テクノロジーズ主席研究員（中年未婚者の生活実態と老後への備えに関する分析―「単身世帯」と「親と同居する世帯」の比較―）

○「人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」中間報告について

第9回 令和4（2022）年2月24日（木）16：50～18：00

○有識者からのヒアリング（男性の視点からみた家族形態の変化・多様化）

- ・平山亮・大阪市立大学大学院文学研究科准教授（「介護する息子」とその増加をいかに見るか）

第10回 令和4（2022）年3月2日（水）10：45～12：00

○有識者からのヒアリング（女性の人生と家族形態の変化・多様化⑥）

- ・野沢慎司・明治学院大学社会学部教授（ステップファミリー 親の離婚・再婚と子どもをめぐる制度状況と社会的課題）

第11回 令和4（2022）年4月7日（木）13：00～15：00

○構成員によるプレゼンテーション

- ・小林盾構成員（豊かで幸せな人生100年時代に向けた、恋愛の役割はなにか）
- ・永瀬伸子構成員（人生100年時代の家族のための雇用と社会保障：女性の雇用の改善のために）

○人生100年時代の結婚と家族に関する研究会報告書骨子案について

関係閣僚と民間有識者により構成され、男女共同参画に関する大きな方向性について総理官邸で議論を行う「男女共同参画会議」の下には、より具体的な議論を行うための「計画実行・監視専門調査会」が設置されている。

「計画実行・監視専門調査会」では、令和2（2020）年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」の実行状況の監視を行うとともに、各府省が当該年度及び翌年度に重点的に取り組む事項を取りまとめ、翌年度予算の概算要求に反映させるために策定する「女性活躍・男女共同参画の重点方針」、いわゆる「女性版骨太の方針」について議論を行っており、議事録及び資料は内閣府ホームページに掲載されている¹。

有識者委員は、大学や経済界、地方自治体、法曹など、様々な分野で活躍されている方々から構成されている。また、各分野の政策の責任者である各府省の局長や審議官も討議に参画するなど、政府をあげて、男女共同参画社会の実現に向けた議論が行われている。

計画実行・監視専門調査会 委員

令和4年4月19日現在
(五十音順、敬称略)

石黒 不二代	ネットイヤーグループ株式会社代表取締役社長兼CEO
井上 久美枝	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
大崎 麻子	関西学院大学客員教授
窪田 充見	神戸大学大学院法学研究科教授
佐々木 成江	お茶の水女子大学ジェンダード・イノベーション研究所特任教授
※◎佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
治部 れんげ	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院准教授
※白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
徳倉 康之	NPO法人ファザーリング・ジャパン理事、 株式会社ファミリーエ代表取締役社長
※内藤 佐和子	徳島市長
※山口 慎太郎	東京大学大学院経済学研究科教授
山田 秀雄	山田・尾崎法律事務所代表弁護士

(◎：会長、※印：男女共同参画会議議員)

1 内閣府男女共同参画局「計画実行・監視専門調査会」ホームページ (https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/index.html)

「計画実行・監視専門調査会」 議論の経緯

「計画実行・監視専門調査会」では、「女性版骨太の方針」の策定に向けて、令和3（2021）年9月より、様々な課題について議論を行ってきた。

第1回 令和3（2021）年5月12日（水）

- 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」について

第2回 令和3（2021）年9月21日（火）

- 女性活躍・男女共同参画の現状と課題
- 人生100年時代の結婚と家族をめぐる状況
- コロナ下の女性への影響
- G20女性活躍担当大臣会合におけるSTEM分野・女性デジタル人材に関する議論
- 今後の専門調査会の進め方について

第3回 令和3（2021）年9月30日（木）

- アンコンシャス・バイアスに関する調査結果と今後の取組について
- 旧姓の通称使用の拡大の現状と課題
- APEC「女性と経済フォーラム」
- 女子差別撤廃条約実施状況第9回報告

第4回 令和3（2021）年10月20日（水）

- 女性の生理と妊娠等に関する健康について
- OECD閣僚理事会のジェンダーに関する議論について
〈出席府省〉文部科学省、厚生労働省、経済産業省

第5回 令和3（2021）年10月26日（火）

- 科学技術分野における女性の活躍促進について
- 日英EPA等におけるジェンダーに関する議論について
〈出席府省〉内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）、文部科学省

第6回 令和3（2021）年11月17日（水）

- 「候補者男女均等法」（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）の男女候補者均等目標に向けて

第7回 令和3（2021）年11月25日（木）

- 女性の経済的自立について①（労働分野）
〈出席府省〉法務省、厚生労働省、経済産業省

第8回 令和3（2021）年12月3日（金）

- 司法・行政分野における女性の参画拡大について
- ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱いについて
〈出席府省〉内閣官房（内閣人事局）、人事院、総務省、法務省

第9回 令和3（2021）年12月22日（水）

- 「女性活躍・男性共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針）の策定に向けて
- コロナ下の女性への影響に関するフォローアップ

第10回 令和4（2022）年1月25日（火）

- 女性の経済的自立について②（教育分野）
〈出席府省〉内閣官房（教育未来創造会議担当室）、文部科学省

第11回 令和4（2022）年2月15日（火）

- 女性の経済的自立について③（女性デジタル人材、リスキリング）
- コーポレートガバナンス・コードに沿った企業の取組、市場再編
〈出席府省〉内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）、金融庁、デジタル庁、厚生労働省、経済産業省

第12回 令和4（2022）年3月2日（水）

- 女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討
〈出席府省〉内閣官房（全世代型社会保障構築本部事務局）、人事院、財務省、厚生労働省

第13回 令和4（2022）年3月29日（火）

- 女性の経済的自立について④（男女間の賃金格差）
- 公共調達の活用による女性の活躍促進について
〈出席府省〉金融庁、厚生労働省

第14回 令和4（2022）年4月19日（火）

- 男性の家庭・地域社会における活躍について
- ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループの開催について
〈出席府省〉デジタル庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

第15回 令和4（2022）年4月21日（木）

- 高齢期の女性の経済状況について
- 諸外国における企業役員の女性登用について
〈出席府省〉金融庁、厚生労働省

第16回 令和4（2022）年5月26日（木）

- 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」（原案）について

参考 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(内閣府男女共同参画局委託調査)

(1) 調査目的

コロナ下で改めて顕在化した男女共同参画の遅れの要因の一端として、家族形態の変容、社会構造が変化しているにもかかわらず、働き方、税・社会保障制度等の制度・慣行が依然として昭和の働き方・制度・慣行となっており、現在の結婚や家族の実相と合っていないことや、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を含む固定的な性別役割分担意識等に基づく構造的な問題が存在することなどが指摘されている。

本調査は、前述の問題意識を念頭に、結婚・仕事・収入に関して、意識調査等を行い、男女差、年代差、学歴差、地域差を確認した上で、男女間賃金格差の要因の一端や、働き方・制度・慣行が現在の結婚や家族の実相に合っているのかどうか等を明らかにし、人生100年時代における働き方・制度を検討する際の資料となることを目的とする。

(2) 調査方法

インターネット・モニターに対するアンケート調査

(3) 調査期間

令和3（2021）年12月27日（月）～令和4（2022）年1月11日（火）

(4) 調査項目

「あなた自身に関する調査」という名目で、以下の①～⑥の項目を調査した。

- ①結婚・家族を取り巻く状況
- ②仕事を取り巻く状況
- ③結婚・子供を持つ事と働き方
- ④収入を取り巻く状況
- ⑤老後の生活スタイル
- ⑥生活全般への考え方や満足度・将来不安

(5) 回答者数など

- ・回答者数は、20,000人
- ・調査対象は、国内在住のインターネット・モニター（20歳以上70歳未満）